消防年報

(令和4年度版)



宫崎市消防局

はじめに

消防年報(令和4年度版)をここに刊行いたします。

本書は、宮崎東諸県広域市町村圏(宮崎市、国富町、綾町)の 消防現況及び消防業務に関する事項を収録し、消防行政の合理的 な運営と市民の皆さんに消防事情を紹介するために編集したも のです。

令和4年7月

宫崎市消防局

本書を利用される方へ

- 1 本書は、原則として令和3年(令和3年1月~令和3年12月)又は令和3年 度(令和3年4月~令和4年3月)の統計資料を掲載しましたが、更に利用者の 便を考慮しておおむね過去5年間の資料も併せて掲載しました。
- 2 統計表中「年」とあるのは、年間(1月~12月)、「年度」とあるのは、年度(4月~翌3月)の事実を示しています。

なお、平成31年1月~4月、令和元年5月~12月の事実については、「令和元年」という表記で、平成31年4月~令和2年3月の事実については、「令和元年度」という表記で統一しています。

また、調査時点の必要なものについては統計表の右上又は頭注に示しています。

- 「一」皆無又は該当事実の無いもの
- 「…」事実不詳又は資料のないもの
- 「0」該当数を四捨五入した結果、単位未満に満たないもの
- 「Δ」減少又は負数

管 内 統 計 概 要

管内	市町名	人口 (人)	世帯数(世帯)	面積(k m²)
人口	宮崎市	399, 876	185, 992	643. 54
世帯数	国富町	18, 819	8, 971	130.63
•	綾町	7, 087	3, 253	95. 19
面積	合 計	425, 782	198, 216	869. 36

(住民基本台帳 令和4年4月1日現在)

耼	盐	総数		消防吏員		吏員外職員
ļ	1	条例定数 339名	吏 員	(うち再任用)	(うち女性吏員数)	8 名
娄	汝	実員総数 370名	362 名	24 名	7 名	(うち再任用1名)

(令和4年4月1日時点)

予 算	消防予算	機	構	消防団員数
機構・	3,860,970 千円	消防局 1	消防署 2	条例定数 2,754名
消 防 団	(令和4年度当初予算)	分 署 1	出張所 6	実 員 数 2,538名

(令和4年4月1日時点)

	ポンプ・タンク車	特殊車両	救急車	その他車両	消防団車両
車	ポンプ車 4台	梯 子 車 2台			ポンプ車 16台
	ポンプ車 4台	化 学 車 2台	高規格救急車	57 台	積 載 車 118台
両	タンク車 8台	救助工作車 2台	14 台		タンク車 6台
	タンク車 8台	補給車1台		(うち緊急車両 36台)	その他 4台

(令和4年4月1日時点)

	火 災 件 数	救 急 件 数	救助出動件数
	110 件	17,535 件	63 件
火災	火 災 種 別	救 急 種 別	救 助 種 別
•	①建 物 火 災 65件	①急 病 11,475件	①交 通 事 故 21 件
救急	②車 両 火 災 15件	②一般負傷 2,532件	②水 難 事 故 10 件
救助	③林野火災 3件	③交通事故 1,025件	③火 災 事 故 8 件
助	④その他の火災 27 件	④転院搬送 1,812件	④機械等による事故 2 件
		⑤その他 691件	⑤建物等による事故 1 件
			⑥その他の事故 21 件

(令和3年中)

消防	消火栓	防火水槽	その他(プール等)	合計
水利	5, 303	1, 261	189	6, 753

(令和4年4月1日時点)

	古町夕	市町名 防火対象物		危険物施設設置状況			
予	旧町石	例 久 刻 家 物	製造所	貯蔵所	取扱所		
	宮崎市	16, 978	2	489	317		
防	国富町	819		26	29		
	綾町	328	_	5	11		

(令和4年3月31日時点)

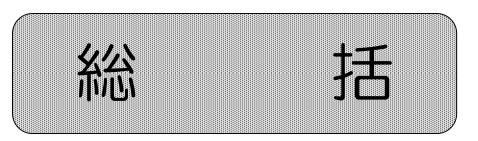
消防年報(令和4年度版)

₽)	1.0
⊄.	(I .
U	•	

▲ M 1T	
◆ 総 括 ············ 7	- 職員の勤務体制 ······3 S
	1 毎日勤務3 9
宮崎市の概要9	2 交替制勤務4(
1 沿革9	3 勤務サイクル4 1
2 位置及び位置図9	4 再任用職員4 2
消防の沿革 1 0	職員の安全衛生等4 3
名称・所在地・管轄区域17	1 安全・衛生管理4 3
1 消防本部	2 消防職員委員会4 3
2 消防署1 7	3 健康管理4 4
3 その他の施設 ································ 1 7	 公務災害・通勤災害
広域消防体制18	· - 1 令和3年度公務災害等発生状況 ······45
消防施設概要表 1 9	· 2 過去5年間の公務災害等発生状況 …45
組織機構図 2 0	
消防局の事務分掌	◆ 警防編 ·······4 ?
A 60 7th 6-	
◆ 総務編 2 7	消防体制4 9
	1 消防隊出動状況4 9
消防財政 29	·
1 令和4年度当初予算の概要29	消防装備
2 広域消防における予算の概要29	1 消防車輌配備状況5
消防職員30	2 救助資機材等配備状況5 6
1 消防職員の概要30	消防水利5 8
2 所属別・階級別職員数31	地域における防災対策5 5
3 職員の採用と退職状況(過去5年間)…32	1 自主防災組織5 5
4 宮崎市の消防職員年齢別	2 訓練・研修6(
• 勤務年数別構成32	1
5 年齢別・階級別職員数33	
6 勤務年数別・階級別職員数34	1 1 1
職員の研修35	消防同意
1 総務省消防庁実務研修35	 消防用設備等の検査
2 消防大学校研修3 5	予防査察6 4
3 宮崎県消防学校研修36	 違反処理
4 救急救命士養成研修37	
5 資格取得・特殊技能講習37	
職員の手当38	· ! !

防火	· 防災管理 6 5	5 9	危険物施設設置状況95
1	概要65	5 10	過去5年間の危険物施設設置廃止状況 …96
2	防火管理講習会及び防災管理再講習会…68	3 11	屋外タンク貯蔵所保有状況97
広報活	舌動	12	危険物施設立入検査状況97
1	概要69	13	危険物施設事務処理状況98
2	行事等69)	
宮崎勇	東諸県広域防災センター7 1	•	指令管制編
1	概要7 1	-	
2	施設概要7 1	指令	3 管制
3	職員構成 7 1	. 1	指令管制業務の概要101
4	主な業務実績7 1	. 2	2 119番着信状況101
5	設置率等 7 1	. 3	3 口頭指導状況 1 0 2
幼少年	F消防クラブ・婦人防火クラブ72	2 4	』 避難行動要支援者・
1	幼年消防クラブ7 2	2	災害時要援護者情報管理状況 …103
2	少年消防クラブ (小学生) 7 4	l 5	5 災害情報Eメール登録状況103
3	少年消防クラブ (中学生)	6	5 消防情報支援システム 1 0 4
4	宮崎市婦人防火クラブ連絡協議会 …77	7 7	7 消防有線系統図105
予防征	亍政協力団体 	3 8	3 消防無線系統図106
1	宮崎県消防設備協会宮崎支部78	3 9) 消防通信システムネットワーク …107
2	宮崎地区危険物安全協会78	3	
3	宮崎防火管理等協議会78	\$ ♦	火災編 1 0 9
4	ニシタチ・中央防火安全対策協議会 …79)	
市町別	川・用途別防火対象物数80) 火災	その概況111
用途別	川中高層建築物数(宮崎市)81	. 1	火災種別ごとの発生状況111
用途別	川中高層建築物数(広域2町)82	2 2	2 焼損面積・焼損棟数111
市町別	川・用途別消防同意状況83	3 3	3 火災による損害額112
署別・	· 用途別查察実施状況	4	↓ 火災の出火原因112
各種語	帯習会・行事等実施状況 85	5 5	5 死傷者の発生状況113
		ϵ	5 月別火災発生状況113
•	危険物規制編	7 7	7 曜日別火災発生状況114
		8	3 時間別火災発生状況114
危険物	勿規制89	過差	云の火災発生状況の推移 ······1 1 5
1	危険物規制事務の概要89) 1	市町別火災件数推移115
2	危険物施設の状況90) 2	2 火災種別の発生件数推移115
3	危険物施設についての事務処理状況 …91	. 3	3 過去5年間の出火原因の推移116
4	危険物施設の事故発生状況93	3 4	Ⅰ 火災件数と損害額推移116
5	広報・講習会等93	3 5	5 住宅火災について117
6	保安 2 法 9 3	火災	《件数・損害等の前年比較118
7	火薬類取締法規制事務処理状況93	年 写	リ・月別件数・損害額の推移 · · · · · · · 1 1 9
8	液化石油ガス法規制事務処理状況 …94	覚失	ロ別件数割合

宮崎市消防団分団地区別火災件数120	◆ 救助編 ·······143
出火原因別損害額状況121	
損害額1,000万円以上の火災122	救助統計145
過去10年間の死傷者発生状況122	1 救助活動状況145
年別死者発生状況123	2 月別救助出動件数146
火災件数の推移 1 2 4	3 過去10年間の救助出動件数146
	4 過去5年間の救助人員147
◆ 救急編 ·······1 2 7	5 事故発生場所別救助人員147
	6 地区別救助出動件数148
救急統計 1 2 9	7 管区別の救助事故発生件数148
1 救急活動概況 1 2 9	
2 事故種別出動状況130	◆ 消防団編 ······· 1 4 9
3 事故種別搬送人員状況130	
4 傷病程度別搬送人員状況131	宮崎市消防団配置図151
5 救急隊別出動状況131	消防団の沿革152
6 年齡区分別搬送人員状況132	消防団の組織体制156
7 搬送病院別搬送人員状況132	1 消防団の概要156
8 宮崎市消防局管内における宮崎県	2 消防団機構図156
ドクターヘリコプターの連携活動実績…133	消防団員の身分等157
9 応急手当普及啓発活動状況133	1 消防団員の報酬157
10 救急統計(資料編)134	2 消防団員の費用弁償(出動手当) …157
(1) 市町別出動·搬送人員状況134	3 消防団員の公務災害補償制度158
(2) 月別出動・搬送人員状況 ·······1 3 5	4 退職報償金支給制度158
(3) 時間別出動・搬送人員状況 ·····136	5 家族功労金支給制度158
(4) 救急隊別出動件数137	6 消防団員の共済・年金制度159
(5) 覚知別出動件数137	分団別消防団員数及び消防自動車160
(6)曜日別出動件数138	入団・退団状況160
(7) 現場到着所要時間別出動件数 …138	消防団員の階級別年齢構成162
(8)傷病程度別搬送人員139	消防団員の分団別年齢構成162
(9)年齢別搬送人員139	消防団員の階級別勤続年数構成163
(10) 収容所要時間別搬送人員139	消防団員の分団別勤続年数構成163
(11) 医療機関別搬送人員140	消防団員の職業構成164
(12) 診療科目別搬送人員140	消防団員の就業形態164
(13) 応急処置状況	広域消防団の現勢164



宮崎市



市長 清山 知憲



消防局長 有水 勇一郎



消防団長 高橋 昌久

宮崎市の概要

1 沿革

宮崎市は、日向灘に臨む宮崎県の中央部にあり、青い海と空、四季折々の花や緑に彩られ、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた南国情緒あふれる「太陽と緑」の都市です。

本市は、大正13年4月1日に宮崎郡宮崎町、大淀町及び大宮村の廃置分合によって市制を施行し、その当時は、面積45.15km。人口42,920人でした。

その後、市の発展とともに、昭和7年4月に檍村を、昭和18年4月に赤江町をそれぞれ編入合併しました。また、現行地方自治法施行後の昭和26年3月に倉岡、瓜生野、木花、青島の4村を編入合併し、さらに町村合併促進法施行後の昭和32年10月に住吉村を、昭和38年4月に生目村を編入合併し、平成10年4月には「中核市」となり、自然と調和し健康・文化・産業をはぐくみ魅力ある都市の更なる実現に向けて、様々な行政施策を展開して参りました。

このような中、平成18年1月に宮崎市近隣の佐土原町、田野町、高岡町を、平成22年3月に清武町を編入合併し、現在、面積643.54km。人口約40万人を数える県都として産業、教育、文化、交通その他あらゆる面にわたって発展を遂げています。

2 位置及び位置図

方位	地 点	緯度・経度						
極東	佐土原町下富田	東経 131° 30′ 21″						
極西	高岡町内山西和石	東経 131°11′21″						
極北	佐土原町上田島巨田	北緯 32°03′57″						
極南	大字内海	北緯 31°43′16″						
距離	東西 29.9 km 南北 38.3 km							



消防の沿革

昭和 7年10月	 本町通(現在の橘通東一丁目9番地)に宮崎市常備消防部が設置され、部長以
四和 7 中 10 万	下19人と消防車2台を配備した。
昭和8年5月	「「「の人」「「の一」」「これ」」とで、 常備消防部に火災報知専用電話を設置し、火災の時は「火事」と電話をすれば
#H4H 0 0 /1	常備消防部に通じることとなった。
昭和 12 年 4 月	北詰め所と南詰め所に運転手と消防手を1人ずつ常時勤務させることとした。
昭和14年4月	宮崎県が警防団令施行細則を制定、宮崎市消防組を宮崎市警防団と改称。
昭和23年3月	7日 消防組織法が施行された。
MATE 20 1 0 71	初代消防長に進藤琢一氏が就任した(助役兼務)。
昭和 23 年 4 月	初代消防次長に長友休右衛門氏が就任した。
MATE 20 1 177	市常備消防部内に宮崎市消防本部を設置した。
昭和 23 年 6 月	市常備消防部が宮崎市消防署に昇格した。
昭和23年8月	消防団令の公布により、宮崎市消防団が発足した。
昭和 23 年 10 月	第2代消防長に日高与三郎氏が就任した。
昭和 25 年 12 月	新消防庁舎が南広島通りに完成し、市消防本部及び消防署が移転した。
昭和 28 年 12 月	水難用救助艇を消防署に配備した。
昭和 29 年 12 月	消防署勤務消防司令 串間清が火災出動中殉職した。
昭和 33 年 4 月	第3代消防長に池田聖氏が就任した。
昭和 33 年 10 月	 自治体消防10周年記念式典が宮崎県公会堂で開催された。
昭和 33 年 12 月	第2代消防次長に矢野清氏が就任した。
	消防本部に課制を採用し庶務、警防、予防の3課制とした。
昭和 34 年 4 月	 中短波無線機を2台消防署に配備した。
昭和 34 年 10 月	 第4回九州地区消防操法大会が県営グラウンドで開催された。
昭和 35 年 4 月	 消防署北派出所(江平町、後に名称を江平出張所と改める)の落成式を行った。
	(中央分団4部が同居)
昭和 36 年 3 月	初めてのはしご付消防自動車(18m)を配備した。
昭和 39 年 4 月	救急業務を開始した。
昭和 39 年 8 月	新市庁舎を上野町に建設。市消防本部及び消防署が移転した。
昭和 39 年 12 月	初めての救急車(シボレー)を配備し、本格的な救急業務を開始。
昭和 42 年 8 月	大淀地区に南出張所(後に名称を大淀出張所と改める)を開設し防災体制の充
	実を図った。
昭和 43 年 3 月	初めての化学車を配備した。
昭和 44 年 4 月	宮崎地区危険物安全協会が組織された。
昭和 44 年 6 月	隣接の佐土原町、高岡町の2町と救急業務協定を結び、覚書に調印した。

昭和44年12月 市中央部の消防力強化のため別府町に中央出張所(後に名称を別府出張所と改める)を開設した。

昭和46年2月 32m級はしご付消防ポンプ車を配備。高層火災の防御態勢の強化を図る。

昭和46年9月 第4代消防長に花岡満明氏が就任した。

昭和47年4月 | 救急指令装置及び自動交換装置を指令室に設置した。

南分署を月見ヶ丘2丁目に開設し、組織の強化を図る。

昭和48年4月 第3代消防次長に須本康生氏が就任した。

隣接の清武町、田野町、佐土原町、高岡町、国富町、綾町を含む1市6町 の広域消防業務が発足した。

昭和49年3月 初めての救助工作車を配備した。

昭和49年4月 機構改革により南分署を南消防署に昇格し、北・南の2署制とした。また、 市南部地区の消防力強化のため青島地区に青島出張所を、広域消防に伴い 北部、西部、南部の3出張所を開設した。

これにより1消防本部、2消防署、7出張所となった。

昭和49年4月 第4代消防次長に笹岡正美氏が就任した。

予防課に危険物係を新設した。

昭和50年1月 機構改革により特別救助隊を発足、救助体制の充実を図った。

昭和50年9月 総務課に企画係を新設した。

昭和51年8月 第5代消防長に永山義男氏が就任した。

昭和52年4月 消防本部の名称を「宮崎市消防局」と改めた。

昭和52年5月 | 北消防署勤務消防司令補 松山昌広が救助訓練中殉職した。

南消防署管内の消防力強化のため大塚出張所を開設した。これにより1消防本部、2消防署、8出張所となった。

昭和53年11月 西部出張所に訓練場が完成した。

昭和54年4月 | 新しい南消防署の庁舎が竣工した。

昭和54年9月 無線の不感地区解消のため無線中継局が完成し運用を開始した。

昭和 55 年 3 月 | 屈折はしご付消防車(20m級)を南消防署に配備、消防力強化を図った。

昭和55年4月 第5代消防局次長に谷口富士男氏が就任した。

昭和56年2月 新庁舎が和知川原一丁目に竣工し、消防本部と北消防署が同庁舎に移転した。同時に機構改革により江平出張所を廃止、1消防本部、2消防署、7 出張所となった。

昭和56年10月 第6代消防局次長に尾関克巳氏が就任した。

宮崎自動車道の開通に伴い、南消防署に高速救急隊が発足した。

昭和57年10月 │ 清武町のLSI加工工場で火災が発生し、33億円の損害が発生した。

昭和58年4月 第6代消防局長に堀口隆信氏が就任した。

第7代消防局次長に小田文朗氏が就任した。

北消防署北部出張所を佐土原町下那珂に竣工し、移転した。

総務課の企画係と経理係を廃し、消防団係を新設した。

予防課の調査係と危険物係を廃し、保安係を新設した。

警防課の機械係を廃止するともに、警備係を警防係に改めた。

昭和58年6月 北消防署、南消防署に査察係を新設し、専従の査察業務を行い予防行政の充

実を図った。

昭和59年6月 市東部の消防力強化のため、別府出張所を廃止し、吉村町に北消防署東分署

を開設した。これにより1消防本部、2消防署、1分署、6出張所となった。

昭和60年7月 南消防署勤務消防司令補 串間信一が堀切峠林野火災で消火活動中殉職した。

昭和61年3月 | 救急業務用地図検索装置を指令室に導入した。

昭和61年4月 第8代消防局次長に鍋倉弘氏が就任した。

昭和62年3月 南消防署大淀出張所庁舎を大坪町に竣工し、移転した。

昭和63年3月 はしご付消防自動車(30m級)を購入し、東分署に配備更新した。

東分署の敷地内に宮崎東諸県広域防災センターが竣工した。

昭和63年4月 第7代消防局長に富田彰人氏が就任した。

平成元年3月 | 北消防署西部出張所庁舎を国富町嵐田に竣工した。

平成元年 4月 第9代消防局次長に菊野拓美氏が就任した。

初めての水上バイクを北消防署東分署に配備した。

平成2年3月 南消防署南部出張所庁舎を清武町沓掛に竣工し、移転した。

平成2年4月 南消防署庁舎を本郷北方に竣工し、移転した。

平成2年7月 第19回九州地区消防救助技術指導会が当市で開催された。

平成3年4月 第10代消防局次長に富永政男氏が就任した。

平成 4年 4月 第8代消防局長に蛯原啓次氏が就任した。

第11代消防局次長に小原正彦氏が就任した。

緊急情報システムの仮運用を開始した。

消防職員定数を251人から267人に増員した。

平成 4年12月 初めての高規格救急車を北消防署に配備した。

平成5年3月 屈折はしご付消防車(25m級)を東分署に配備した。

平成 5 年 4 月 | 改造高規格救急車を南消防署と東分署に配備した。

宮崎東諸県広域防災センターの所管を北消防署から総務課に変更した。

平成5年11月 | 緊急情報システムが本格稼働した。

平成 5年12月 | 大淀、大塚、青島の3出張所を統合し、生目台東一丁目に庁舎を竣工し、中

部出張所を開設した。これにより1消防本部、2消防署、1分署、4出張所

となった。

平成 6年 4月

第9代消防局長に伊豆凱夫氏が就任した。

警防課にあった通信指令係を指令室として独立させた。

警防課に救急救助係を新設した。

北・南消防署の査察係を廃し、予防課に査察係を新設した。

予防課の保安係を危険物係に改めた。

平成7年2月

旧青島出張所を青島臨時救急出張所として開設し、救急業務を開始した。

これにより1消防本部、2消防署、1分署、5出張所となった。

平成7年4月

消防職員定数を267人から280人に増員した。

平成 7年11月

耐震性貯水槽(100%)を千草児童公園に設置した。

青島救急出張所を開設した。

平成8年3月

初めての支援車を東分署に配備、災害対応多目的車を北消防署に配備した。

平成8年4月

第10代消防局長に後藤忠男氏が就任した。

平成 9年 3月

画像転送システムを設置、災害状況を関係機関へ配信可能となった。

平成 9年 4月

予防課の杳察係を廃した。

平成 9 年 12 月

南消防署青島出張所庁舎を青島一丁目に移転新築、初めて仮眠室を個室とし た。

平成 10 年 4 月

指令室を指令課と改めた。

平成 11 年 4 月

第11代消防局長に杉田眞敏氏が就任した。

第12代消防局次長に森紘喜氏が就任した。

消防職員定数を280人から292人に増員した。

平成 11 年 12 月

はしご付消防ポンプ車を購入、東分署に更新配備した。

平成 12 年 3 月

消防庁舎の耐震補強工事が完了した。

起震車を購入した。

平成 13 年 3 月

北消防署東分署の増改築を行い、仮眠室を個室とした。

宮崎市消防局ホームページを開設した。

平成 13 年 4 月

初めて女性消防吏員(1名)を採用した。

宮崎東諸県広域防災センターに新たに職員(嘱託)を配置し、宮崎地区防火 管理者等協議会、宮崎県保守協会宮崎支部、宮崎地区危険物安全協会の事務 局を移転した。

消防署及び東分署の係を再編した。

・警防係と庶務係を廃し、消防係と救急係を新設した。

・両消防署の査察係と予防係を統合し、予防査察係を設置した。

出張所に消防係と救急係を設置した。(青島出張所を除く。)

平成13年12月 1 北消防署西部出張所の改築を行い、仮眠室を個室とした。

平成14年4月 第12代消防局長に森紘喜氏が就任した。

第13代消防局次長に野中芳郎氏が就任した。

消防職員定数を292人から300人に増員した。

大淀救急研修所に嘱託職員を配置し、住民等を対象とした応急手当講習会等の 研修体制を充実させた。

平成14年11月 北消防署の救急隊を1隊増隊した。

平成14年12月 消防本部南西に消防局付属棟を新築した。

南消防署南部出張所の改築を行い、仮眠室を個室とした。

平成15年4月 年度末退職者数を年度初めに前倒し採用し、新規採用者は1年間を条例定数外として取り扱うこととした。

平成16年3月 北消防署北部出張所、南消防署中部出張所の改築を行い、仮眠室を個室とした。

平成16年4月 第13代消防局長に本山三明氏が就任した。

第14代消防局次長に仲村秀文氏が就任した。

宮崎東諸県広域防災センターの所管を総務課から予防課に変更した。

平成16年10月 宮崎県防災救急航空隊発足に伴い、隊長1名、隊員1名を派遣した。

平成17年4月 | 消防職員定数を300人から310人に増員した。

予防課に査察指導係を新設した。

平成17年9月 台風14号が襲来し、本市に未曾有の災害をもたらした。

平成17年10月 | 北消防署の改築を行い、仮眠室を個室とした。

平成17年1月 飲料水兼用耐震性貯水槽(100%)を市総合福祉保健センター(花山手)に 設置した。

平成18年1月 平成の市町村合併に伴い、消防事務受託町の佐土原町、高岡町、田野町を編入合併し、新たな枠組み(新宮崎市、清武町、国富町、綾町の1市3町)での 広域消防事務がスタートした。

平成 18 年 4月 | 第14代消防局長に新名典忠氏が就任した。

消防職員定数を310人から322人(実定数316人)に増員した。

指令課に指令第3係を新設し、勤務体制を2交替制から3部制に変更して夜間 複数体制とした。

総務課に総務研修係を新設した。

平成19年3月 住吉救急出張所を開設し、消防吏員10名を配置した。

これにより1消防本部、2消防署、1分署、6出張所となった。

平成19年4月 地域防災力の向上を図るため、消防出張所等に課長級を配置した。

平成20年2月 大淀救急研修所を宮崎市消防局応急手当研修センターに改称し、大塚台・生目

台地域事務所内へ移転した。

平成 20 年 4 月

第15代消防局長に谷口康吉氏が就任した。

平成 20 年 7 月

複雑多様化する特殊災害や大規模災害時における人命救助に、より迅速・的確 な対応を行うため、東分署に高度救助隊を新設した。

平成 21 年 4 月

第15代消防局次長に松山勝昌氏が就任した。

消防局次長を二人制(うち1名は南消防署長兼務)とした。

南消防署に訓練塔及び訓練研修施設を新築し、救助係を新設した。

平成 22 年 3月

消防事務受託町の清武町と合併し、新宮崎市、国富町、綾町の1 市2 町による広域消防事務となった。

平成 22 年 4 月

第16代消防局長に帖佐伸一氏が就任した。

次長1名について南消防署長兼務から北消防署長兼務に変更し、第16代消防 局次長(北消防署長兼務)に村﨑満氏が就任した。

高度救助隊員のうち6名を、国際消防救助隊員に登録した。

平成 23 年 3 月

東日本大震災の発生に伴い、宮崎県緊急消防援助隊の一員として、宮崎市消防 局より15名が岩手県陸前高田市へ派遣された。

平成 24 年 4 月

第17代消防局長に横井吉隆氏が就任した。

第17代消防局次長に野田康文氏が、第18代消防局次長(北消防署長兼務) に宮田英樹氏が就任した。

北消防署と南消防署の予防査察係のうち2交替の係を廃し、予防指導係を新設 した。

予防課に住宅防火対策推進室(嘱託員4名)を配置し、住宅用火災警報器の設置推進を図った。

平成 25 年 4 月

次長を二人制(うち1名は北消防署長兼務)から一人制(北消防署長兼務)と した。

予防課の危険物係を保安係に改めた。

平成 26 年 4 月

第18代消防局長に阪本満男氏が就任した。

平成 26 年 11 月

| 警防課の救急救助係を2名増員し、本部救急隊の運用を開始した。

平成 27 年 4 月

第19代消防局長に和田博文氏が就任した。

北消防署長兼務としていた次長の兼務を解き、第19代消防局次長に中原英二 氏が就任した。

警防課の救急救助係を救急救助企画室に改め、救急救助体制の強化を図った。 消防職員定数を322人から325人に増員した。

平成 28 年 4 月

熊本地震の発生に伴い、宮崎県緊急消防援助隊の一員として、宮崎市消防局より延べ23隊113名が熊本県へ派遣された。

平成 29 年 4 月

第20代消防局長に中原英二氏が就任した。

第20代消防局次長に岡田繁樹氏が就任した。

平成29年7月 九州北部豪雨の発生に伴い、宮崎県緊急消防援助隊の一員として、宮崎市消防 局より延べ10隊48名が大分県へ派遣された。

平成30年4月 第21代消防局長に岡田繁樹氏が就任した。

第21代消防局次長に杉村廣一氏が就任した。

平成31年4月 第22代消防局長に杉村廣一氏が就任した。

第22代消防局次長に魚本正宏氏が就任した。

消防職員定数を325人から339人に増員した。

指令課に情報管理係を新設した。

令和元年 12 月 警防課で運用していた本部救急隊を、北消防署において、北 2 救急小隊 (日勤) として、運用を開始した。

令和2年7月豪雨の発生に伴い、宮崎県緊急消防援助隊の一員として、宮崎市 消防局より延べ21隊94名が熊本県へ派遣された。

令和3年4月 第23代消防局次長に長友正氏が就任した。

消防局及び北消防署の庁舎移転に係る業務を推進するため、総務課に消防庁舎 建設推進室を新設した。

警防課に車両装備係を新設した。

予防課の住宅防火推進室と宮崎東諸県広域防災センターを統合した。

令和4年4月 第23代消防局長に有水勇一郎氏が就任した。

第24代消防局次長に佐藤光夫氏が就任した。

北2救急小隊(日勤)を24時間体制として運用を開始した。

名称・所在地・管轄区域

1 消防本部

名 称	所 在 地	管轄区域
宮崎市消防局	宮崎市和知川原一丁目 64 番地 2	
総務課	$\mp 880-0023$ Tel.0985-32-4901	宮崎市
警防課	Tel.0985-32-4903	国富町
予防課	Tel.0985-32-4904	綾町
指令課	Tel.0985-27-1119	

【宮崎市消防局 E-mail】

(E-mail) mzkshobo@city.miyazaki.miyazaki.jp

2 消防署

		T
名 称	所 在 地	管轄区域
 宮崎市北消防署	宮崎市和知川原一丁目 64 番地 2	
当啊川北特奶有	₹880-0023 Tel.0985-32-4909	
東分署	宮崎市吉村町嶋田甲 744 番地 1	
水 刀 者 	〒880-0841 Tel.0985-23-4111	 宮崎市の区域のうち、
北部出張別	宮崎市佐土原町下那珂 12900 番地 234	大淀川以北と、国富町
	₹880-0212 Tel.0985-73-2117	
西部出張別	東諸県郡国富町大字嵐田 2416 番地 1	及び綾町の全区域
	〒 880-1103	
住吉救急出張所 住吉救急出張所	宮崎市大字芳士 62 番地 2	
上口狄杰山派//	₹880-0123 Tel.0985-36-3119	
 宮崎市南消防署	宮崎市大字本郷北方 3160 番地 1	
百啊印用預別有	$\overline{7}$ 880-0925 Tel.0985-53-0033	
中部出張列	宮崎市生目台東一丁目2番地1	
	₹880-0942 Tel.0985-50-3148	宮崎市の区域のうち、
 南部出張列	宮崎市清武町今泉甲 3609 番地 5	大淀川以南の区域
	⊤ 889-1602 Tel.0985-85-1183	
 青島出張列	宮崎市青島一丁目8番9号	
	⊤ 889-2162 Tel.0985-65-2397	

3 その他の施設

名 称	所 在 地	構成市町
宮崎東諸県広域	宮崎市吉村町嶋田甲 744 番地 1	冷 脉士
防災センター	$\overline{7}880\text{-}0841$ Tel.0985-22-6468	
宮崎市消防局応急	宮崎市大塚台西二丁目 18 番地 1	国富町 綾町
手当研修センター	$\overline{7}$ 880-2105 Tel.0985-62-4119	

広域消防体制

昭和48年4月、清武町・田野町・佐土原町・高岡町・国富町・綾町から消防に関する業務委託(消防団等の事務を除く)を受け、1市6町を管轄とする広域消防業務が1本部1署1分署4出張所(翌49年4月に1本部2署7出張所)の配置により開始しました。

その後、委託町である佐土原町、田野町及び高岡町を平成18年1月に、清武町を平成22年3月に合併し、広域消防業務の管轄区域は1市2町となりました。

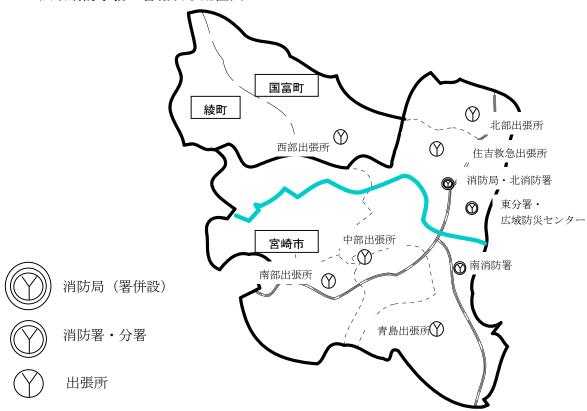
また、東分署の新設や出張所の新設及び廃止を経て、令和4年4月1日現在、1本部 2署1分署6出張所を配置しています。

1 構成市町別人口、世帯数、面積

令和4年4月1日現在

市町名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積(km²)
合 計	425, 782	198, 216	869. 36
宮崎市	399, 876	185, 992	643. 54
国富町	18, 819	8, 971	130. 63
綾町	7, 087	3, 253	95. 19

2 広域消防事務の管轄及び配置図

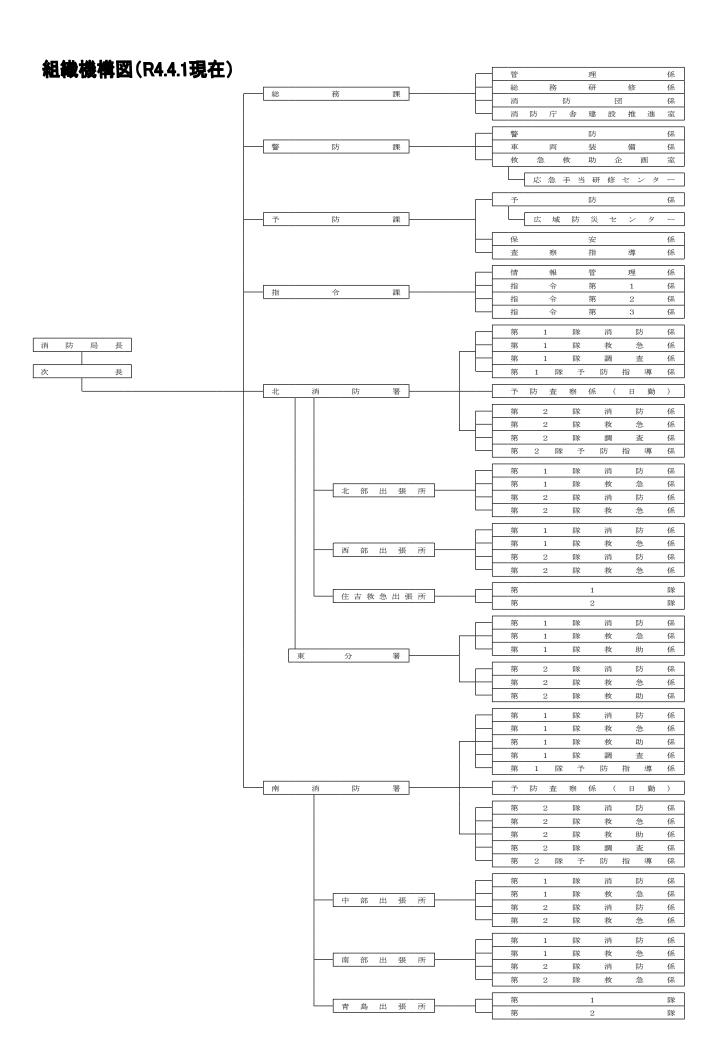


消防施設概要表

令和4年5月31日現在

			17 111 2 1	3月31日処江
名称	所 在 地	構 造	延面積	建築等
2日 777	771 1工 - 地	階数	[敷地面積]	年 月
宮崎市消防局・	宮崎市和知川原	鉄筋コンクリート造	$3,264 \text{ m}^2$	S55.12
北消防署	一丁目 64 番地 2	地上4階/地下1階	$[3,285 \text{ m}^2]$	555.12
宮崎市消防局	宮崎市和知川原	鉄骨造	478 m²	TT1 / 11
附属棟	一丁目 47番地	地上2階	$[607 \text{ m}^2]$	H14.11
東分署 庁舎		鉄筋コンクリート造	1,252 m²	S59. 5
		地上2階		H13.3 増築
訓練塔	宮崎市吉村町	鉄筋コンクリート造	$219~\mathrm{m}^2$	S59. 5
	嶋田甲 744 番地 1	地上5階		
宮崎東諸県広域		鉄筋コンクリート造	744 m^2	S63. 3
防災センター		地上6階/地下1階	$[6,490 \text{ m}^2]$	
北部出張所	宮崎市佐土原町下那珂	鉄筋コンクリート造	621 m²	S58. 3
4世的山 <i>城内</i>	12900 番地 234	地上2階	$[3,139 \text{ m}^2]$	ამა. ა
西部出張所	東諸県郡国富町大字嵐田	鉄筋コンクリート造	$643~\mathrm{m}^2$	H 1. 2
四部山城別	2416 番地 1	地上2階	$[5,455 \text{ m}^2]$	П 1. 2
住吉救急出張所	宮崎市大字芳士	鉄筋コンクリート造	526 m²	H19. 3
住百秋志山城川	62 番地 2	地上2階	$[1,899 \text{ m}^2]$	П19. ә
南消防署 庁舎		鉄筋コンクリート造	1,838 m²	H 2. 3
		地上2階		
訓練塔	宮崎市大字本郷北方	鉄筋コンクリート造	494 m^2	H21. 3
	3160 番地 1	地上5階		
訓練研修施設		鉄筋コンクリート造	590 m^2	H21. 3
		地上3階	$[7,937 \text{ m}^2]$	
中部出張所	宮崎市生目台東一丁目	鉄筋コンクリート造	589 m²	H 5.12
十 时口以(方)	2番地1	地上2階	$[1,786~\textrm{m}^2]$	11 0.12
南部出張所	宮崎市清武町今泉甲	鉄筋コンクリート造	669 m²	H 2. 3
	3609 番地 5	地上2階	$[4,669 \text{ m}^2]$	11 4. ð
青島出張所	宮崎市青島一丁目	鉄筋コンクリート造	842 m²	H 9.12
月四四派川	8番9号	地上2階	$[1,839 \text{ m}^2]$	11 9.12
	宮崎市大塚台西二丁目		1,018 m²	
宮崎市消防局		鉄筋コンクリート造	(うち使用面積	H 20. 2
応急手当研修センター	18 番地 1 (大塚台地域事務所内)	地上2階	$211~\text{m}^2)$	移転
	(八啄口地塊爭伤別門)		$[3,139 \text{ m}^2]$	

[※]宮崎市消防局・北消防署と附属棟の延面積については、令和4年度に精査し修正した。



消防局の事務分掌

消防局及び署所では、主に下記の事務を行っています。

<総務課>

1 管理係

- (1) 局内の事務の連絡調整に関すること。
- (2) 文書の収受及び発送並びに保存に関すること。
- (3) 消防職員の福利、厚生及び保健に関すること。
- (4) 消防職員の給与及び退職手当に関すること。
- (5) 消防職員の諸手当に関すること。
- (6) 消防局に係る予算及び決算に関すること。
- (7) 消防職員の被服等貸与に関すること。
- (8) 財産及び物品の維持管理に関すること。
- (9) 公印の管守に関すること。
- (10) 委託消防(予算に係るものに限る。)に関すること。
- (11) 課内の庶務に関すること。
- (12) 局内の他課及び課内の他係に属さないこと。

2 総務研修係

- (1) 消防職員の任免、異動、分限、懲戒及び服務に関すること。
- (2) 消防職員の研修に関すること。
- (3) 消防職員の衛生及び安全に関すること。
- (4) 消防職員の公務災害補償等に関すること。
- (5) 消防事務の企画及び総合調整に関すること。
- (6) 消防組織に関すること。
- (7) 委託消防(予算に係るものを除く。)に関すること。
- (8) 消防長会に関すること。
- (9) 消防職員委員会に関すること。
- (10) 消防関係例規(消防団に係るものを除く。)に関すること。
- (11) 表彰に関すること。
- (12) 消防年報に関すること。

3 消防団係

- (1) 消防団員の任免、分限、懲戒及び服務に関すること。
- (2) 消防団員の給与に関すること。
- (3) 消防団員の教養及び訓練に関すること。
- (4) 消防団員の被服等貸与に関すること。
- (5) 消防団員の退職報償金、公務災害補償等に関すること。
- (6) 消防団員の福利、厚生及び保健に関すること。
- (7) 消防団員の表彰に関すること。
- (8) 消防関係例規(消防団に係るものに限る。)に関すること。
- (9) 消防団行事に関すること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、消防団に関すること。(警防課に係るものを除く。)

4 消防庁舎建設推進室

- (1) 新たな消防庁舎の建設に関すること。
- (2) 現在の消防庁舎及びその敷地の今後のあり方の検討に関すること。

<警防課>

1 警防係

- (1) 消防及び水防並びにこれらの計画に関すること。
- (2) 気象及び水火災警報に関すること。
- (3) 消防隊(消防団を含む。)の運用及び調整に関すること。
- (4) 消防水利(附属施設を含む。)に関すること。
- (5) 非常招集及び相互応援に関すること。
- (6) 消防訓練に関すること。
- (7) 自主防災組織に関すること。
- (8) 避難及び救護に関すること。
- (9) 開発行為に係る協議及び同意に関すること。
- (10) 課内の庶務及び課内の他係に属さないこと。

2 車両装備係

- (1) 消防機械、器具の整備、点検、修理及び取扱い指導並びに改良及び開発の研究に関すること。
- (2) 車両の安全運転管理に関すること。
- (3) 車両の事故処理に関すること。

3 救急救助企画室

- (1) 救急、救助業務に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 救急、救助統計及び報告に関すること。
- (3) 救急隊、救助隊の運用及び訓練に関すること。
- (4) 救急、救命及び救助技術の研究に関すること。
- (5) 救急技術の指導及び救急知識の普及に関すること。
- (6) 医療機関等との連絡調整に関すること。
- (7) 救急、救助資器材に関すること。
- (8) 宮崎市消防局応急手当研修センターに関すること。
- (9) 緊急消防援助隊及び国際消防救助隊に関すること。

<宮崎市消防局応急手当研修センター>

- (1) 住民及び事業所に対する応急手当講習の実施に関すること。
- (2) 応急手当指導者に対する講習の実施に関すること。
- (3) 救急関連事業の従事者に対する講習の実施に関すること。

<予防課>

1 予防係

- (1) 建築同意事務に関すること。
- (2) 消防用設備等の指導及び検査に関すること。
- (3) 防火管理者に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、建築物等の防火及び火災予防規制に関すること。
- (5) 火災予防対策及び広報に関すること。
- (6) 予防統計に関すること。
- (7) 宮崎東諸県広域防災センターに関すること。
- (8) 課内の庶務及び課内の他係に属さないこと。

2 保安係

- (1) 火災統計及び報告に関すること。
- (2) 火災原因及び損害等の調査に関すること。
- (3) 危険物の規制に関すること。

- (4) 指定可燃物の規制に関すること。
- (5) 危険物取扱保安に関すること。
- (6) 液化石油ガスの保安指導に関すること。
- (7) 危険物施設の予防査察に関すること。
- (8) 第3号から前号に定めるもののほか、危険物に関すること。
- (9) 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)に関すること。

3 査察指導係

- (1) 査察計画に関すること。
- (2) 違反防火対象物等の査察及び違反処理に関すること。
- (3) 査察及び違反処理の指導に関すること。
- (4) 違反防火対象物等の強制執行、補償等に関すること。

<宮崎東諸県広域防災センター>

- (1) 消防職員及び消防団員の訓練に関すること。
- (2) 防火・防災管理者資格認定講習会に関すること。
- (3) 自衛消防組織の育成に関すること。
- (4) 自主防災倉庫の資機材の取扱いに関すること。
- (5) 住宅用防災警報器の普及推進に関すること。
- (6) 防災センターの庶務に関すること。

<指令課>

1 情報管理係

- (1) 消防指令業務の共同運用に関すること。
- (2) 消防通信施設の維持管理に関すること。
- (3) 消防緊急情報システムに関すること。(課内の他係に係るものを除く。)
- (4) 避難行動要支援者名簿情報に関すること。
- (5) 課内の庶務及び課内の他係に属さないこと。

2 指令第一係、指令第二係、指令第三係

- (1) 火災、救急その他災害の出動指令に関すること。
- (2) 気象情報、災害情報の収集及び連絡に関すること。
- (3) 消防通信の運用及び統制に関すること。
- (4) 消防通信施設の改善及び研究に関すること。
- (5) 消防緊急情報システムに関すること。(情報管理係に係るものを除く。)
- (6) 前各号に定めるもののほか、指令事務に関すること。

<北消防署・南消防署>

1 消防係

- (1) 文書の管理に関すること。
- (2) 公印の取扱いに関すること。
- (3) 職員の服装及び規律に関すること。
- (4) 職員の福利厚生及び保健に関すること。
- (5) 庁舎の維持管理及び営繕に関すること。
- (6) 中高層対象物及び大規模対象物の警防計画作成に関すること。
- (7) 消防隊の運用及び訓練に関すること。
- (8) 消防救助技術の調査研究に関すること。
- (9) 消防救助資機材の管理及び整備保全に関すること。
- (10) 交通事故の防止及び調査に関すること。

- (11) 自主防災組織の育成指導に関すること。
- (12) 署内の庶務及び署内の他係に属さないこと。

2 救急係

- (1) 救急統計に関すること。
- (2) 救急業務、その他救護に関すること。
- (3) 応急手当の普及啓発に関すること。
- (4) 応急手当指導員及び応急手当普及員の育成に関すること。
- (5) 救急資機材の管理調整に関すること。
- (6) 救急隊の運用及び訓練に関すること。
- (7) 救急搬送証明に関すること。

3 救助係(南署のみ)

- (1) 救助統計に関すること。
- (2) 救助業務に関すること。
- (3) 救助隊の運用及び訓練に関すること。
- (4) 救助技術の調査研究に関すること。
- (5) 救助資機材の研究及び管理調整に関すること。
- (6) 中高層対象物及び大規模対象物の警防計画作成に関すること。
- (7) 救助報告及び各種災害調査に関すること。

4 調査係

- (1) 火災の原因及び損害の調査に関すること。
- (2) 各種災害の調査及び報告に関すること。
- (3) 防火相談の受理及び調査に関すること。
- (4) 調査隊の技術向上に関すること。
- (5) 調査技術の研究に関すること。
- (6) 火災の統計及び報告に関すること。
- (7) 火災に係るり災証明に関すること。

5 予防指導係

- (1) 火災予防の広報に関すること。
- (2) 火災予防条例に基づく届出及び指導に関すること。
- (3) 防火指導及び予防処置に関すること。
- (4) 自衛消防組織の育成指導に関すること。
- (5) 幼少年防火クラブ及び女性防火クラブの育成指導に関すること。

6 予防査察係

- (1) 統括防火管理及び統括防災管理に関すること。
- (2) 防火対象物の杳察及び杳察計画に関すること。
- (3) 消防用設備等の設置及び維持管理に関すること。
- (4) 防火対象物点検報告制度及び防災管理点検報告制度並びにこれらに係る特例認定に関すること。
- (5) 違反防火対象物の処理に関すること。
- (6) 査察の統計及び報告に関すること。
- (7) 煙火消費に伴う検査及び立会いに関すること。
- (8) ガス事業法(昭和29年法律第51号)に係るガス用品販売事業者への立入検査等に関すること。
- (9) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に係る液化石油ガス器具等販売事業者への立入検査等に関すること。

<北消防署東分署>

1 消防係

- (1) 文書の管理に関すること。
- (2) 職員の服装及び規律に関すること。
- (3) 職員の福利厚生及び保健に関すること。
- (4) 庁舎の維持管理及び営繕に関すること。
- (5) 消防資機材の管理及び整備保全に関すること。
- (6) 交通事故の防止及び調査に関すること。
- (7) 自主防災組織の育成指導に関すること。
- (8) 火災予防の広報及び査察に関すること。
- (9) 火災予防条例に基づく届出及び指導に関すること。
- (10) 署内の庶務及び署内の他係に属さないこと。

2 救急係

- (1) 救急統計に関すること。
- (2) 救急業務、その他救護に関すること。
- (3) 応急手当の普及啓発に関すること。
- (4) 応急手当指導員及び応急手当普及員の育成に関すること。
- (5) 救急資機材の管理調整に関すること。
- (6) 救急隊の運用及び訓練に関すること。

3 救助係

- (1) 救助統計に関すること。
- (2) 救助業務に関すること。
- (3) 救助隊の運用及び訓練に関すること。
- (4) 救助技術の調査研究に関すること。
- (5) 救助資機材の研究及び管理調整に関すること。
- (6) 中高層対象物及び大規模対象物の警防計画作成に関すること。
- (7) 救助報告及び各種災害調査に関すること。

<各出張所>

1 消防係(住吉救急出張所は除く。)

署及び分署の消防係、調査係、予防指導係、救助係に準ずること。

2 救急係

- (1) 救急統計に関すること。
- (2) 救急業務、その他救護に関すること。
- (3) 応急手当の普及啓発に関すること。
- (4) 応急手当指導員及び応急手当普及員の育成に関すること。
- (5) 救急資機材の管理調整に関すること。
- (6) 救急隊の運用及び訓練に関すること。



消防財政

1 令和4年度当初予算の概要

令和4年度当初予算は、「第五次宮崎市総合計画前期基本計画」に基づき、「地域に愛着をもち、新たな価値を共に創る」をまちづくりの基本姿勢とし、「市域の均衡ある発展と地域の特性を生かした協働のまちづくり」「災害に強いまちづくり」「豊かな地域社会を築く地方創生の実現」を着実に推進すると同時に、令和3年度3月補正と一体的な予算編成を行い、国の補正予算を活用した新型コロナウイルス感染症対策や道路等のインフラ整備など、市民生活や地域経済を支援する施策などを積極的に推進する予算としました。

消防費においては、近い将来、発生が懸念される南海トラフ地震や全国各地で頻発する大規模な自然災害による被害を鑑みて、消防防災体制の充実を目指し、常備消防の強化はもとより、消防団や自主防災組織等の充実と連携強化を図るとともに、高まる救急需要に的確に対応するため、消防施設、設備等の充実や消防団の環境整備等に重点を置いたものとしました。

消防費の当初予算額は、3,860,970 千円(対前年度比 7.2%増)で一般会計予算 168,000,000 千円に占める割合は 2.3%(前年度 2.2%)となっております。

当初予算の推移 (単位:千円・%)

	- 10 : 3 : 4 : E : 1 : 1								
	一般会計	宮崎市と広域町の消防費当初予算額							
年度	当初予算額	40 b= // \		内	訳		比率 (b/a)		
	(a)	総額(b)	常備消防費	非常備消防費	消防施設費	災害対策費	(D/ a)		
平成 30	159, 246, 000	3, 620, 952	2, 799, 342	380, 732	428, 950	11, 928	2. 3		
令和元	160, 480, 000	3, 790, 345	2, 802, 813	335, 962	643, 600	7, 970	2. 4		
令和 2	165, 860, 000	3, 720, 835	2, 837, 795	336, 000	529, 300	17, 740	2. 3		
令和 3	162, 000, 000	3, 602, 915	2, 823, 105	334, 800	435, 150	9, 860	2. 2		
令和 4	168, 000, 000	3, 860, 970	2, 893, 340	376, 300	581, 500	9, 830	2. 3		

[※]平成30年度の予算額は、肉付け後の予算額を記載しています。

2 広域消防における予算の概要

昭和48年に発足した隣接6町(清武町、田野町、佐土原町、高岡町、国富町、綾町)との広域消防体制は、平成18年1月1日の3町(佐土原町、田野町、高岡町)との合併、さらには平成22年3月23日の清武町との合併により、1市2町の新たな枠組みとなりました。

各町からの消防委託に係る負担金 (消防団等の事務委託を除く) は、2 町分の 303, 498 千円で、当初予算額 3,860,970 千円に占める割合は 7.9% (前年 8.1%) となっており、常備消防費、消防施設費及び災害対策費に充当されます。

消防委託に係る負担金の推移

(単位:千円・%)

左帝	: 34 (十二十二)	当叶禾式弗(4)	消防委託	費内訳	比率		
年度	消防費(a)	消防委託費(b)	国富町	綾町	(b/a)		
平成 30	3, 614, 752	288, 907	194, 292	94, 615	8. 0		
令和元	3, 790, 345	288, 907	194, 292	94, 615	7. 6		
令和 2	3, 720, 835	287, 755	193, 637	94, 118	7. 7		
令和 3	3, 602, 915	290, 141	195, 350	94, 791	8. 1		
令和 4	3, 860, 970	303, 498	194, 723	108, 775	7. 9		

消防職員

1 消防職員の概要

宮崎市の消防職員は、消防吏員とその他の職員に分けられます。「消防吏員」は、火災・救急などの災害現場に出動するほか、事務を専門とする勤務もあります。「その他の職員」は、人事交流の一環として市長部局から派遣された職員であり、災害現場に出動することはなく、事務を専門としています。

消防吏員は、消火活動や救助活動などにおいて部隊行動をとるので、指揮統率を明確にするため、階級を持っています。

消防職員は制服又は活動服を着用しており、階級章を制服の右胸に付けています。 宮崎市消防局の各階級と階級章及び主な役職については、下記のとおりです。

令和4年4月1日現在

			13 / 1 1 1 1	
階級名 (Ranks)	階級章	災害活動上 の役職	行政上の役職	消防吏員数 (人)
消防正監 Fire Chief	0 0		消防局長	1
消 防 監 Deputy Chief	0		消防局次長	1
消防司令長 Battalion Chief		署隊長	課長・署長 局付主幹(分署長)	6
消 防 司 令 Fire Captain		大隊長 中隊長 小隊長	局付主幹(副 署長・出張所長) 課長補佐・署長 補佐・分署長補佐 副所長・主幹・係 長・副主幹	5 5
消防司令補 Fire Lieutenant		小隊長 隊 員	係長・副主幹・ 主査・主任	9 6
消防士長 Fire Sergeant		小隊長 隊 員	副主幹・主査・ 主任・係員	100
消防副士長 Assistant Fire Sergeant		隊員	主任	2 4
消 防 士 Fire Fighter			再任用職員	7 9
	合 計			3 6 2

[※]消防副士長の24名は再任用職員。

<u>2</u> \bar{P}	2 所属別・階級別職員数																		
	\	区分	総	吏員。	消防工	消防	消消防司	防消防司	吏消 防ョ	消防力	消防副	消(所有	消防力	(女性	吏員は	更 員 事 務 職	以 外 技 術 職	技術所	会計年度任
			数	小計	正監	監	令	令	司令	士 長	副士	副任士用	±	職員)	外小	順員	順員	職任員用	用職
所	属	条例定数	339				長		補		長	長〜			計)	ij
	DAM D-F	実員総数※	370	362	1	1	6	55	96	100	0	24	79	7	8	5	2	1	10
	消防,消防,	局次長	1	1	1	1													
		課長 課長補佐	1	1				1					:		1	1			
	総務	管理係 総務研修係 消防団係	4 5 4	3 4 4				1 1 1	1 2 3	1					1	1			1
	課	消防庁舎建設推進室 県消防学校教官	3	1 1				1	1						2	1		1	1
消		県病院 県消防学校初任科 総務課計	1 3 23	1 3 18				5	7	2			1 3 4		5	4		1	2
		課長	1	1			1		,	2			4		J	4		1	
	警防	課長補佐 警防係 事悪状傷係	3	2				1	1	1					1		1		1
防	課	車両装備係 救急救助企画室	5	2 5				1	1 2	1 2									1
		応急手当研修センター 警 防 課 計	6 18	6 17			1	3	4	3		6			1		1		2 4
	予	課長 課長補佐 予防係	1 1 4	1 1 3			1	1	1	1					1		1		1
局	防課	保安係 査察指導係	4 2	4 2				1	1	2				1	1		1		1
		広域防災センター 予 防 課 計	9 21	9 20			1	3	3	4		9		2	1		1		2
		課長 課長補佐	1 4	1 4			1	4											
	指令課	情報管理係 指令第一係	2 6	1 6				7	1 2	2		2			1	1			1
		指令第二係 指令第三係	6	6				1	2	2		2							
		指 令 課 計 局 計	25 89	24 81	1	1	3	5 16	6 20	6 15		6 21	4	2	1 8	1 5	2	1	9
	.,	署長	1	1			1												
	北本署	副署長 查察係 第一隊	1 7 27	1 7 27				3	5 10	1 5		1	9						1
	有	第二隊	27	27				3	9	6			9	1					
北	東	北本署計 分署長	63	63			1	7	24	12		1	18						1
	分 署	第一隊 第二隊	22 22	22 22				2	6 5	7 10			7 5						
消		東分署計所長	45 1	45 1			1	4	11	17			12						
防	西部	第一隊 第二隊	9	9				1	4	2			2 3						
,,,		西部計	19	19				3	7	4			5						
署	北部	第一隊	9	9				1	3	2			3						
		第二隊 北部計	9 19	9				2	1 4	4 6			2 5						
		所長 第一隊	(1)	(1) 5				(1)	1	2			1						
	吉	第二隊 住 吉 計	5 10	5 10				1 2	1	2			2						
	<u> </u>	北 消 防 署 計	156	156			2	20	47	43		1	43						1
	南	署長 副署長	1	1			1	1											
	本	查察係	7	7				1	2	2		2		1					
南	署	第二隊	31 31	31 31			1	3	9 8	7 9		0	11	1					
消	中	南本署計 所長 第一隊	71 1 10	71 1 10			1	9 1 1	19	18		2	22						
111	部	第二隊 中部計	10	10				1 3	2 5	3			4						
防	南部	所長 第一隊	1 9	1 9				1 2	1	4			2						
署	디타	第二隊 南部計	9 19	9				2	2	4 8			1 3						
7	青	所長 第一隊	(1)	(1)				(1)	1	4			1						
	島	第二隊 青島計	7	7				1 2	1	5			1						
	_	南消防署計	125	125			1	19		42		2	32						
)ı	派遣・出向(定数外)	8	8			1	1	4	2									

派遣・出向(定数外) 8 8 1 1 1 4 2 2 ※ 北消防署副署長は住吉救急出張所長、南消防署副署長は青島出張所長を兼務。 ※ 総務課所属の県派遣職員(2名)、令和4年4月1日付の新規採用職員(4名)及び再任用職員(計25名)については条例定数外のため、条例対象となる実員は339名。 ※ (女性職員)は内数。

3 職員の採用と退職状況(過去5年間)

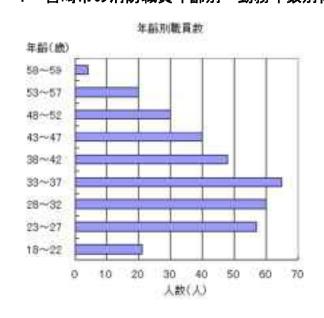
種別			採 用 者 (※)						
	受験 区 分								
	者数 合計 大学卒 短大卒 高校卒								
年度			程度	程度	程 度	救命士			
平成 29	1 3 8	1 6	6	2	6	2			
平成 30	186	1 5	7	2	5	1			
令和 元	153	8	3	3	2	_			
令和 2	1 1 1	1 3	3	2	7	1			
令和 3	1 2 0	4	1	_	2	1			

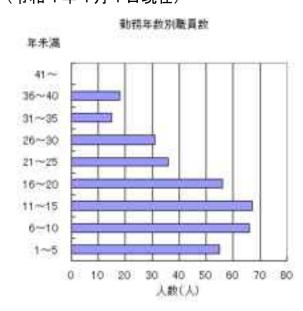
[※] 職員の採用は採用試験実施年度で掲載しています。

種別	退職者										
		退職事由									
年度	合計	定年	応募認定 ※1	自己都合 ※ 2	その他 ※3						
平成 29	1 3	1 0	1	2	_						
平成 30	1 1	1 0	_	_	1						
令和 元	1 2	1 0	_	2	_						
令和 2	9	3	_	5	1						
令和 3	5	5	_	_	_						

^{※1} 応募認定 早期退職希望者の募集を行い、これに応じて退職すること。

4 宮崎市の消防職員年齢別・勤務年数別構成(令和4年4月1日現在)





^{※2} 自己都合 職員本人の都合により退職すること。

^{※3} その他 死亡による退職など。

5 年齡別‧階級別職員数								令和4年4月1日現在(単位:人)						
						消	防	吏	<u></u>			吏	員 以	外
	区分	総	吏員	消	消	消	消	消	消	消	消	吏員	事	技術
			員	防工	防 監	防	防 司	防	防 士	防	防土	貝州	務	術
		数	小 計	正監	ニ	司令	令	司令	長	副 士	士	外小	職員	職員
		**	н	11111.		長	1,	補	1	長		計		
年 齢														
平均年齢(歳)			36.1	57.0	55.0	56.0	49.5	39.0	32.6	_	24.4	40.9	41.4	39.5
職員合計(人)		345	338	1	1	6	55	96	100	0	79	7	5	2
18		1	1								1			
19		2	2								2			
20		1	1	J							1	L		
21		6	6]							6			
22		11	11								11			
23		3	3								3			
24		17	17								17			
25		11	11								11			
26		10	10						2		8			
27		16	16						6		10			
28		15	15						8		7			
29		10	10						10					
30		14	13						12		<u> </u>	11	1	
31		7	7						6		1			
32		13 16	13 16					4	13					
33 34		9	9					4 6	12 3					
35		18	18					13_	ა 5					
36		13	12					<u>19</u>	5			1		1
37		10	9					8	1			1	1	1
38		14	14					11	3			1	1	
39		8	8					6	2					
40		9	8					8				1	1	
41		10	10					8	2			1		
42		7	7					6	1					
43		13	12					11	1			1		1
44		2	2				2							
45		9	9				4	3	2					
46		7	6				4	2				1	1	
47		9	9				9	_						
48		8 5	8 5				5	1	2					
49		3	3				5 3							
50 51		12	12				<u>s</u> 10	1	1					
52		2	2				2	1	1					
52 53		3	3			1	2							
54		9	8			1	6	1				1	1	
55		3	3		1	1	1	_						
56		4	4	1		1	2		1			1	[
57		1	1	1										
58		1	1						1					
59		3	3			2			1					
	60	3	3							3				
	61	3	2							2		1		1
再任用	62	5	5							5		•		-
職員	63	6	6							6				
	64	8	8							8				

64 8 8 8 ※平均年齢及び職員合計に再任用職員(25名)は含まない。

6 勤務年数別・	階級別	職員	数						令和	14年4月	11日現	在(単位	位:人)	
			消防東員							吏員以外				
区分	総	吏員	消	消	消	消	消	消	消	消	吏!	事		
		貝小	防 正	防 監	防 司	防 司	防 司	防 士	防 副	防 士	員外	務 職	技術職員	
	数	計	監	11112	令長	令	令	長	士		小	員	員	
					長		補		長		計			
年数														
平均勤続年数(年)	15.8	15.8	37.0	38.0	30.3	26.4	17.8	12.8		4.6	18.9	20.2	15.5	
職員合計(人)	345	338	1	1	6	55	96	100	0	79	7	5	2	
1 年未満	4	4						1		3				
2	13	13								13				
3	7	7								7				
4	15	15						2		13				
5	16	16								16				
6	15	15								15				
7	8	8						3		5				
8	12	12						7		5	1	1		
9	19	18						16		2	1	1		
10 11	12 13	12 13						<u>12</u> <u>13</u>						
12	15	15 15					5	10						
13	11	11					7	4						
14	18	18					11	7						
15	11	10					7	3			1		1	
16	14	13					10	3			1		1	
17	13	13					11	2						
18	17	15					11	4			2	2		
19	6	6					5	1						
20	6	6				2	3	1						
21	12	12				1	9	2						
22	6	6				1	5							
23	4	4				2	2							
24	11	10				6	4				1	1		
25	3	3				1	1	1						
26	4	4				3		1						
27							~	2						
28	13	13				9	2	2						
29	1.4	1 /				10	1	1						
30 31	14 3	14 3				12 2	1	1						
32	3	2				1	1	1			1	1		
33	4	4			1	3	1				1	1		
34	5	5			1	4		1						
35						•		•						
36	2	2			1	1								
37	10	10	1		1	6	1	1						
38	4	4		1	2	1								
39														
40	2	2			1			1						
41														

[※] 再任用職員(25名)を除く。

職員の研修

1 総務省消防庁実務研修

	75171 191 19								
派遣課	派遣目的	派遣期間	派遣者数						
		平成 7年10月1日 ~ 平成10年9月30日	3						
予防課		平成 11 年 10 月 1 日 ~ 平成 12 年 9 月 30 日	1						
」		平成 14 年 4 月 1 日 ~ 平成 15 年 3 月 31 日	1						
	国の消防行政事	平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日	1						
救急救助課	務に従事するこ	平成 10 年 10 月 1 日 ~ 平成 11 年 9 月 30 日	1						
消防救急課	とにより、広い	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日	1						
何 例		令和 4 年 4 月 1 日 ~	1						
	め、宮崎市の消	平成 12 年 10 月 1 日 ~ 平成 14 年 3 月 31 日	1						
防災課	防行政に反映さ	平成 15 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日	2						
例 火 硃	せることを目的	平成 24 年 4 月 1 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日	1						
	とする。	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日	2						
防災課参事官付		平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日	1						
国民保護運用室		平成 20 年 4 月 1 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日	1						
応急対策室		平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日	1						
派遣人員合計 1									

2 消防大学校研修

4 /月 初	人子仪	واتالابا ا	Po # -	Po
研修	多 名	派遣目的	R2 年度 派遣者数 (人)	R3 年度 派遣者数 (人)
本	科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防 の幹部たるに相応しい人材を養成する。	_	_
幹音	羽 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防 の上級幹部である者の資質を向上させる。	_	_
警	方 科	警防業務に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、 警防業務の監督者及び指導者としての資質を向上させる。	_	_
予修	方 科	予防業務に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、 予防業務の監督者及び指導者としての資質を向上させる。	_	_
救急	急 科	救急業務に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、 救急業務の監督者及び指導者としての資質を向上させる。	_	_
救助	力 科	救助業務に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、 救助業務の監督者及び指導者としての資質を向上させる。	_	_
新任教	数官科	消防学校の教育に関する高度の知識及び技術を総合的に修 得させ、教員たるに相応しい人材を養成する。	_	_
国民保	と護コース	地方公共団体の国民保護担当者に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	_	_
指揮隊	長コース	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を習得させる。	_	_
高度救馬高度救	助・特別 (助コース	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	_	_
NB	Cコース	NBC災害対応隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	_	_
火災訓	問査科	火災調査に関する高度の知識・技術の修得及び指導者の育成	_	_
緊急接講習	爱助隊 3会	緊急援助隊の都道府県隊長等に対して、大規模災害時におけ る連携活動等が有効に実施できるための教育訓練。	_	_
航空消 講習		消防防災へリコプターの隊員に対し、航空消防防災活動に必要な高度な知識及び技術を向上させる。	_	_
違反講習	. –	防火対象物に係る消防法違反の是正促進のため、専門的知識 及び技能を修得・向上させる。	_	_
危機 講習	管理 3会	緊急災害対策活動を有効に展開できるようにするため、危機管理対処能力を修得する。	_	_
		派遣人員合計	_	_
× A €n	9.9年	東け新刑コロナウイルス咸沈坊士のため派書由止		•

3 宮崎県消防学校研修

研修名	研修目的	R2 年度 派遣者数 (人)	R3 年度 派遣者数 (人)
初 任 科 研 修 (他県消防学校修了者含)	新規に採用した職員に対し、職務遂行に必要な 基礎的訓練を行う。	8	1 3
初級幹部科	消防士長級の階級にある者に対し、必要な教育 訓練を行う。	2	_
中 級 幹 部 科	消防司令・消防司令補の階級にある者に対し、 必要な教育訓練を行う。	2	_
上 級 幹 部 科	消防司令以上の階級にある者に対し、必要な教育訓練を行う。	_	_
警防·特殊災害科	警防業務に必要な専門的教育訓練を行う。	_	2
警防科無線通信課程	無線業務に従事する職員に対し、資格取得に必要な教育訓練を行う。	1 0	1 0
救 助 科	救助業務に必要な専門的教育訓練を行う。	2	_
予 防 査 察 科	予防業務に必要な専門的教育訓練を行う。	2	-
危 険 物 科	危険物規制業務に必要な専門的教育訓練を行う。	_	2
火 災 調 査 科	火災原因及び損害調査業務に必要な教育訓練 を行う。	_	2
救 急 科	救急隊員の資格を取得するために必要な教育 訓練を行う。	1 0	1 0
救命技術高度化研修	救急救命士を対象とし、高度な救急処置についての研修を行う。	_	_
操法指導員研修	消防団の操法指導等に必要な教育訓練を行う。	_	2
機関指導員研修	消防団員の機関担当団員指導等に必要な教育 訓練を行う。	_	_
はしご車等操作員特別教育	はしご車等の隊長・隊員に対し、梯子車等の安全操作に必要な教育訓練を行う。	_	-
通信指令研修	通信指令業務が円滑に実施できるよう教育訓 練を行う。	_	_
気 管 挿 管 講 習	救急救命士に対し、資格取得に必要な教育訓練を行う。	_	_
救急救命士の処置範囲拡大に伴う追加講習	救急救命士の処置範囲拡大に伴う追加の教育 訓練を行う。	_	_
	派遣人員合計	3 6	4 1

4 救急救命士養成研修

派遣先	派遣目的	R2 年度迄 の派遣者数 (人)	R3 年度 派遣者数 (人)
救急救命中央(東京)研修所		1 5	_
救急救命九州研修所		4 0	1
神戸市救急救命士養成所	救急救命士国家試験の受験資格となる約半	7	_
広島市救急救命士養成所	年間の研修により必要な知識と技能を修得	3	_
東京消防庁消防学校	させる。(国家試験合格率100%)	1	_
大阪市消防学校		1	_
京都市消防学校		_	1
救急救命士	新規養成派遣人員合計	6 7	2
救急救命九州研修所	指導救命士養成研修	2	_

5 資格取得・特殊技能講習

SCIENTA TAMINATIONITE			
講習名	受 講 目 的	R2 年度 派遣者数 (人)	R3 年度 派遣者数 (人)
第一種衛生管理講習会	第一種衛生管理者資格取得のための講習	_	3
第一級陸上特殊無線技士 養成講習	画像転送装置(災害映像を衛星により国に 伝送する装置)の操作に必要な資格	_	_
有機溶剤作業 主任者技能講習	有機溶剤を取扱う災害現場の消防活動に必 要な知識及び技能の習得	1	2
特定化学物質等作業 主任者技能講習	特定化学物質等を取扱う災害現場の救助活 動に必要な知識及び技能の習得	_	2
小型移動式クレーン運転 技能講習	救助工作車に装備されているクレーンを使 用するための技能講習	1 2	1 2
大型自動車運転 免許取得講習	大型消防車運転のための免許取得	1 2	1 2
旧4級小型船舶免許取得 講習(平成15年まで)	水難救助用ボート及び救助用ジェットスキー 一操縦のための免許取得	_	_
2級小型船舶免許取得講習 (平成16年から)	旧4級小型船舶免許が分離し、水難救助用 ボート操縦に必要な免許	4	1 3
小型特殊船舶免許 (水上オートバイ) (平成16年から)	旧4級小型船舶免許が分離し、救助用水上 オートバイ操縦に必要な免許	2	8
酸素欠乏危険作業 主任者技能講習	酸素が欠乏している屋内作業場、タンク、 船倉等の災害において、救助に必要な知識 習得講習	2	2
玉掛技能講習	救助工作車に装備されているクレーンを使 用するための技能講習	1 2	1 2
ガス溶接技能講習	救助工作車に積載されているガス溶断機を 使用するための技能講習	_	2
緊急自動車運転士研修	消防車、救急車等の緊急車輌を安全に運転 するための指導者を育てる運転技能講習	1	1
派	造人員合計	4 5	6 9

職員の手当

消防職員には、基本給与以外に職務の特殊性から、出動の状況等に応じた特殊勤務手当が支給されます。

支給の要件や手当の金額は下記のとおりとなっています。

令和4年4月1日現在

			744年4月1日	77L/1L
	当の種別	支給の要件	金 額	
	消防職員	消防職員が消防局又は消防署に勤務した時		① 0円 0円
特	救急業務 手 当	消防吏員が救急業務に従事した時	搬送1回につき 30 (救急救命士法第44条第1項に る厚生労働省で定める救急救命処 った救急救命士にあっては、510	置を行
殊勤	緊急消防援助隊派遣手当	消防職員が緊急消防援助 隊として、災害が発生し た市町村の消防の応援ま たは支援のための業務に 従事した時	従事した日1日につき 84 (避難勧告、避難指示、立入禁止、退 等の措置がされた区域において、同業 事した場合は、1,680円)	. 0円 去命令
務	水火災等 出動手当	消防職員が水害、火災等 の発生により出動した 時	出動1回につき 30	0円
手当	はしご手当	消防吏員がはしご付ポ ンプ自動車に乗務して 消防業務に従事した時	(日報 従事した日1日につき 22	0円
	夜間特殊 業務従事 手 当	消防吏員が正規の勤務 時間による勤務の一部 又は全部が深夜(午後1 0時から翌日の午前5時 までの間)において行わ れる業務に従事した時	深夜の勤務1回につき 52	0円

※感染症防疫作業従事手当の特例

消防職員が新型コロナウイルス感染症の患者を収容する病院や宿泊施設等の内部並びに これら施設への移動時の動線上及び車内において、新型コロナウイルス感染症患者は感染 疑いのある者を搬送した場合は、日額3,000円(身体に接触又は長時間にわたり接し て行う作業に従事したときは、日額4,000円)

職員の勤務体制

宮崎市消防局の勤務体制は、「毎日勤務」と「交替制勤務」の2つに分けることができ、それぞれ、下記のような人員構成となっています。

	\	勤務	5体制	60.71		消防吏員		その他職 (※ 3)	
				総計	毎日勤務	交替制	」勤務	毎日勤	——— 終
	課署	所名			Б Б Э ДД	2 交替	3部制	— FF F 33/1/3	
	合		計	370	8 3	258	2 1		8
	局		長	1	1				
消	次		長	1	1				
防	総	務	課	2 3	(%1) 18			(**2)	5
IN)	警	防	課	18	(%2) 1 7				1
局	予	防	課	2 1	(%2) 20				1
	指	令	課	2 5	3		(**2) 2		1
	北	本	署	6 3	(**2) 9	5 4			
北	北	部出	張所	1 9	1	1 8			
消 防	西	部出	張所	1 9	1	1 8			
署	住	吉救急	出張所	10		1 0			
	東	分	署	4 5	1	4 4			
	南	本	署	7 1	(※1) (※2) 9	6 2			
南消	中	部出	張所	2 1	1	2 0			
防	南	部出	張所	1 9	1	1 8			
署	青	島出	張所	1 4		1 4			

令和4年4月1日現在(単位:人)

- ※1 県派遣(消防学校教官1名、県病院1名)、令和4年4月1日付の新規採用職員4名は、条 例定数外。
- ※2 再任用職員(総務課1名、警防課6名、予防課9名、指令課6名、北本署1名、南本署2名)は、条例定数外。
- ※3 会計年度任用職員を除く。

1 毎日勤務

毎日勤務は、8時30分から17時15分までの一般的な勤務体制です。

正規の勤務時間は1日7時間45分であり、1週間の勤務時間は38時間45分となっています。 1日の勤務時間等は下記のとおりです。



計 7時間45分

2 交替制勤務

2 交替制

指令課を除く交替制勤務は、8時30分から翌日の8時30分までの24時間勤務(1当務)で あり、1隊及び2隊の2班による2交替制をとっています。

2交替制の勤務時間は1当務24時間のうち15時間30分であり、その他の時間は、休憩・仮 眠時間に割り振られています。

1 当務の勤務時間は、下記のとおりです。

8:	30 12:0	00 13	00 17	:15	18:00		23:	00 5:	45 8:3	30
						18:15	22:00			
	勤	休	勤	休	休	勤	夜間勤務	仮	勤	
	務	憩	務	憩	息	務	勤 務	眠	務	
	3 時間 30 分	1時間	4 時間 15 分	45 分	15 分	3 時間 45 分	1 時間	6 時間 45 分	2 時間 45 分	
→ /	L. H L. H	- *\						_	- I	

勤務時間 3時間30分 4時間15分

5 時間

2 時間 45 分

計 15時間30分

3部制

指令課の交替制勤務は、夜間複数勤務を行うため、平成18年4月に2交替制から1係、2係及 び3係による3部制へ勤務体制を変更しており、勤務時間は8時30分から翌日の8時30分まで の24時間勤務(1当務)です。

勤務時間は1当務24時間のうち16時間45分であり、その他の時間は、休憩・仮眠時間に割 り振られています。21時から翌日の午前6時までは2班に分かれて仮眠時間を設定することによ って、常に119番通報等を受けられる体制を構築しています。

指令課の1当務の勤務時間は、下記のとおりです。

8:	30 12:	00 13	00 17	:15 19	00 21	1:3	30	8:3	30
	勤	休	勤	休	勤	1班 勤務	1班 仮眠	勤	
	務	憩	務	憩	務	4 時間 30 分	4 時間 30 分	務	
	3 時間	1 時間	4 時間	1 時間	2 時間	2班 仮眠	2班 勤務	2 時間	
	30 分	T +/1 [b]	15 分	45 分	7 +() [日]	4 時間 30 分	4 時間 30 分	30 分	
勤務時間 3 時間 30 分 4 時間 15 分					2 時間	4 時間 30)分 2	時間 30 分	•

計 16時間45分

3 勤務サイクル

毎日勤務の勤務サイクルは、月曜から金曜までの週5日勤務し、土曜日と日曜日を週休日とする週休2日制となっています。

火災や救急などの現場に対応する部署は、2 4 時間 3 6 5 日を通して一定の出動体制を確保する ことが前提となっているために、交替制の勤務を行っています。

交替制の勤務では、週の勤務時間数や週休日が毎日勤務者と同等となるように勤務サイクルを設 定しています。

指令課を除く交替制勤務(2交替制)の勤務サイクルのモデルは下記のとおりです。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
0		0		0		•		0		0		0		•		0		0		0
22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	•		0		0		0		•		0		0		0		•		0	
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	以後	、同	様に	8 调 [引を 1	サイ	クル
\circ		0		•		0		0		♦		•) 返す		,		

※ ○…当務、◆…週休等(当務・週休とも朝8:30~翌日朝8:30)

指令課の交替制勤務(3部制)の勤務サイクルのモデルは下記のとおりです。

]	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
			•	0		•	0		•	0		•	0		•	0		•	0		•

※ ○…当務、◆…週休等(当務・週休とも朝8:30~翌日朝8:30)

1 当務 16 時間 45 分勤務とし、当務~当務明け~週休の 3 日間が 1 サイクルとなります。 24 週間に 1 当務は 8 時間 45 分に短縮した勤務となります。

4 再任用職員

宮崎市消防局には25名の再任用職員がいます。再任用職員の配置等については下記のとおりです。

令和4年4月1日現在

所属	人数	勤務形態等
総務課 消防庁舎建設推進室	1	・勤務時間は、1週間あたり31時間で次に定める時間を割り振る ①9時00分から16時15分まで ②9時00分から16時00分まで
警防課 応急手当研修センター	6	・勤務時間は、1週間あたり28時間45分を超えない範囲内で次に定める時間(①②)を割り振る ①8時30分から17時15分まで ②8時30分から15時00分まで
予防課 東諸県広域防災センター	9	・勤務時間は9時00分から15時45分 ・1週間に5日勤務
指令課	6	・勤務サイクル及び勤務時間中の割り振りは指令 課交替制勤務に同じ ・勤務時間は 8 時 30 分から 19 時 30 分までの 10 時間及び 24 週間に 8 時間の勤務を 1 回 ・勤務時間は 18 時 00 分から翌 8 時 30 分までの 10 時間及び 24 週間に 8 時間の勤務を 1 回
北消防署 予防査察係	1	・勤務時間は毎日勤務に同じ ・1週間に4日勤務
南消防署 予防査察係	2	・勤務時間は毎日勤務に同じ ・1週間に4日勤務

職員の安全衛生等

1 安全・衛生管理

消防の職場及び職員の安全衛生管理に必要な事項を定め、職員の安全と健康を確保するため、「宮崎市消防安全衛生管理規程」が定められています。

この規程に基づき、消防局に総括安全衛生関係者会議を置き、安全管理に関する基本的な事項及び職場の衛生管理に関する事項を調査審議しています。具体的には、通勤・公務中の事故及び業務中における公用車等の事故発生状況の報告並びにその防止策の検討、衛生関係活動状況の報告、施設面での改善事項等について審議を行い、安全衛生管理の徹底を図っています。

上記会議では、職場の安全衛生管理に関することを審議するとともに、年1回、委員による職場 巡視を実施し、職場点検を行っています。

職場巡視の結果、職員からの要望及び委員による指摘事項に基づき、職場の改善を行っています。

総括安全衛生関係者会議の組織

令和4年4月1日現在

	役	職	<u></u>		職名等	人 数
	総括安全衛生管理者(議長)			/		1
安	全	責	任	者	分署長・副署長・所長・課長補佐	9
衛	生	管	理	者	第一種衛生管理者有資格者	1
	各組織区分より推薦された職員				局長が指名する職員	1 0
			合		計	2 1

2 消防職員委員会

消防組織法第14条の規定に基づき、消防職員には上司の指揮監督の下、厳格な服務規律と統制の取れた職務遂行が要求されています。そのような中、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防職員の意見を消防事務に反映することにより、消防職員の士気を高め、もって消防の円滑な運営に資することを目的として、同法第17条に規定する消防職員委員会を設置しています。

消防職員委員会の組織

令和4年4月1日現在

役	職名	区 分	組織区分	人数
委	員 長	消防局次長		1
			消 防 局	1
		局長が指名する職員	北消防署	2
禾	員		南消防署	2
安	具	職員の推薦に基づき	消 防 局	1
		順員の推薦に基づさ 局長が指名する職員	北消防署	2
			南消防署	2
		合 計		1 1

3 健康管理

職員の健康を維持するため、各種健康診断を実施しており、令和3年度中の実施状況並びに消防 局職員の受診者数は、下記のとおりです。

令和3年度健康診断等受診状況

区 分	対 象 者	実施 回数	延人数
人間ドック(1泊2日)	40 歳以上の希望職員	1	1 5
" (日帰り)	希望職員	1	186
" (節目)	IJ	1	6
" (脳)	IJ	1	12
" (大腸)	IJ	1	3 9
定期健康診断	上記を未受診の職員全員	1	1 1 8
深夜業務従事職員健康診断	深夜業務従事職員	1	266
B 型 肝 炎 予 防 接 種	抗体価が 10 未満の職員	1	7
	指令課員を除く交替制勤務職員等	1	2 4 0
生活習慣病予防健康診断	希望職員	1	18
受 診 人	員 合 計(延人員)		907

公務災害 · 通勤災害

1 令和3年度公務災害等発生状況

令和3年度中に発生した公務災害の発生件数は2件です。

この2件の事例については事故調査を行い、活動現場等に即した実効的な再発防止策の検討を行いました。

その結果、今まで見過ごしてきた危険要因への注意が喚起され、組織としての総合的な安全管理能力が向上しただけでなく、職員一人ひとりが「安全」「事故防止」といった観点から原因と対策を考え、任務遂行能力の向上に努めています。

災害種別	発 生 場 面	負傷概要	備考
公務災害	救急出動中 訓 練 中	両側外鼡径ヘルニア 左肩関節脱臼	認 定 請 求 中 公務災害認定
		発生合計件数 2件	

2 過去5年間の公務災害等発生状況

過去5年間における公務・通勤災害の発生状況は下記のとおりです。

公務災害を発生場面別でみると、令和3年度は、出動中に1件、訓練中に1件発生しております。 なお、通勤災害については平成27年度以降発生していません。

(単位:件)

種別	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合 計
年	度合計	6	4	6	1	2	1 9
公務災害件数		6	4	6	1	2	1 9
	出動中	2	1	2	_	1	6
発 生	訓練中	1	2	2	_	1	6
場面別	体 力 練成中	1	_	_	_	_	1
	その他	2	1	2	1	_	6
通勤災害件数		_	_	_	_	_	0

些 防 編

消防体制

1 消防隊出動状況

(2) 火災以外の出動(救助を除く)

その他

出動台数

出動人員

1, 445

	124)											111 H	3 7 T T
月別 種別	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
計	112	14	13	10	7	7	5	9	9	6	11	6	15
建物火災	64	9	6	6	1	6	3	4	6	3	9	4	7
林野火災	3		2										1
車両火災	17	1	1	1	4	1		2	1	1	2		3
船舶火災													
航空機火災													
その他	28	4	4	3	2		2	3	2	2		2	4
出動台数	614	79	56	50	33	52	26	52	42	33	80	35	76
出動人員	1, 729	225	175	139	89	144	70	132	116	88	237	97	217

種別	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
計	293	31	16	22	14	23	23	35	25	39	25	14	26
枯草	3	1	1									1	
調査	1			1									
自火報鳴動	164	15	6	12	5	15	15	19	21	21	11	7	17
危険物排除	12	1		1	3		3	2		1	1		
ガス漏れ	4		1	1			1	1					
怪煙	4					1		1		1			1
事後聞知													
ヘリ支援	40	5	4	5	1	2	2	5	2	2	6	2	4

※「その他」は、誤報・虚報やそのほかの出動をいう。

令和3年中

2 応援協定

大規模広域災害や市町村境界付近で発生した災害等に対し、近隣市町村や関係機関等と相互に応援協定を 締結して、災害による被害の軽減を図っています。

(1) 消防相互応援協定

協定名称	協定締結年月日 ()内は最終改訂年月日	協定締結市町村名
宮崎県消防相互応援協定	平成7年6月19日 ※昭和42年9月11日締結の宮崎県市町村 消防相互応援協定については、廃止 (平成30年5月11日改訂)	26市町村(宮崎市含) 宮崎県東児湯消防組合消防本部 西諸広域行政事務組合消防本部 西臼杵広域行政事務組合消防本部 宮崎県
九州縦貫自動車道における消防相互応援協定	昭和56年9月17日 (平成28年9月24日改訂)	鹿児島市、伊佐湧水消防組合消防本部 姶良市、霧島市、都城市 西諸広域行政事務組合消防本部
東九州自動車道における 消防相互応援協定	平成13年2月21日 (令和元年10月7日改訂)	西都市

(2) その他の協定

① 宮崎海上保安部と宮崎市との消防に関する業務協定

協定締結機関	協定締結年月日	協定の目的
宮崎海上保安部	令和元年7月22日 ※平成2年8月1日に締結した油津海上保安部と宮崎市との消防に関する業務協定については、廃止	海上において火災・救助等が発生した場合に、双方の機関が協力して、消防活動を円滑に実施する。

② 宮崎空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

協定締結機関	協定締結年月日 ()内は最終改訂年月日	協定の目的
宮崎空港事務所	平成15年4月1日 (平成19年5月10日改訂)	空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生の恐れのある事態に際し、双方の協力のもとに消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図る。

③ ガス漏れ及びガス爆発事故等の防止対策に関する申合せ事項.

協定締結機関	協定締結年月日	協定の目的
宮崎北警察署 宮崎南警察署 高岡警察署 宮崎ガス株式会社宮崎支店 九州電力株式会社宮崎営業所 宮崎県LPガス協会宮崎支部 宮崎県高圧ガス保安連合会	平成27年4月1日 ※昭和56年2月24日に締結した災害(火災、ガス漏れによる)事故防止対策 に関する申合せについては、廃止	ガス漏れ事故及びガス爆発事故等(以下「ガス災害」という。)を未然に防止し、ガス災害が発生した場合には、各機関相 互に協力して、災害による被害を最小限 にとどめることを目的とする。

消防装備

1 消防車輌配備状況

(1)消防局車輌配備状況

令和4年4月1日現在

車	両種別	ポンプ車	タンク車	梯子車	化学車	工作車	補給車	救急車	その他	合計		
	体計	4	8	2	2	2	1	1 4	5 7	9 0		
酉	開先		内 訳									
	総務課								司令 第 1 総務 団本部 団連絡 団防災学習	5		
消防局	警防課							局予備 1 A 局予備 2 A (4WD)	第1警防 第2警防 救急數 等的 無線 等的 線 中 線 等 が 線 等 が 線 が の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	1 1		
	予防課								第1予防 第3予防 第4予防 第5予防 局 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下	8		
	指令課								指令連絡	1		
消防	局合計	_	_	_	_	_	_	2	2 3	2 5		

車配備	輌種別 	ポンプ車	タンク車	梯子車	化学車	工作車	補給車	救急車	その他	合計
	本署	北P (CD-II)	北T (水川、 2t)		北化学(化Ⅱ)		北水槽 (水槽I、 5t)	北1A 北2A	北指 北調查 北第一查察 北第二查察 北第三查察 北資機材搬送 北支援 燃料補給 第3警防	1 5
北消防署	東分署		東T (水 I 、 1.5t)	東梯子 (30m級)		高度救助		東A (4WD)	東指揮 東連絡 東連絡 2 水陸両用バギー ボートトレーラー (2台)	1 1
	北部出張所	北部 P (CD-I)	北部T (水Ⅱ、 2t)					北部A (4WD)	北部連絡	4
	部出張所		西部T (水 I、 1.9t)					西部A (4WD)	西部連絡西部多目的	4
	住 吉 救急出張所							住吉A (4WD) 北予備A (4WD)	住吉連絡	3
北消	防署合計	2	4	1	1	1	1	7	2 0	3 7

車配備	輔種別 法	ポンプ車	タンク車	梯子車	化学車	工作車	補給車	救急車	その他	合計
南消防署	本 署	南P (CD-II)	南 T (水 II 、 2t)	南梯子 (屈折、 25m級)	南化学(化Ⅱ)	南救助(Ⅲ型)		南A (4WD) 南予備A	南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南南	18
	部出張所		中部T (水 II、 2t)					中部A (4WD)	中部連絡	3
	部出張所	南部 P (CD-I)	南部 T (水 II 、 2t)					南部A (4WD)	南部連絡	4
	青 島 出張所		青島T (水Ⅱ、 2t)					青島A	青島連絡	3
南消	防署合計	2	4	1	1	1	_	5	1 4	2 8

※網掛けは緊急車両を示す。

(2) 消防団車輌配備状況

令和4年4月1日現在

(2,			-11		令和4年4月1日現任
	配備先	車輌種別		配備先	車輌種別
	第1部	CD-I		第1部	B - 2
	第2部	CD-I	檍	第2部	CD-I
青	第3部	B – 3	分	第3部	C D – I
島		水一Ⅱ	寸	第4部	B - 2
分 団	第4部	B - 3		第5部	CD-I
[7]	第5部	B - 3		第1部	B - 2
	第6部	B - 3		第2部	B-2
	第1部	B-2		第3部	B-2
	第2部	B-3	大	第4部	B-2
	第3部	B-3	宮分	第5部	B-3
木花	第4部	B-2	分別	第6部	CD-I
分	第5部	B-2		第7部	B-2
団団	第6部	B-2		第8部	B-2
	第7部	B-3		第9部 第9部	B - 2
	第8部	B – 3		第1部 第1部	B - 2
	第1部	$\frac{B-3}{B-2}$			B-3
	第2部			第3部	•
		B-2	—		B - 2
	第3部	B - 3	分 団	第4部	B - 3
赤	第4部	B - 3	_	第5部	B-2
江	第5部	B-2		第6部	B-2
分	第6部	B – 3	-	第7部	B-2
寸	第7部	B – 2	_	第1部	B – 3
	第8部	B - 2	住	第2部	B – 3
	第9部	B - 2	吉	第3部	B - 3
	第10部	B - 2	分団	第4部	B - 2
	第11部	B - 2		第5部	B - 2
	第1部	B - 2	_	第6部	B - 2
	第2部	C D – I		第1部	B - 3
大	第3部	CD-I			赤バイ1 モトクロス
大淀	第4部	B - 3		第2部	水- I
分	第5部	B - 2		第3部	B - 2
団	第6部	B - 3			赤バイ2 モトクロス
	第7部	CD-I		第4部	水一I
	第8部	B - 2		第5部	B - 2
	第1部	B - 3		第6部	B - 3
	第2部	B - 2	佐	第7部	水一I
	第3部	B - 2	土原	第8部	B - 3
	第4部	CD-I	分	第9部	B - 3
生	第5部	B - 2			赤バイ3 モトクロス
目分	第6部	CD-I		第10部	B - 3
団団	第7部	B - 2		第11部	B - 2
	第8部	B - 2		↓ ↓7	本部ポンプ CD-I
	第9部	B - 3		本部	本部水槽 水槽 I
	第10部	B - 2		第12部	B - 2
	第11部	B - 2		第13部	B - 2
中	第1部	B - 2		第14部	B - 2
央	第2部	B - 2		第15部	B - 3
分	第3部	C D – I			
団	第4部	C D – I			
	>14 = 144	5 L 1			

	配備先	車輌種別	
	第1部	B - 3	
	第2部	CD-I	
	第3部	B - 3	
	第4部	B - 3	清
	第5部	B - 3	武八
田	第6部	B - 3	分 団
野	第7部	B - 3	[3]
分 団	第8部	B - 3	
寸	第9部	B - 3	
	第10部	B - 3	
	第11部	B - 3	
	第12部	B - 3	車種
	第13部	B - 3	積
	本部タンク車	水-Ⅱ	載車
	第1部	B - 3	ポン
	第2部	B - 3	プ車
	第3部	B - 3	タン
	第4部	B - 3	ク車
	第5部	B - 3	載車ポンプ車タンク車*槽車
	第6部	B - 3	バイク
高	第7部	B - 3	
岡八	第8部	B - 3	
分 団	第9部	B - 3	《車
	第10部	B - 3	1
	第11部	B - 3	<u> </u>
	第12部	B - 3	3
	第13部	B - 3	4
	第14部	B - 3	
	本部タンク車	水-I	⑤
	第1部	B - 3	6
	第2部	B - 3	0
	第3部	B - 3	7
清	第4部	B - 3	
武	第5部	CD-I	
分 団	第6部	B - 3	《ポ
寸	第7部	B - 3	
	第8部	B - 3	
	第9部	B - 3	
	第10部	B - 3	

《車両種別の説明》

配備先

第11部 第12部

第13部

第14部

第15部

第16部

第17部

第18部

本部部

車両種別

B-2

B - 3

BD-I

CD-I

<u>水</u>一 I

水ーⅡ

モトクロスバイク

水槽- I

合 計

(1)

3

4

(5)

(6)

7

合 計 車輌種別 B-3

B-3

B-3

B-3

B-3

B-3

B-3

B-3

B-2

144台

台数 (車種)

1 1 8

2 3

3

1 4 4

137部

台数 (車両種別)

4 8

7 0

1 6

0

4

2

1

- ①② ···B-2、B-3級の可搬ポンプを積 載した車輌
- ···ボンネット型(B)ダブルシート(D)で A-2級以上のポンプを搭載した車輌
- 4 ・・・キャブオーバー型(C)ダブルシート(D)で B-1級以上のポンプを搭載した車輌
- ・・・水槽付ポンプ車でポンプ性能がA2 級以上水槽容量が1.5t以上 **(5)**
- 6 ・・・・水槽付ポンプ車でポンプ性能がA2 級以上水槽容量が2. Ot以上
- ・・・積載する小型動力ポンプは、B3級 7 以上水槽容量が5. Ot

《ポンプの級別と性能》

級別	規格放水圧力 (Mpa)	規格放水量 (㎡/min)
A-1	0. 85	2. 8以上
A-2	0. 85	2. 0以上
B-1	0. 85	1. 5以上
B-2	0. 70	1. 0以上
B-3	0. 55	0. 5以上

2 救助資機材等配備状況

2 救助資機材等 ──	配備状況 ————————————————————————————————————									令和4	年4月1	日現在
資 機 材	配備場所	合計	北本署	東分署	北部出張所	西部出張所	住吉救急出張	南本署	中部出張所	南部出張所	青島出張所	消防局
	【一】 かぎ付はしご	21	3	6	1	1	<u>所</u>	4	3	1	2	0
	【一】 金属製折りたたみはしご又は	5	0	1	1	1	0	1	0	1	0	0
	ワイヤはしご 【一】 救命索発射銃	5	0	3	0	0	0	2	0	0		0
一般救助用器具	【一】 平担架	5	1	1	0	_	_					
73X 3X 9737 13 HH ZX	【一】 三連はしご	18	4	4	1	1	0		2	1		0
	【一】 空気式救助マット	5	1	2	0	0	0			0	0	0
	【一】 サバイバースリング又は救助	36	4	8	2	3	0	16	1	0	2	0
	用縛帯	18	0	4	2	2	0	3	2	5		
	【一】 可搬ウィンチ	9	_	4	0		_					
	【二】 大型油圧スプレッダー	12	0	2	2	2	0					
	【二】 チェーンブロック	2	0	0	0	0			1			
重量物排除用器具	【一】 油圧スプレッダー	4	1	1	0	0	0			0		
	【一】マンホール救助器具	4	0	2	0	0	_			0		_
	【二】 マット型空気ジャッキー式	4	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0
	【二】 救助用支柱器具	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	【一】 油圧切断機	2(2)	(1)	1	0	0	0	1(1)	0	0	0	0
	【一】 ガス溶断器	3	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0
	【一】 鉄線カッター	31	5	9	0	0	1	10	0	4	2	0
	【二】 大型油圧切断機	4(5)	0	2	(1)	(1)	0	1	1(2)	(1)	0	0
切断用器具	【二】 コンクリート鉄筋切断用チェーンソー	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	【一】 エンジンカッター	21	2	3	3	2	0	6	2	2	1	0
	【一】 チェーンソー	21	3	1	2	2	0	6	2	2	2	1
	【二】 空気鋸	6	0	4	0	0	0	2	0	0	0	0
	【二】 空気切断機	7	0	5	0	0	0	2	0	0	0	0
	【一】 万能斧	66	9	16	3	3	1	24	4	2	4	0
	【一】 携帯用コンクリート破壊器具	5	1	2	0	0	0	2	0	0	0	0
破壊用器具	【二】 ハンマドリル	6	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0
	[一] ハンマー	24	2	6	3	3	0	5	1	3	1	0
	【二】 削岩機	7	0	5	0	0	0	2	0	0	0	0
	【一】 生物剤検知器	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	【一】 放射線測定器	61	0	44	0	0		17	0	0		0
検知・測定用器具	【一】 可燃性ガス測定器	34	4	12	2			6				0
	【一】 有毒ガス測定器	1(34)		1(12)	(2)	(2)	(1)	(6)		(2)		0
	【一】 酸素濃度測定器	(34)		(12)	(2)	(2)		(6)		(2)		
	【一】 化学剤検知器	7	0	5	0	0				7		
	【一】 空気呼吸器	120	26	25	10	6	0					
成城况继用见目	【二】 防塵マスク	296	62 52	45	19					19		
呼吸保護用器具	【一】 空気補充用ボンベ	339	52	94	18	20				25		
	【二】 簡易呼吸器	13	0	2	0	0	0			0		
	【二】 送排風機	13	3	2	1	0	0	5	1	1	0	0

		配備場所	合	北	東	北部	西部	住吉救	南	中部	南部	青島	消
資 機 材			計	本署	分署	出張所	出張所	急出張所	本署	出 張 所	出 張 所	出張所	防 局
	[一]	耐電手袋	37	4	9	3	0	2	8	3	5	3	0
		耐電ズボン	10	0	3	0	0	0	5	0	2	0	0
	[一]	防塵メガネ	304	62	45	19	19	10	87	21	19	22	0
	[一]	防毒マスク	96	23	51	0	0	0	22	0	0	0	0
	[一]	陽圧式化学防護服	21	0	16	0	0	0	5	0	0	0	0
隊員保護用器具	[一]	放射線防護服	8	0	6	0	0	0	2	0	0	0	0
	【二】	耐電衣	12	0	3	0	0	0	7	0	2	0	0
	【二】	耐電長靴	10	0	3	0	0	0	5	0	2	0	0
	[一]	携帯警報器	10	0	5	0	0	0	5	0	0	0	0
	[-]	化学防護服(陽圧式化学防護服 を除く)	222	105	40	4	0	3	66	0	0	4	C
	[-]	耐熱服	22	9	2	1	1	0	9	0	0	0	0
	[-]	除染シャワー	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
除染用器具	[一]	除染剤散布器	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	除染シャ	ワー (4口以上)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	[-]	水中投光器	7	0	6	0	0	0	1	0	0	0	0
	[-]	救命胴衣	283	41	116	13	27	3	42	23	12	6	0
	[-]	浮標	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
水難救助用器具	[-]	船外機	34	3	4	2	3	0	3	0	1	0	18
	[-]	救命浮環	46	7	14	5	4	1	5	4	4	2	0
	[-]	救命ボート	65	4	4	1	3	0	4	0	1	0	48
	水上バイ	Ź	4	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0
	[-]	登山用器具一式	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0
山岳救助用器具	[-]	バスケット担架	16	1	4	2	1	0	3	2	2	1	0
検索用器具	[-]	簡易画像探索機	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
	[三]	画像探索機	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	[三]	熱画像直視装置	8	0	2	1	1	0	2	1	1	0	0
高度救助用器具	[三]	地中音響探知機	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	C
	[三]	夜間用暗視装置	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	C
	[三]	地震警報器	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	C
	[-]	投光器一式	27	5	7	2	1	0	8	1	2	1	C
	[-]	携帯拡声器	36	5	8	2	2	0	11	3	3	2	0
	[-]	応急処置用セット	19	7	3	0	1	0	5	1	0	2	C
	【二】	緩降機	4	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0
その他の救助用器具		救助用降下機	54	0	25	2	2	0	23	0	0	2	0
CツIEツ玖別用船景	[-]	携带投光器	38	3	7	1	1	0	23	1	1	1	C
	[-]	携帯無線機	182	40	32	12	6	2	37	12	12	8	21
	[-]	車両移動器具	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	C
		ロープ登降機	17	0	7	2	2	0	4	0	0	2	(
【備考】		発電機	44	7	9	3	3	0	16	2	3	1	(

消防水利

1 地域別消防水利整備状況

令和4年4月1日 現在

		ALI NO TO TO		P 1177-												_	1 1/11 [70 III.
NIC	TIPICS 전	消少	〈栓	∧ ∌I.	公割	と防火ス	火槽	私部	设防火7	k槽	合計	,	井戸	7 0 64	水利		適合	水利
ΝO	地区名	公設	私設	合計		40 t ∼ 20 t	~20 t	40 t ∼	40 t ∼ 20 t	~20 t	台計	ブール	开尸	その他	合計		消火栓	防火水槽
1	中央	530	8	538	40	2	0	2	1	1	46	14	30	2	630		405	42
2	大宮	463	1	464	36	6	1	0	2	0	45	5	9	3	526		268	36
3	檍	445	30	475	30	4	1	13	0	0	48	11	9		543		277	43
4	住吉	329	4	333	41	6	2	6	0	0	55	6	1		395		193	47
5	北	169	10	179	25	7	15	7	0	0	54	3	1		237		96	32
6	大淀	603	7	610	54	4	5	1	0	0	64	13	8	1	696		437	55
7	赤江	586	11	597	64	8	4	7	2	1	86	13	2	2	700		382	71
8	生目	319	0	319	37	21	20	7	0	0	85	6	0		410		184	44
9	木花	179	0	179	24	8	10	0	0	0	42	5	4		230		112	24
10	青島	85	3	88	13	3	0	3	0	0	19	4	0	1	112		66	16
11	佐土原	499	5	504	115	6	71	2	0	0	194	9		15	722		287	117
12	田野	272	0	272	93	23	22	0	0	3	141	4			417		125	93
13	高岡	322	0	322	63	30	91	5	3	0	192	3			517		108	68
14	清武	422	1	423	141	35	14	0	0	0	190	5			618		233	141
	合計	5, 223	80	5, 303	776	163	256	53	8	5	1, 261	101	64	24	6, 753		3, 173	829

2 種別別消防水利整備状況 (令和4年4月1日現在)

(1) 防火水槽

(基)

73 7 7·3·1111						()
\$/\} \ \ \ \ \ \ \	総数 公設 私設 適合			耐震性		
総数	公政	私設	適合	4 0 t	1 0 0 t	計
1, 261	1, 195	66	829	368	25	393

[※] 上記100 t級のうち2基は飲料水兼用耐震性貯水槽(上野町、花山手東3丁目)

(2)消火栓

(基)

総数	公設	私設	適合
5, 303	5, 223	80	3, 173

地域における防災対策

1 自主防災組織

(1) 自主防災組織の結成についての取り組み

宮崎市では、危機管理部地域安全課を中心に市長部局と消防局が連携し、宮崎市内の自治会連合会や、未結成自治会に対し説明会等を実施して、積極的に結成を働きかけています。

令和4年4月1日における自主防災組織の結成率は、管内自治会数724に対する結成自治会数633の87.4%となっています。

(2) 自主防災組織の育成・強化の取り組み

ア)自主防災組織の防災意識の啓発について

自主防災組織の防災意識の啓発のため、防災講話、資機材取り扱い、地震体験車などの出張出 前防災講座を積極的に実施しています。

また、自主防災組織単独の機能向上及び、自主防災組織相互の連携、消防機関・行政機関との 連携を強化するため、自治会単位のみならず、自治会を越えた地区単位でより実践的な訓練を実 施しています。

イ)防災資機材等の交付

災害時の初期の対応を可能にするため、コミュニティ助成事業や県補助等の補助事業を活用して、自主防災組織に資機材倉庫を含む防災資機材を交付しています。

自主防災資機材交付内訳

資機材倉庫	1
発電機	1
投光器	1
三脚	1
コードリール	1
燃料缶	1
ハンドマイク	2
ヘルメット	1 0
消火器	3
担架	1
強力ライト	2
折畳式リヤカー	1
救命胴衣(※)	1 0



(※) 洪水浸水想定区域 (L2) の区域内にある自主防災組織に限る。

2 訓練・研修

(1) 防災訓練

宮崎市では、地域住民、行政機関(市、警察等)、消防団などの関係機関が連携した防災訓練を実施しています。

令和3年度 宮崎市における防災訓練実績(消防局・地域安全課合算)

訓練名称	件数	参加人員
地区防災訓練	8 2	5, 276

(2) 出前防災講座

令和3年度 出前防災講座開催実績(事業所·各種団体等)

	合 計		北消防署		南消防署		応急手当 研修センター	
	件数	対象人員	件数	対象人員	件数	対象人員	件数	対象人員
合 計	316	11, 924	92	5, 215	69	3, 996	155	2, 713
火災講座	11	2, 227	6	1, 581	5	646	-	-
地震講座	22	988	16	724	6	264	_	_
救急講座	226	4, 492	35	927	36	852	155	2,713
その他	57	4, 217	35	1, 983	22	2, 234	_	_

^{※「}その他」には、署見学などが含まれています。

令和3年度 出前防災講座開催実績(自主防災組織)

	合 計		北消防署		南消防署	
	件数	対象人員	件数	対象人員	件数	対象人員
防災講座等	25	1, 595	10	636	15	959

(3) 消防・防災フェスタ

地域防災の基本である「自助」及び「互助」についての必要性と重要性を広く訴えるとともに、 市民と消防・防災が身近に触れ合う機会を設け、防災意識の更なる高揚を図ることを目的とし、 毎年開催しています。

令和3年度においては、新型コロナウィルス感染拡大に伴い開催中止となっています。

※近年開催状況

期 日:令和元年11月30日(土)

場 所:イオンモール宮崎(北側駐車場)

参加者数:約3,000人

予防編

消防同意

消防法第7条に基づき、建築物の新築(増築、改築等を含む)の計画段階で防火上の観点から建築物の防火規定、消防用設備等の設置等について書類審査し、実態に即した指導を行いつつ、建築行政庁等と緊密な連絡協調を図り、建築物の防火安全等を確保するために万全を期しています。

消防同意は消防法施行令別表第1に掲げる建築物(学校、病院、事業場、百貨店等)及び一般建築物(長屋住宅等)を対象とします。

建築物の工事種別同意件数

令和3年度

区 分	同意件数	工事種別				
区 分		新築	増築	改築	その他	
合 計	516	484	26	1	5	
宮崎市	487	461	21	1	4	
国 富 町	20	14	5	_	1	
綾町	9	9	_	_	_	

消防用設備等の検査

消防用設備等は、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設に分類されます。

消防の用に供する設備・・・消火設備、警報設備、避難設備

消防用水・・・・・・・・防火水槽、これに代わる貯水池その他の用水

|消火活動上必要な施設|・・・排煙設備、連結送水管など消防隊の活動を支援する施設

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備・・上記の性能と同等以上の設備

建築物の関係者が消防用設備等を設置したときは、消防法第17条の3の2に基づき消防長または 消防署長の検査(以下「完成検査」という。)を受けることとされています。完成検査では、当該消防 用設備等が技術上の基準に従って設置されているかを確認し、不備がある場合は関係者に対して必要 な指示、指導を行っています。

完成検査済消防用設備等

令和3年度

	Λ ∌I.	新	築	改多	套等
	合 計	特定	非特定	特定	非特定
合 計	892	165	255	291	181
消火設備	262	56	99	72	35
警報 設備	384	54	76	138	116
避難設備	227	52	72	77	26
消防用水等	19	3	8	4	4

^{*} 特定とは、特定用途防火対象物をいい、映画館、集会場及び百貨店等の不特定多数の者が出入り する建築物等をいう。

^{*} 非特定とは、非特定用途防火対象物をいい、特定多数の者が出入りする上記以外の建築物等をい う。

予防査察

消防法第4条に基づき、あらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入りする場所その他の関係ある場所に立ち入って、消防対象物(山林又は舟車、ふ頭にけい留された船舶、建築物その他の工作物又は物件をいいます。)の位置、構造、消防用設備等の設置、維持管理状況及び防火管理状況等について検査又は質問し、消防対象物の実態を把握するとともに、火災予防上の不備欠陥事項を発見し、関係者に対して必要な指示、指導を積極的に行っています。

予防査察実施状況

令和3年度

区分	防火対象物数	計画件数	実施件数	実施率	備考
合 計	18, 300	2, 215	2,872	129.7%	_
第1種	1, 481	682	726	106.5%	2 年に1回以上
第 2 種	3, 368	968	1, 159	119.7%	3(7)年に1回以上
第 3 種	3, 739	543	594	109.4%	5(7)年に1回以上
第 4 種	9,712	22	393	-	必要に応じて

※防火対象物数については、令和3年度査察計画作成時(令和3年3月時点)の対象物数である。

違反処理

立入検査において、消防法令違反が認められた場合は、関係者に対して是正指導を行っています。特に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず設置されていない場合や長期間にわたって、消防法令が是正されていない違反対象物には早期の是正を促すため、警告や命令などの違反処理を行います。

違反処理状況

5	\wedge	H29	Н30	R 元	R 2	R 3
区	分	年度	年度	年度	年度	年度
	警告件数	1	7	_	1	3
例外对象物	命令件数	_	_	_	_	_
	警告件数	4	3	_	_	_
危険物施設 	命令件数	_	1	1	5	1

防火・防災管理

1 概要

(1) 防火管理

近年の防火対象物は、大規模、高層化が進み火災が発生すると人命の危険や社会的影響が大きいため、火災等に迅速に対応する管理体制の強化により被害の軽減を図る目的で消防法第8条が規定されています。

防火管理者を選任しなければならない対象物は、劇場・百貨店・旅館・病院及び福祉施設など不特定多数の者が出入りする建築物で収容人員が30人以上のもの、また、学校・工場及び共同住宅など特定多数の者が勤務又は居住する建築物で、収容人員が50人以上のものが該当します。

また、認知症高齢者グループホーム等にあっては、収容人員が10人以上のものが該当します。

なお、防火管理者を選任(解任)したときは、遅滞なくその旨を所轄の消防長又は消防署長に届け出なければなりません。防火管理者は、消防計画書を作成(消防長又は消防署長に届け出が必要)し、その計画書に基づく避難訓練等の実施及び消防用設備等の点検・整備並びに火気の使用又は取り扱いに関する監督を行わなければならないとされています。

防火管理者選任及び消防計画書作成の状況

令和4年3月31日時点

区 分	合 計	宮崎市	国富町	綾町
8 条 対 象 物 数	3, 769	3, 567	140	62
選任届出数	3, 510	3, 329	128	53
計画書届出数	3, 479	3, 302	125	52

(2) 防災管理

南海トラフ地震や首都直下型地震の発生が危惧されている状況を踏まえ、平成21年 に消防法令が施行され、一定の大規模・高層の建築物について、自衛消防組織の設置と 防災管理者の選任及び火災以外の災害に対応した消防計画の作成が義務付けられまし た。

防災管理を要する建物は、次のアからウの要件に該当するものです。

- ア 令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項から(12)項まで、(13)項イ、(15)項及び(17)項に掲げる防火対象物(以下「自衛消防組織設置防火対象物」という。)で、次のいずれかに該当するもの
 - (ア)地階を除く階数が11以上の防火対象物で、延べ面積が1万㎡以上のもの
 - (4)地階を除く階数が5以上10以下の防火対象物で、延べ面積が2万㎡以上のもの
 - (ウ) 地階を除く階数が4以下の防火対象物で、延べ面積が5万㎡以上のもの

- イ 令別表第一(16)項(複合用途防火対象物)に掲げる防火対象物(自衛消防組織 設置防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、次のいずれかに該 当するもの
 - (ア)自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部又は一部が11階以上の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が1万㎡以上のもの
 - (4) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が10階以下の階に存し、かつ、当該部分の全部又は一部が5階以上10階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が2万㎡以上のもの
 - (ウ)自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が4階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が5万㎡以上のもの

※防災管理者については、防火対象物全体に適用されますが、自衛消防組織の設置義務が生じるのは、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限られます。

ウ 令別表第一(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千㎡以上のもの

防災管理者選任及び自衛消防組織設置届出の状況

令和4年3月31日時点

区分	合 計	宮崎市	国富町	綾町
3 6 条 対 象 物	3 5	3 4	1	_
選任届出数	3 3	3 2	1	_
自衛消防組織設置届出数	3 1	3 0	1	_

* 上記の階数及び延べ面積等の算定にあっては、消防法施行令第2条が適用されます。

(3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。)第4条第1項に基づき、平成26年3月28日に開催された中央防災会議において南海トラフ地震防災対策推進基本計画が決定され、この中で、津波により30cm以上浸水する区域にある防火対象物及び危険物施設には、南海トラフ地震防災対策計画の作成が必要となりました。

このため、該当施設について、既成の消防計画又は予防規程に南海トラフ地震への対応に関する事項の追加変更を指導しています。

【対象】

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく対象物 ア 指定された地域

・津波により30cm以上浸水する区域

イ 施設等

- ・防火対象物 消防法第8条に基づく防火管理業務義務対象物
- ・危険物施設 消防法第14条の2に基づく予防規程義務施設 ガソリンスタンド・危険物貯蔵施設

地震防災計画作成状況

令和4年3月31日時点

施設又は事業所	地震防災規程	施設数	届出数	届出率
劇場・百貨店	消防計画	174	161	92. 5%
複合用途	消防計画	69	65	94. 2%
学校	消防計画	13	13	100%
福祉施設	消防計画	54	52	96. 3%
危険物施設	予防規程	57	57	100%
合 計		367	348	94. 8%

^{*} 消防法第8条の防火対象物とは、特定防火対象物で収容人員30人以上((6)項ロについては、10人以上)、非特定防火対象物で収容人員50人以上の対象物

^{*} 消防法第14条の2の危険物施設とは、ガソリンスタンドのほか指定数量200倍以上の屋外タンク貯蔵所等

2 防火管理講習会及び防災管理再講習会

消防法第8条に規定する防火管理者の資格を付与するための講習会及び取得資格の再講習会を開催しました。また、消防法第36条に規定する防災管理者の資格再講習会を開催しました。

当消防局管内では、これまでに延べ21,465人(防火管理資格認定者を含む。)が、防火管理者の資格を取得しています。

令和3年度防火管理者講習会受講状況

			日時	受講人数	講習場所
第	1	口	4月20日(火)、21日(水)	甲 49名、乙 1名	
第	2	口	4月27日 (火)、28日 (水)	甲 27名、乙 1名	
第	3	口	5月22日(土)、23日(日)	※中 止	
第	4	口	5月24日 (月)、25日 (火)	※中 止	台
第	5	口	8月24日 (火)、25日 (水)	※中 止	崎
第	6	口	9月 7日 (火)、 8日 (水)	※中 止	宮崎東諸県広域防災センター
第	7	口	9月27日 (月)、28日 (火)	※中 止	宏は
第	8	口	10月 5日 (火)、 6日 (水)	甲 48名	防災
追	加	1)	11月13日(土)、14日(日)	甲 49名、乙 1名	ヤン
追	加	2	12月 7日 (火)、 8日 (水)	甲 45名、乙 3名	ター
追	加	3	1月26日 (水)、27日 (木)	※中 止	,
第	9	口	2月 2日 (水)、 3日 (木)	※中 止	
追	加	4	3月 8日 (火)、 9日 (水)	甲 46名、乙 4名	
第	1 0	口	3月28日 (月)、29日 (火)	甲 45名、乙 4名	
			合 計	甲 309名、乙 14名	

[※]新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止。

令和3年度甲種防火管理再講習会受講状況

	日 時	受講人数	講習場所
第 1 回	6月 2日 (水)	26名	宮崎東諸県広域防災センター
第 2 回	2月17日 (木)	3 1 名	当呵鬼商泉四塊四次ピングー
	合 計	5 7名	

令和3年度防火・防災管理再講習会受講状況

	日時	受講人数	講習場所
第 1 回	12月15日 (水)	6名	宮崎東諸県広域防災センター

広報活動

1 概要

火災発生防止と火災発生時の早期通報、初期消火、安全避難等の一連の初期活動を行うには、市 民一人ひとりの火災予防に対する理解と認識が必要です。そこで住民の火災予防に対する認識を深 めるため、春季・秋季全国火災予防運動期間に合わせて防火祈願祭、大規模な建築物の消防訓練、 屋内消火栓操法大会、幼年消防フェスタ等の幅広い広報活動を展開しています。

• 春季全国火災予防運動期間

3月1日 ~ 3月 7日

• 秋季全国火災予防運動期間

11月9日 ~ 11月15日

2021年度 全国統一防火標語「おうち時間 家族で点検 火の始末」

2022年度 全国統一防火標語「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

2 行事等

(1) 防火祈願祭

春季全国火災予防運動期間の初日、期間中及び本年中の無火災、無事故を祈願しました。 また、例年は祈願祭終了後に、広く市民に防火意識の高揚と火災予防の PR のため、消防団車両に よる防火広報を実施しますが、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、 実施しておりません。

(参加団体)

- 宮崎市消防団
- 宮崎市消防局





(2)屋内消火栓操法大会

令和3年11月5日(金)に宮崎県消防学校において、第39回屋内消火栓操法大会を開催する 予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、中止しました。





※参考:第37回屋内消火栓操法大会の様子。

(3) 幼年消防フェスタ等

春秋の火災予防運動期間に合わせて、毎年「幼年消防フェスタ」等を開催し、ポンプ車からの 放水体験、はしご車の試乗、地震体験車の試乗等を通じ、防火について楽しみながら学びました。





宮崎東諸県広域防災センター

1 概要

消防職員及び消防団員の訓練を行うための訓練機関であるとともに、住民に対して、防火防災の 思想の普及を図り、安全で安心な街づくりを行うため研修を行っています。

また、住宅火災による被害の軽減化を図るため、住宅用火災警報器の設置促進や作動点検、機器 交換などの維持管理を含めた必要性について指導を行っています。

2 施設概要

- ・構造等 鉄筋コンクリート造 地上6階/地下1階
- ・敷地面積 6,490㎡・建築面積 231㎡・延べ面積 744㎡

3 職員構成(令和3年度)

- ・防災センター所長 1名(予防課長兼務)
- ・防災センター指導員 9名

4 主な業務実績

項目		回数	受講(対象)人員
	甲種・乙種防火管理新規講習会	7	323
	甲種防火管理再講習会	2	57
===□ □	防火・防災管理再講習会	1	6
講習・研修会	防火研修会 (新入社員等)		
	防火研修会(1号会員)	3	150
	防火研修会(2号会員)	1	
	自衛消防訓練指導等	67	1224
出前防災	自主防災訓練	7	288
	各種イベント参加	1	234
	屋内消火栓操法大会		_
教育訓練等	住宅防火対策指導	275	676
	自主防災資機材点検	56	77

5 設置率等

【住宅用火災警報器の設置率の推移】

年 月	H28. 4	H29.6	H30.6	R元.6	R2.7	R 3. 6
設置率	85.3%	90.6%	89.8%	90.9%	90.1%	90.1%

(小数点第2位四捨五入)

<全国、県の設置・条例適合率 R3.6.1 時点総務省消防庁発表>

	全国	宮崎県	宮崎市
設置率	83.1%	85.5%	90.1%
条例適合率	68.0%	75. 7%	88.9%

[※] 平成26年からは条例で必要な部分すべてに住警器が設置されている場合を「条例適合率」として 公表し、一部設置を含むものを「設置率」として公表している。

幼少年消防クラブ・婦人防火クラブ

宮崎市消防局管内の幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ組織の拡大を図るとともに、地域社会および家庭を中心とした防火(災)体制づくりと、その意識の高揚を図っています。

1 幼年消防クラブ

(1) 49団体 1, 396人

幼年消防クラブは、火に対して興味を持ちはじめる幼年期に、火の正しい取り扱い方を指導教育することにより、火遊び等による火災の減少を図ること、また、社会教育の一環として、消防の仕事を理解することを目的に活動しています。

(2)活動状況

宮崎市消防局管内の幼稚園、保育園の園児を対象にして幼年消防フェスタを開催しています。





【クラブ名簿】

令和4年3月31日時点

	クラブ名	会員数	結成年月日
1	一ツ葉保育園幼年消防クラブ	7 3	昭和60年 4月23日
2	ソレイユ幼年消防クラブ	2 9	IJ
3	大塚あけぼの幼稚園幼年消防クラブ	182	IJ
4	三和こども学舎幼年消防クラブ	3 3	昭和63年 3月25日
5	飛江田保育園幼年消防クラブ	5 0	昭和63年 5月15日
6	大坪保育園幼年消防クラブ	3 0	平成 元年 4月12日
7	ひかり幼稚園幼年消防クラブ	3 5	平成 3年 8月 1日
8	高千穂幼稚園幼年消防クラブ	3 6	IJ
9	宮崎みなみ幼稚園幼年消防クラブ	8	II
1 0	月見ヶ丘幼稚園幼年消防クラブ	2 7	IJ.
1 1	宮崎ひがし幼稚園幼年消防クラブ	3 6	IJ.
1 2	本郷幼稚園幼年消防クラブ	2 1	IJ.
1 3	宮崎西幼稚園幼年消防クラブ	1 2	IJ
1 4	いずみ幼稚園幼年消防クラブ	4 0	IJ
1 5	江南保育園幼年消防クラブ	3 2	平成 5年12月 1日

5年 1月22日
5年 1月22日
5年 1月22日
-
-
0年 6月 1日
0年 6月 1日
0年 6月 1日
6年11月16日
6年11月16日
"
//
11
"
11
11
11
11
11
11
2年 4月 1日
2年 4月 1日
11
2年 4月 1日
0年 4月 1日 2年 4月 1日
2年 4月 1日
2年 4月 1日
2年 4月 1日
2年 4月 1日
2年 4月 1日
2年 4月 1日
2年 4月 1日
2年 4月 1日
11
11
11
11
11
"
"
6年11月16日
0年11月16日
0年 6月 1日
0年 6月 1日
_
5年 1月22日
9年 3月 1日
9年 3月 1日
9年 3月 1日 5年 6月 1日
5年 6月 1日
5年 6月 1日 7年 4月 1日
5年 6月 1日
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日
5年 6月 1日 7年 4月 1日
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日 "
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日 "
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日 " "
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日 " "
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日 " " " "
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日 " " " "
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日 " " " " " " " "
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日 " " " " " "
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日 " " " " " " " " " " " "
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日 " " " " " " " "
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日 " " " " " " " " " " " "
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日 " " " " " " " " " " " "
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日 " " " " " " 2年 9月 1日 " "
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日 " " " " " " 2年 9月 1日
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日 " " " " 2年 9月 1日 " " 8年 4月 1日
5年 6月 1日 7年 4月 1日 5年 2月15日 " " " " " " 2年 9月 1日 " "
6年11月 0年 6月

2 少年消防クラブ(小学生)

(1) 3団体 34人

少年消防クラブは、小学1年生から6年生を対象に、学校や家庭における火災予防に関する知識を習得させ、防火意識の普及と高揚を図ること、また、クラブ活動を通して、団体生活における協調性および礼儀と規律を習得することを目的に活動しています。

(2)活動状況

- ・火災予防運動期間中に、防火チラシの配布や防火パレード等により防火広報に努めています。
- ・規律訓練や親と子の救急法等の実技訓練を実施しています。
- ・平成27年度優良少年消防クラブとして消防庁から表彰されています。
- ・令和2年度に、宮崎市消防団住吉分団主導型の住吉消防クラブが発足しました。

宮崎南小学校少年消防クラブ

令和3年度

実施日	活動状況	実施場所	実施内容
6月12日	入団式	宮崎市南消防署	入団式
7月25日	消防設備について学習	宮崎市南消防署	消火、放水体験 火災実験
10月16日	街びらきイベント参加	光テラス月見ヶ丘	宮崎南小学校少年消防クラブ紹介
11月6日	まちなか探検 防災マップ作成	南小学校周辺 宮崎市南消防署	防災マップ作成
11月21日	山火事防止チラシ配布 歴史新聞作成	宮崎市南消防署	山火事防止チラシ配布 歴史新聞作成
12月5日	規律訓練、救命講習	宮崎市南消防署	規律訓練、救命講習
1月9日	宮崎市消防出初式	大淀川市民緑地	宮崎市消防出初式
3月13日	修了式	源藤公民館	修了式





田野少年消防クラブ 令和3年度

実施日	活動状況	実施場所	実施内容
7月27日	入団式 規律訓練	田野小学校グラウンド	入団式、規律訓練
8月3日	応急手当訓練	田野小学校体育館	応急手当訓練
11月4日	火災予防啓発活動	セブンイレブン 田野中ノ原店	火災予防啓発活動





実施日	活動状況	実施場所	実施内容
8月1日	保護者説明会 規律訓練(停止間)	宮崎市住吉公民館	保護者説明会 規律訓練(停止間)
11月7日	消防署見学 消火訓練、地震体験	宮崎北消防署東分署	消防署見学 水消火器取扱い訓練、地震体験
12月12日	火災の仕組み、原因 消火の原理、避難方法	宮崎市住吉公民館	座学による学習
1月9日	宮崎市消防出初式	大淀川市民緑地	宮崎市消防出初式

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、修了式は中止。





3 少年消防クラブ(中学生)

(1) 1団体 14人

更なる地域防災力の向上と次世代の「防災リーダー」を育成するために、平成29年7月に赤江中学校に消防クラブを結成しました。消防クラブ員は、訓練や救命講習など様々な体験を通して防火・防災に関する知識・技術を身に付け、学生防災リーダーとして学校や地域社会に貢献することを目的に活動しています。

(2)活動状況

- ・普通救命講習 I を受講し、修了証を取得しています。
- ・災害救出シミュレーションを通して、災害対応に必要な行動や考え方を習得しています。





赤江中学校消防クラブ

令和3年度

実施日	活動状況	実施場所	実施内容
7月14日	入団式	赤江中学校	入団式
10月10日	普通救命講習I	宮崎市南消防署	心肺蘇生法、AED取扱い
12月12日	災害救出シミュレーション 「ダイレクトロード」	宮崎市南消防署	災害対応訓練

[※]新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、修了式は中止。

【クラブ名簿】

令和4年3月31日時点

	クラブ名	会員数	結成年月日
1	宮崎南小学校少年消防クラブ	1 3	昭和55年 7月12日
2	田野少年消防クラブ	1 5	昭和60年12月14日
3	赤江中学校消防クラブ	1 4	平成29年 7月29日
4	住吉消防クラブ	6	令和 2年10月11日

4 宮崎市婦人防火クラブ連絡協議会

(1) 10団体 241人

婦人防火クラブは、日常生活において火気を取り扱う家庭の主婦及び地域住民に対して防火意識の普及と高揚を図り、災害に強い安全なまちづくりに寄与すること、家庭や地域での応急手当の普及促進に努めることを目的に活動しています。

(2)活動状況

住宅用火災警報器の設置普及促進、防火講話の開催、台風災害後のボランティア活動、応急手当の普及促進、施設見学等を実施し防火意識の高揚に努めています。

令和3年度

実施日	活動状況	実施場所	実施内容
11月29日	防災に関する学習 心肺蘇生法等	ひなた宮崎県総合運動公園 南消防署	津波避難施設について 心肺蘇生法等の研修
12月20日	グラウンドゴルフ大会	ひなた宮崎県総合運動公園 この花ドーム	津波避難施設について 会員・新規会員交流会
2月25日	執行部役員会	宮崎市婦人会事務局	年度内行事計画及び 令和4年度事業計画
3月27日	女性が関わる地域防災	木花公民館	炊き出し訓練 ダンボールベッド体験

[※]上記以外に、6月・7月・10月・11月・12月・3月に定例役員会を実施。

【クラブ名簿】

令和4年3月31日時点

	クラブ名	会員数	結成年月日
1	赤江婦人防火クラブ	2 6	平成 6年 6月 7日
2	木花婦人防火クラブ	124	平成20年 6月 1日
3	小戸・昭和婦人防火クラブ	1 0	平成20年 9月26日
4	吉村地区婦人防火クラブ	5	平成20年12月10日
5	青島21区自治会	3 4	平成25年 5月 1日
6	檍婦人防火クラブ	8	平成26年 5月26日
7	佐土原婦人防火クラブ	8	令和 3年 4月 1日
8	大淀地区婦人防火クラブ	1 0	令和 3年 8月 1日
9	清武地区婦人防火クラブ	7	令和 3年 8月 1日
1 0	曽山寺婦人防火クラブ	9	令和 3年12月 1日

予防行政協力団体

1 宮崎県消防設備協会宮崎支部

(1)会員数(賛助会員を含む) 54事業所

本協会は、平成4年12月に、消防用設備業に従事している事業所を中心に結成し、消防法改正 等に伴う研修会を開催するなど最新の知識を得て、消防用設備等の適正な工事、整備及び点検等に 努めています。

(2)活動状況

令和3年度

	11111011
研 修 会 名	参加人員
先進地視察研修	9人
消防法令の改正概要研修会	中止

[※]新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、消防法令の改正概要研修会は中止。

2 宮崎地区危険物安全協会

(1)会員数(賛助会員を含む)216事業所

本協会は、昭和45年3月に石油、塗料及びガス関係事業所で結成し、現在は一般社団法人宮崎 県危険物安全協会の下部団体として、事業所の安全対策等に寄与しています。

(2)活動状況

- ・火災予防に貢献している優良事業所及び功労者の表彰
- ・危険物安全週間及び火災予防運動週間中に、横断幕や防火のぼりを掲げるなど広報活動の実施
- ・危険物取扱者試験準備講習会(年1回)及び危険物取扱作業の保安に関する講習会(年1回) の実施(当該試験等の合格率のアップに努めています。)

令和3年度

講 習 会 名	参加人員
危険物取扱者試験準備講習会	3 0 人
危険物取扱作業の保安に関する講習会	366人
	—————————————————————————————————————

[※]新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、危険物安全研修会については中止。

3 宮崎防火管理等協議会

(1)会員数(賛助会員を含む)335事業所

本協議会は、昭和62年10月に結成され、職場の防火管理に関する研究や災害防止に努めるとともに会員相互の連絡協調及び社会公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

(2)活動状況

- ・火災予防に貢献している優良事業所及び功労者の表彰
- ・火災予防に係る情報をホームページに掲載
- 会員事業所の新入社員等を対象とした防火研修会等実施(年4回)

令和3年度

研修会名	参加人員等				
新入社員等を対象とした防火研修会	中止				
 防火研修会	149事業所 150人				
	中止				

[※]新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新入社員等を対象とした防火研修会及び防災研修会については中止。

4 ニシタチ・中央防火安全対策協議会

(1)会員数 65人 加入棟数 117棟 (令和3年度分未把握)

本協議会は、平成13年9月に新宿歌舞伎町で発生した雑居ビル火災を教訓に、平成14年11月に、宮崎市の繁華街であるニシタチ・中央地区の雑居ビル等の所有者及び関係者を中心に結成された団体で、繁華街における火災の予防や防火管理体制の整備を図ることを目的に活動しています。

(2)活動状況

令和3年度

_ 	参加人員等
会員及びテナント関係者を対象とした防火研修会	中止
会員、消防合同による雑居ビル火災想定訓練	中止
- 会員による夜間巡視	中止

[※]新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年度の行事については全て中止。

市町別・用途別防火対象物数

市地	订别	• 用途別防火対象物数			令和 4 年 ·	三3月31日時点
			合	宮	国	綾
		用途別		崎	富	
			計	市	町	町
		合 計	18, 125	16, 978	819	328
1	イ	劇場・映画館	18	17	_	1
	口	公会堂・集会場	127	118	5	4
	イ	キャバレー・ナイトクラブ	3	3	_	_
2	П	遊技場・ダンスホール	32	32	_	_
2	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店 舗等	ı	_	_	_
	Ξ	カラオケボックス等	9	9	_	_
0	イ	待合・料理店	2	2	_	_
3	П	飲食店	400	383	8	9
4		百貨店	624	584	28	12
-	イ	旅館・ホテル等	216	203	2	11
5	口	寄宿舎・共同住宅	5, 680	5, 582	66	32
	イ	病院・診療所	464	448	13	3
	П	養護老人ホーム等	360	318	38	4
6	ハ	老人デイサービスセンター等	476	436	29	11
	=	幼稚園・特別支援学校	72	69	2	1
7		学校	681	637	35	9
8		図書館・博物館	20	12	2	6
0	イ	蒸気・熱気浴場の公衆浴場	6	6	_	_
9	П	イ以外の公衆浴場	11	11	_	_
10		車両の停車場等	2	2	_	_
11		寺院・教会	121	116	5	_
10	イ	工場・作業場	1, 354	1, 137	164	53
12	П	映画・テレビスタジオ	_	_	_	_
	イ	自動車車庫・駐車場	206	197	8	1
13	П	航空機等の格納庫	5	5	_	_
14		倉庫	1, 098	964	88	46
15		上記以外の事務所	2, 850	2, 514	251	85
	イ	複合用途防火対象物 (特定)	1, 432	1, 364	44	24
16	П	複合用途防火対象物(非特定)	1,840	1, 793	31	16
17		文化財施設等	10	10	_	_
18		アーケード	6	6	_	_

用途別中高層(3階以上)建築物数(宮崎市)

Ж	亚	中局層(3陌以上)建第	彩物致(, (呂崎印)												3 I 🗆	时景		
		署及び用途別	合計	3階	4	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 8	1 9	4 3
		合 計	5, 831	2, 692	1,508	679	280	206	165	76	93	43	24	13	27	21	2	1	1
		北 消 防 署	3, 858	1, 679	972	463	220	152	121	59	78	36	20	11	24	19	2	1	1
		南消防署	1, 973	1, 013	536	216	60	54	44	17	15	7	4	2	3	2	_	-	-
-	イ	劇場・映画館	9	3	6	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-	_	_	-	1
1	П	公会堂・集会場	13	8	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
	イ	キャバレー・ナイトクラブ	3	1	-	1	1	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	П	遊技場・ダンスホール	6	1	2	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店 舗等	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_
	11	カラオケボックス等	1	1	I	-	-	-	-	I	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	イ	待合・料理店	-	ı	ı	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	_
3	П	飲食店	83	36	19	19	6	2	1	I	-	-	-	ı	ı	-	-	1	
4		百貨店	35	25	7	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	イ	旅館・ホテル等	72	14	13	6	5	6	7	6	5	3	2	3	1	-	1		
Э	П	寄宿舎・共同住宅	3, 131	1, 227	895	403	153	123	110	50	66	31	17	10	25	19	1	1	-
	イ	病院・診療所	117	72	25	9	3	3	4	I	1	-	-	ı	ı	-	-	1	-
6	ロ	養護老人ホーム等	56	36	11	9	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	_
6	く	老人デイサービスセンター等	32	32	ı	-	-	-	I	ı	-	-	-	ı	-	-	-	-	-
	11	幼稚園・特別支援学校	1	1	ı	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	_
7		学校	243	179	37	10	5	10	2	ı	_	-	-	-	-	_	-	-	_
8		図書館・博物館	5	3	2	-	-	-	-	I	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	イ	蒸気・熱気浴場の公衆浴場	6	1	-	4	1	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	_
<i>J</i>	ロ	イ以外の公衆浴場	-	=	=	-	-	-	=	-	-	-	-	-	-	-	-	=	=
10		車両の停車場等	-	=	=	-	-	-	=	-	-	-	-	-	-	-	-	=	-
11		寺院・教会	8	6	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	イ	工場・作業場	40	27	11	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	П	映画・テレビスタジオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	イ	自動車車庫・駐車場	20	9	8	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	П	航空機等の格納庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14		倉庫	25	21	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15		上記以外の事務所	467	276	72	45	24	16	12	11	7	2	2	-	-	-	-	-	-
16	イ	複合用途防火対象物(特定)	630	302	159	75	39	18	14	5	7	5	2	-	1	2	-	-	1
10	口	複合用途防火対象物(非特定)	828	411	234	92	39	26	14	3	6	2	1	-	-	-	-	-	-
17		文化財施設等		_		_	_	_	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_	_

用途別中高層(3階以上)建築物数(広域2町)

			A=1			-		-			1.0		10	10		
		町及び用途別	合計	3階	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
合		計	92	49	36	5	1	-	1	-	-	-	-	-	-	_
国		富町	58	31	21	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
綾		町	34	18	15	1	-	-	=	-	-	_	-	-	-	-
-1	イ	劇場・映画館		_	_	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
1	П	公会堂・集会場	1	1	1	1	1	I	1	1	I	I	I	1	1	-
	イ	キャバレー・ナイトクラブ	1	1	1	1	1	-	1	-	1	1	1	1	1	_
0	П	遊技場・ダンスホール	-	-	-	1	-	-	1	-	1	1	1	1	1	_
2	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店 舗等	-	-	-	1	-	-	1	-	1	1	1	1	1	_
	11	カラオケボックス等	1	-	-	1	-	-	1	=	1	1	1	1	1	-
3	イ	待合・料理店	I	1	1	1	1	I	1	1	I	I	I	1	1	-
3	П	飲食店	-	-	-	1	-	-	1	-	1	1	1	1	1	_
4		百貨店		-	=	=			=			-				_
5	イ	旅館・ホテル等	4	4	-	1	-	-	1	-	1	1	1	1	1	-
Э	П	寄宿舎・共同住宅	39	7	28	3	-	-	1	=	=	=	=	=	=	-
	イ	病院・診療所	3	1	1	1	-	-	=	=	=	=	=	=	=	-
	П	養護老人ホーム等	4	4	=	=	-	-	=	=	=	=	=	=	=	-
6	ハ	老人デイサービスセンター等	=	-	=	=	-	-	=	-	-	-	-	-	-	-
	11	幼稚園・特別支援学校	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7		学校	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8		図書館・博物館	3	3	=	=	-	-	=	-	-	-	-	-	-	-
	イ	蒸気・熱気浴場の公衆浴場	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	П	イ以外の公衆浴場	-	-	=	=	-	-	=	=	=	=	=	=	=	-
10		車両の停車場等	=	-	=	=	-	-	=	-	-	-	-	-	-	-
11		寺院・教会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	イ	工場・作業場	5	4	-	=	1	-	=	=	=	=	=	-	-	-
12	П	映画・テレビスタジオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	イ	自動車車庫・駐車場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	D	航空機等の格納庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14		倉庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15		上記以外の事務所	6	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	イ	複合用途防火対象物 (特定)	15	12	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	П	複合用途防火対象物(非特定)	7	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17		文化財施設等	=	-	=	=	-	-	=	=	=	=	=	-	-	-
		<u>ı</u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	1	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>			

市町別・用途別消防同意状況

il) H	נינ <i>ו</i> נ	• 用速剂剂的问息认须			7	7和3年及
			心	宮	玉	綾
		用途別		崎	富	
		Λ =1	計	市	町	町
		合 計	516	487	20	9
1	イ	劇場・映画館	1	1	_	_
	П	公会堂・集会場	6	6	_	_
	イ	キャバレー・ナイトクラブ	_	-	_	-
2	П	遊技場・ダンスホール	_	_	_	_
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	_	_	_	-
	=	カラオケボックス等	_	_	_	_
3	イ	待合・料理店	_	_	_	_
J	口	飲食店	16	16	_	_
4		百貨店	36	35	1	_
_	イ	旅館・ホテル等	5	5	_	_
5	П	寄宿舎・共同住宅	71	70	1	-
	イ	病院・診療所	17	17	_	-
	口	養護老人ホーム等	8	7	1	-
6	ハ	老人デイサービスセンター等	11	10	1	_
	=	幼稚園・特別支援学校	4	4	_	_
7		学校	8	8	_	-
8		図書館・博物館	-	-	_	-
	イ	蒸気・熱気浴場の公衆浴場	_	_	_	_
9	П	イ以外の公衆浴場	1	1	_	_
10		車両の停車場等	4	4	_	_
11		寺院・教会	3	2	1	_
	イ	工場・作業場	22	20	2	_
12	П	映画・テレビスタジオ	_	_	_	_
	イ	自動車車庫・駐車場	14	13	1	_
13	П	航空機等の格納庫	_	_	_	_
14		倉庫	51	44	4	3
15		上記以外の事務所	123	116	1	6
	イ	複合用途防火対象物 (特定)	18	16	2	_
16		複合用途防火対象物(非特定)	19	19	_	_
17		文化財施設等	<u> </u>	-	_	_
18		アーケード	_	_	_	_
		住宅	13	13	_	_
		併用住宅	=	-	_	-
		その他	65	60	5	_

署別 - 用途別査察実施状況

10 /	נינ -	用途別査祭実施状況								Ή.	3年度
			防		計画件数			実施	件数		実
			火 対	合	北	南	合	北	南	防严	施
		用途別	象		消	消		消	消	災センび	率
			物	-1	防	防		防	防	タ課	%
			数 18,300	計 2, 215	署 1,404	署 811	計 2,872	署 1,799	署 872	201	129. 7%
	,	1								201	
1		劇場・映画館	18	14	7	7	15	8	7		107. 1%
		公会堂・集会場	125	47	27	20	48	29	19	_	102. 1%
		キャバレー・ナイトクラブ	1	1	1	-	3	3	-	-	300.0%
2	口	遊技場・ダンスホール 性風俗関連特殊営業を営む	33	10	8	2	12	10	2	-	120.0%
	ハ	店舗等	3	_	-	-	1	1	_	-	_
	=	カラオケボックス等	9	2	1	1	3	2	1	-	150.0%
3	イ	待合・料理店	2	1	1	-	1	1	-	-	100.0%
	口	飲食店	408	144	100	44	185	144	41	-	128. 5%
4		百貨店	609	210	123	87	226	136	90	-	107. 6%
_	イ	旅館・ホテル等	271	86	48	38	133	81	52	-	154. 7%
5	П	寄宿舎・共同住宅	5, 698	47	25	22	265	36	40	189	563. 8%
	イ	病院・診療所	469	147	90	57	163	107	56	-	110. 9%
	П	養護老人ホーム等	380	178	122	56	183	123	60	-	102.8%
6	ハ	老人デイサービスセンター等	530	182	115	67	200	131	69	-	109.9%
	=	幼稚園・特別支援学校	73	28	15	13	28	15	13	-	100.0%
7		学校	687	75	23	52	82	27	55	-	109. 3%
8		図書館・博物館	20	6	5	1	7	6	1	-	116. 7%
9	1	蒸気・熱気浴場の公衆浴場	6	6	6	-	10	10	-	-	166. 7%
9	П	イ以外の公衆浴場	14	4	2	2	6	4	2	-	150.0%
10		車両の停車場等	2	_	-	_	-	-	-	-	_
11		寺院・教会	122	16	8	8	14	7	7	-	87. 5%
	1	工場・作業場	1, 370	120	71	49	138	85	52	1	115.0%
12	П	映画・テレビスタジオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
- 10	1	自動車車庫・駐車場	210	29	19	10	30	19	11	-	103. 4%
13	П	航空機等の格納庫	5	-	-	-	-	-	-	-	-
14		倉庫	1, 099	101	59	42	142	84	51	7	140. 6%
15		上記以外の事務所	2, 825	244	162	82	331	238	89	4	135. 7%
10	イ	複合用途防火対象物 (特定)	1, 460	415	288	127	487	363	124	_	117. 3%
16	П	複合用途防火対象物 (非特定)	1, 835	98	74	24	159	129	30	-	162. 2%
17		文化財施設等	10	4	4	-	-	-	-	-	0.0%
18		アーケード	6	_	_	_	_	_	_	_	_
\• / I7-1-	1 4.1	」 象物数については、令和3年度杳	索利亚化合吐	(Afin Fin I	1 味よ)の	 対象物数で	<u> </u> 	I	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

※防火対象物数については、令和3年度査察計画作成時(令和3年3月時点)の対象物数である。

<u>各</u>	種講習	'会 • 彳	<u>亍事</u> 争	等実.	施状	<u>況</u>		,	令和	3年度
	区		分			実施年	丰月	対象	人	数
防	火气	第 理	講	習	会R	3年	4月	消防法 8 条該当事業所		50
防	火	第 理	講	習	会R	3年	4月	消防法8条該当事業所		28
防	火	第 理	講	習	会R	3年	10月	消防法 8 条該当事業所		48
防	火	第 理	講	習	会R	3年	11月	消防法 8 条該当事業所		50
防	火	第 理	講	習	会R	3年	12月	消防法 8 条該当事業所		48
防	火气	章 理	講	習	会R	4年	3月	消防法 8 条該当事業所		50
防	火	章 理	講	習	会R	4年	3月	消防法8条該当事業所		49
防	火 管	理 拝	手講	習	会 R	3年	6月	消防法8条、消防法施行令4条の2の2第一号に 該当する事業所		26
防	火 管	理 拝	手講	羽首	会 R	4年	2月	消防法8条、消防法施行令4条の2の2第一号に 該当する事業所		31
防	火・防	災管	理再	講習	会 R	3年	12月	消防法8条、消防法施行令4条の2の2第一号に 該当する事業所・消防法36条該当事業所		6
防	火	研	修	Ç,	会R	3年	5月	各事業所社員(設備協)		※中止
防	火	研	修	Ç,	会R	3年	6月	各事業所社員 (危安協)		※中止
防	火	研	修	Ç,	会R	3年	6月	各事業所社員 (防管協)		※中止
防	火	研	修	K.	会R	3年	6月	各事業所社員 (防管協)		※中止
防	火	研	修	Ş	会R	3年	6月	各事業所社員 (防管協)		※中止
防	火	研	修	Ş	会R	3年	10月	各事業所社員(防管協1号会員)		45
防	火	研	修	Ş	会R	3年	10月	各事業所社員(防管協1号会員)		43
防	火	研	修	Ş	会R	3年	10月	各事業所社員(防管協1号会員)		48
防	火	研	修	\$	会R	3年	10月	各事業所社員(防管協2号会員)		14
防	火	方 災	研	修	会R	3年	11月	各クラブ員(婦人防火クラブ)		30
防	災	研	修	Ş	会R	4年	2月	各事業所社員 (防管協)		※中止
消	防	川 練	研	修	会R	3年	9月	ニシタチ・中央防火安全対策協議会研修		※中止
消	防	川 練	研	修	会R	4年	2月	自衛消防隊研修会(宮崎県消防学校)		※中止

※上記の研修会等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、中止。

【消防法8条該当事業所とは】 P65 (1)防火管理参照

【消防法36条該当事業所とは】 P65 (2)防災管理参照

【防火管理再講習とは】 甲種防火管理者の選任が必要な事業所のうち、収容人員が300人以上の特定用途の 防火対象物で、防火管理者に選任されている方が受講する講習会です。

【防災管理再講習とは】 防災管理者に選任されている方が受講する講習会です。

危険物規制編

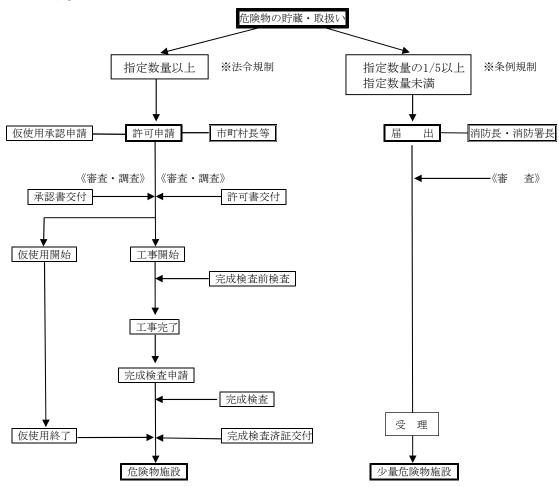
危険物規制

1 危険物規制事務の概要

ガソリン、灯油等の石油類をはじめとする発火性又は引火性を有する物品及び発火性又は引火性を促進する物品は、消防法で「危険物」と定められています。

消防法では、一定数量(指定数量)以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、市町村長等の許可等を受けた危険物施設(製造所・貯蔵所・取扱所)で行わなければならないとされており、危険物施設の位置、構造、設備等の技術基準及び危険物の貯蔵・取扱いの基準について厳しく規制されています。また、指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵又は取扱う場合は、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いについては、市町村条例で消防長又は消防署長に対する届出が必要です。

危険物施設における火災や漏洩などの事故は、人命や周辺の地域に与える影響が極めて大きいことから、これらの災害を未然に防止し生活の安全を確保するため、宮崎市消防局では危険物施設の許可等に係る申請から完成に至るまでの審査及び検査業務、既存の危険物施設に対する立入検査等を通して、危険物施設を保有する事業所の保安体制の確立や関係者の防災意識の向上を図っています。



2 危険物施設の状況

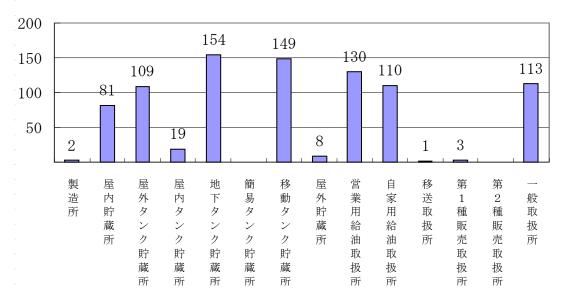
危険物施設は、危険物を製造する施設(製造所)、タンクや容器により危険物を貯蔵する施設(貯蔵所)、給油や消費など危険物を取り扱う施設(取扱所)に大きく分類されます。令和4年3月31日現在の宮崎市消防局管内の危険物施設総数は、879施設で前年に比べ3施設減少しました。内訳は、製造所2施設(0.2%)、貯蔵所520施設(59.2%)、取扱所357施設(40.6%)となっています。また、危険物は消防法で第1類から第6類に分類され、我々の日常生活に密接な関わりをもつガソリン、灯油、軽油、重油、動植物油等の石油類は第4類に該当します。第4類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱っている危険物施設は、870施設で全体の99%となっています。

過去5年間の危険物施設数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合 計	885	888	871	882	879
宮崎市	809	817	801	811	808
国 富 町	61	55	54	55	55
綾町	15	16	16	16	16

貯蔵 · 取扱形態別危険物施設数

令和4年3月31日時点



危険物の性質ごとの施設割合

令和4年3月31日時点

危険物類別	性質	施設数	割合%
第一類	酸化性固体	3	0.34
第二類	可燃性固体	-	_
第三類	自然発火性物質及び 禁水性物質	6	0. 67
第四類	引火性液体	875	98. 43
第五類	自己反応性物質	1	0. 11
第六類	酸化性液体	4	0.45

[※]複数の類を貯蔵し又は取扱う施設含む

3 危険物施設についての事務処理状況

(1)許可・認可・検査等の申請状況

宮崎市消防局では、危険物施設の設置と変更について消防法で定められた技術上の基準に適合しているか審査し、基準に適合しているものに許可書を交付しています。許可書が交付されるまでは危険物施設の工事を開始することはできません。

令和3年度中の危険物施設の設置についての許可申請は18件、変更についての許可申請は76件で、変更許可申請のうち54件が工事に係る部分以外の部分の一部又は全部を使用するための仮使用承認申請を伴うものでした。また、これらの許可申請に基づく完成検査・完成検査・予防規程等の申請件数を合わせると合計331件を受理しました。

許可・認可・検査等の申請件数

令和3年度

	申	請	区	分		件	数	前	年 比
	合			計			3 3 1		△128
設	置	許	可	申	請		18		△ 8
変	更	許	可	申	請		7 6		$\triangle 37$
仮	使	用 承	記	图申	請		5 4		\triangle 3 8
設	置完	成	検	査 申	請		2 5		$\triangle 2$
変	更 完	成	検	査 申	請		7 5		\triangle 3 1
完	戎 検	査 前	〕 検	査 申	請		8		_
仮則	宁蔵・	仮 取	7 扱	承認申	請		1		\triangle 5
予防	規程	制定・	変更	[認可申	請		4 0		$\triangle 3$
少量	危険	物タ	ンク	検査申	請		3 4		$\triangle 4$

(2) 完成検査等の実施状況

許可を受けて着工した危険物施設に対しては、工事完了後に完成検査を行い、申請どおり 工事を行っていること、技術上の基準に適合していることなどを確認した上で完成検査済証を 交付しています。完成検査済証の交付によって危険物施設として使用を開始することができま す。

令和3年度中の完成検査実施件数は、設置許可に係るものが25件、変更許可に係るものが76件で、完成検査前検査等の事前検査を合わせると合計166件となっております。

完成検査等実施件数

令和3年度

検	査	区	分		件	数	前	年 比	
,	合	計	•			166	$\triangle 4$		
設 置	置 完	成	検 1	Ē		2 5		△3	
変	更 完	成	検 査	Ē		7 6		\triangle 3 3	
完成検	查前検査	(水 張	検 査)	ĺ		7		$\triangle 1$	
完成検	查前検査	(水 圧	検 査)	Ì		1		1	
完成検	查前検査	(基 礎	地 盤)	j		_		_	
完成検	查前検査	(溶	妾 部)			_		_	
中間	検 査	(配筋	• 配管)	ĺ		5 1		$\triangle 2$	
中間	検 査	(タン	ク据付)	ĺ		6		$\triangle 3$	

- ※ 検査の申請から検査実施までに年度が変わる場合があるため、
 - (1) に示されている申請件数とは必ずしも一致しない。

(3) 立入検査の実施状況

既存の危険物施設については、定期的に消防職員による立入検査を実施しています。宮崎市 消防局では、危険物施設を「宮崎市火災予防査察等に関する規程」に基づき、次のとおり第1 種から第3種に分類しており、それぞれの区分に従い立入検査を実施しています。

危険物施設査察区分

種 別	号	対 象 施 設	查察執行回数
	1	製造所	
笠 1 呑	2	特定屋外タンク貯蔵所(タンク容量1,000KL以上)	1年に1回
第1種	3	移送取扱所	1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1
	4	第2種、第3種で消防局長指定	
	1	準特定屋外タンク貯蔵所 (タンク容量500KL以上1,000KL未満)	2年に1回
第2種	2	給油取扱所(自家用を除く)	2年に1回
分 4 厘	3	屋外タンク貯蔵所 (特定・準特定を除く)	3年に1回
	4	第3種で消防局長指定	2年に1回
第3種	1	第1種から第2種を除く製造所等	4年に1回

[※] 令和3年度中は、216件の立入検査を実施しました。

(4) 各種届出の状況

危険物施設の譲渡引渡があった場合や貯蔵又は取扱う危険物の品名・数量等に変更が生じた場合などには、消防法により、危険物施設の所有者等は市町村長等に届出をしなければなりません。また、危険物施設の名称や地番、所有者等の氏名・住所などに変更が生じた場合などについても、宮崎市危険物の規制に関する規則により届出が必要になります。

令和3年度中は、これらの届出について、合計582件を受理しました。

各種届出の受理件数今和3年度

	届		出	0)	区		分		件	数		前	年	比
	合 計										5 8	2			\triangle 6
譲	ì	度	5	;	渡	F	届		圧		1	3		Δ	1 0
品名	公数	量又	ては扌	旨定	数量	の倍	数変	更届	出		1	O		\triangle	1 8
保	安監	1. 督	者	選	任	角	解 任	: 届	出		9	8			3 0
廃	止	届	出	(転	出	含	む)		3	2			6
名	称	•	所	在	地	変	更	届	出		1 5	8			\triangle 4
工			事			届			出		1 0	O		\triangle	2 9
そ	C	カ	H	乜	T.)	届		出		1 7	1			1 9

4 危険物施設の事故発生状況

令和3年度中、宮崎市消防局管内の危険物施設において、一般取扱所での火災が1件発生しています。

5 広報・講習会等

危険物を貯蔵し又は取り扱う事業所における自主保安体制の確立と、家庭や職場において危険物を取り扱う人々の意識の高揚と啓発を図るため、平成2年から毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として、全国で啓発運動が展開されています。

令和3年度は、「事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム」を推進標語としてラジオによる 広報、セルフスタンドに対する特別査察のほか、消防局車両へのマグネットシートの貼付、消 防署や宮崎地区危険物安全協会加入事業所において、のぼり旗を掲揚するなどの啓発活動を行 いました。また、宮崎県危険物安全協会の主催により、危険物取扱者試験準備講習会(第1回 中 止、第2回 10月21日)、危険物取扱作業の保安に関する講習会(11月16日、11月17日、11月19日)を実施しました。

6 保安2法

宮崎市消防局では、宮崎県から権限移譲を受け、経済産業省所管の保安2法(火薬類取締法、 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)に係る事務を行っています。

火薬類は、煙火消費(花火)をその代表として多く使用されており、液化石油ガスについては、一般家庭や飲食店など様々な分野で使用されています。これらは、その管理や取扱いを誤ると爆発や火災等を招き、ひいては人の命を脅かしかねないものです。これらによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、必要な規制を行い、保安意識の高揚及び保安活動の促進を図っています。

7 火薬類取締法規制事務処理状況

(1)火薬類取締法施設

令和3年度

種類	1 級	2 級	3級	煙火	実包
	火薬庫	火薬庫	火薬庫	火薬庫	火薬庫
棟数	2棟	2棟	2棟	2棟	1棟

(2)取締実施状況

令和3年度

毛毛米石			冰弗相忌	均		庫外		
種類	販売店	店 火薬庫 消費場所 (煙火以外)		製造所	消費場所	販売店	消費場所	合計
検査数	_	5	_	_	1 5	3	1	2 4

	許可	「の種類	件数	
	譲 渡	許可	-	
	一般	25kg以下の場合	_	
譲受許可	土木	25kgを超える場合	ı	
許可	ž	2件		
	Ŋ	1件		
		費 許 可 再申請による許可含む	2 2件	
	消費許	可 (煙火消費除く)	_	
	廃棄	1件		
	合	26件		

8 液化石油ガス法規制事務処理状況

液化石油ガスの設備工事届出状況

(貯蔵能力500 k g 超3,000 k g 未満 (貯槽等1,000 k g 未満) の貯蔵設備の設置工事)

令和3年度

内	容	件数
	容器	10件
液化石油ガス設備工事届出	バルク容器	_
	バルク貯槽	1件
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	≅ †	1 1 件

9 危険物施設設置状況

9	厄陝物 施設 。	过巨认办	1		令	和4年3月	3 1 日時点
		市町別	△ ∌1.	宁	_	<u> </u>	Г
施詞	設区分		合計	宮崎市	小計	国富町	綾町
	合	計	879	808	71	55	16
	製	造 所	2	2	-	-	_
	屋卢	可 貯 蔵 所	81	73	8	6	2
	屋外夕	アンク貯蔵所	109	97	12	12	-
	屋内タ	アンク貯蔵所	19	19	-	-	-
貯蔵所	地下夕	アンク貯蔵所	154	148	6	5	1
121	簡易タ	アンク貯蔵所	_	-	-	-	-
	移動タ	アンク貯蔵所	149	144	5	3	2
	屋 夕	卜貯蔵所	8	8	-	-	-
	小	計	520	489	31	26	5
		営業	130	118	12	9	3
	給油取扱所	うちセルフ	63	61	2	1	1
		自家	110	101	9	6	3
取扱所	移送	取 扱 所	1	1	_	-	-
所		一種	3	3	-	-	-
	販売取扱所	二種	_	-	-	-	-
	一般	取 扱 所	113	94	19	14	5
	小	計	357	317	40	29	11

10 過去5年間の危険物施設設置廃止状況

\ \ \tag{\frac{1}{2}}	施設区分	合	製		ļ	拧	蔵	所			取	担	及	所
				屋	屋	屋	地	簡	移	屋	給	移	販	
				内	外	内	下	易	動	外	油	送	売	般
\	\setminus			r i	タ	タ	タ	タ	タ	71	1111	Ŕ	96	川又
			造	貯	ン	ン	ン	ン	ン	貯	取	取	取	取
					ク	ク	ク	ク	ク					
				蔵	貯	貯	貯	貯	貯	蔵	扱	扱	扱	扱
					蔵	蔵	蔵	蔵	蔵					
年	度別 \ 	計	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所
	総数	885	2	78	107	21	162	-	151	7	251	1	4	101
H29	設置	11	_	-	-	_	1	-	9	-	_	_	_	1
	廃止	26	_	1	1	_	4	_	13	_	5	_	_	2
	総数	888	2	80	111	21	158	-	147	8	251	1	4	105
H30	設置	31	-	2	5	-	1	-	13	1	4	-	-	5
	廃止	28	-	-	1	-	5	-	17	-	4	-	-	1
	総数	871	2	77	110	21	150	-	150	8	243	1	3	106
R元	設置	17	_	-	3	_	-	_	10	_	1	_	_	3
	廃止	34	_	3	4	_	8	_	7	_	9	_	1	2
	総数	882	2	80	111	21	151	_	151	9	242	1	3	111
R2	設置	37	-	3	3	-	3	_	17	1	4	_	_	6
	廃止	26	-	-	2	-	2	-	16	-	5	_	_	1
	総数	879	2	81	109	19	154	-	149	8	240	1	3	113
R3	設置	29	_	4	1	-	6	-	9	1	2	_	_	6
	廃止	32	投動 	3	3	2	3	_	11	2	4	_	_	4

※設置と廃止の数には、移動タンク貯蔵所の転入・転出を含む

11 屋外タンク貯蔵所保有状況

令和4年3月31日時点

市町別	∧ ₹1		二町						
タンク容量別	合計	宮崎市	小計	国富町	綾町				
合 計	109	97	12	12	-				
50KL未満	57	48	9	9	-				
50KL以上~100KL未満	6	5	1	1	-				
100KL以上~300KL未満	17	16	1	1	-				
300KL以上~500KL未満	5	4	1	1	-				
500KL以上~1,000KL未満	10	10	-	-	-				
1,000KL以上	14	14	-	-	-				

12 危険物施設立入検査状況

令和3年度

													11 JH O	$\pm i \times$
施設区分	合	製	屋	屋	屋	地	簡	移	屋	給	第	第	移	_
			ь	外	内	下	易	動	hi	Jeh	1	2	٠¥	άЛ
			内	タ	タ	タ	タ	タ	外	油	種	種	送	般
		造	貯	ン	ン	ン	ン	ン	貯	取	販	販	取	取
				ク	ク	ク	ク	ク			売	売		
			蔵	貯	貯	貯	貯	貯	蔵	扱	取	取	扱	扱
		所		蔵	蔵	蔵	蔵	蔵			扱	扱		
区分	計		所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所
危険物施設数	881	2	80	110	21	152	-	152	8	242	3	_	1	110
立入検査実施件数	216	_	14	14	3	40	_	40	1	78	-	-	_	26

※危険物施設数については令和3年度査察計画時の数字

13 危険物施設事務処理状況

令和3年度

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	リルビ	以子	* 177	<u>ж</u>	±1/\	<i>1)</i> L															<u>令</u> 和	旬3年	<u> </u>
事務処理区分			許可	・検査	上 等申	請件	数				完成	寅査 等	等実施	任数				j	届出 等	\$件数	:		
	設	変	仮	設	変	完	仮	少山	予防	設	変	完成	完成	日	中品	譲	4 띰	保	用分	名	Н	そ	改
	置	更	使	置	更	成検	貯蔵	量危	規程	置	更	検査	検査前	間検	間検	渡	名 •	安監	途廃	称		の	修
	許	許	用	完	完	查	· 仮	険物	制	完	完	前検	検査	查	查		種類	督	止届	所	事	他	等
	н		承	成検	成検	前	取	タン	定・変			查((基礎	配	タ	引	· 数	者選	出 (在地			•
	可	可	認	査	査	検	扱承	ク 検	変更	成	成	水張	地盤	筋	ンク	渡	量変	解	転出	変	届	の	報
	申	申	申	申	申	査申	認申	査申	認可由	検	検	水	· 溶 接	配管	据付	届	更届	任届	含む	更届		届	告
施設区分	請	請	請	請	請	請	請	計	申請	查	査	圧)	部)	п)	2)	出	出	出	<u>()</u>	出	出	出	書
合計	18	76	54	25	75	8	1	34	40	25	76	8	ı	51	6	13	10	98	32	158	100	171	98
製造所	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-		-		1	-	-	2	-	-	
屋内貯蔵所	2	1	1	4	1	-	-	-	-	4	1	-	-	-	-	-	5	12	3	19	1	4	11
屋外タンク貯蔵所	-	3	3	1	3	7	-	_	_	1	3	7	-	7	-	_	-	19	3	17	7	9	6
屋内タンク貯蔵所	-	-	-	-	-	_	-	_	_	-	-	-	-	_	-	_	-	-	2	4	-	-	1
地下タンク貯蔵所	5	5	1	6	3	-	-	-	-	6	3	-	-	23	5	4	1	10	3	43	2	27	16
簡易タンク貯蔵所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
移動タンク貯蔵所	5	10	-	5	10	1	-	-	-	5	10	1	-	-	-	3	-	1	11	4	1	2	9
屋外貯蔵所	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1	-
小計	13	19	5	17	17	8	-	-	-	17	17	8	-	30	5	7	6	42	24	90	11	43	43
給油取扱所	1	39	34	2	38	-	-	-	37	2	38	-	-	14	1	1	1	24	4	24	62	80	35
自家用給油取扱所	-	4	1	-	5	-	-	-	-	-	6	-	-	1	-	_	1	17	-	13	2	14	11
第一種販売取扱所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	_	-
第二種販売取扱所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移送取扱所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	1	-	-
一般取扱所	4	14	14	6	15	-	-	-	3	6	15	-	-	6	-	5	2	14	4	31	24	34	9
小計	5	57	49	8	58	-	-	-	40	8	59	-	-	21	1	6	4	56	8	68	89	128	55
その他(少危等)	-	-	-	-	-	-	1	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	I

指令等制網

指令管制

1 指令管制業務の概要

指令業務は、1市2町の住民(約43万人)からの災害通報を受信し、住民の生命・身体・ 財産を災害等から保護するとともに、被害を軽減するため、災害状況に応じた消防隊・救急 隊を出動させています。

災害発生時は、消防緊急情報システムを活用し、消防機関及び関係機関へ無線・災害情報 Eメール・FAX等により出動指令や災害現場活動をスムーズに行うための情報の収集及び 提供を行っています。

- (1) 平成10年度に発信地表示システムを導入した消防緊急情報システムを構築
- (2) 平成12年度から市民サービスの向上を図る目的で「災害時要援護者情報管理事業」 を開始し、要援護者情報を消防緊急情報システムに登録して、災害時に出動消防隊へ の支援情報として活用
- (3) 平成14年度から消防団及び防災関係者に、災害情報Eメール配信開始
- (4) 平成21年度に、指令システムの老朽化による部分更新及び統合型位置情報通知システム導入、地図情報を添付した新災害情報Eメール配信開始
- (5) 平成25年度に消防救急無線デジタル化を整備し、平成26年度から運用開始
- (6) 平成28年度に、消防緊急情報システムの部分更新並びに災害情報Eメールを新システムに更新し配信開始
- (7) 平成29年度から、聴覚障がい者・言語障がい者を対象とした119番通報の手段として、これまでFAX対応としていたものに加え、登録制Eメールシステム(メール119)を導入し運用開始
- (8) 平成29年度に、関係部署間で河川・道路等の映像情報及び各種災害情報の共有を図るため、消防情報共有システムを導入
- (9) 平成31年4月、情報管理係を新設
- (10) 令和3年度から、聴覚障がい者・言語障がい者を対象とした119番通報の手段として、これまでのFAX及び登録制Eメールシステム(メール119)での対応に加え、Net119緊急通報システムを導入し運用開始

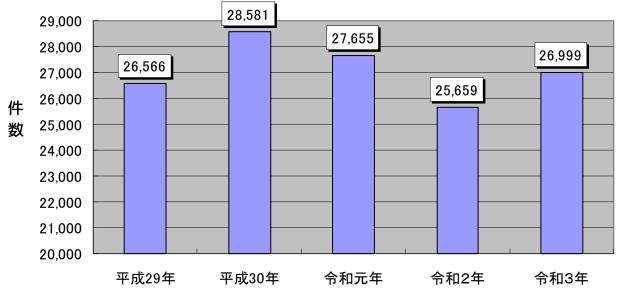
2 119番着信状況

火災・救急・救助等の災害対応は住民からの119番通報を受けることから始まります。 令和3年中の119番着信件数は、26,999件(1日平均74件)で、令和2年中より1,340件の増加となっています。

着信状況

	出動指令種別	令和2年	令和3年
災	火 災	9 4	8 7
	警 戒	3 0 3	3 1 7
災害着信	救 助	6 8	5 3
信	救 急	16, 185	17, 392
	小 計	16,650	17, 849
	試 験	1, 260	1, 356
%	訓練	2, 242	2, 326
災害以外着信	問い合せ・病院案内	1, 810	1,608
以从	誤報	5 5 4	5 2 8
着	悪 戯・無 言	9 2 8	7 4 3
信	その他	2, 215	2, 589
	小 計	9,009	9, 150
	総着信数	25, 659	26, 999

119番着信件数推移



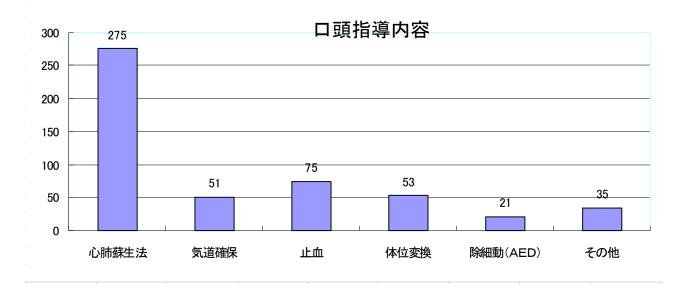
電話別着信状況

年別	総着信数	加入電音等	携帯電話	IP電話	
R 2	25, 659	6,070 (24%)	13, 905 (54%)	5, 684 (22%)	
R 3	26, 999	6,031 (22%)	15, 124 (56%)	5, 844 (22%)	
前年比較 (△・・減)	1, 340	△39	1, 219	160	

[※]令和3年 1日平均 74件 月平均 2,250件

3 口頭指導状況

令和3年における口頭指導件数は510件であり、その内訳は心肺蘇生法(心臓マッサージのみ、人工呼吸のみを含む)275件、気道確保51件、止血75件、体位変換53件、除細動(AED)21件、その他(被覆及び固定・移動を含む)35件となっています。



[※]加入電話等には警察電話、他消防本部からの転送、駆け込みを含む

4 避難行動要支援者·災害時要援護者情報管理状況

自力避難困難者(高齢者・障がい者等)に関する情報を消防緊急情報システムに登録 し、災害時の支援情報として活用しています。

令和4年4月1日現在

	1 相手生力 1 自 先往
地区名	登 録 者 数
宮崎市	10, 171名
国富町	151名
綾町	933名
合 計	11, 255名

5 災害情報Eメール登録状況

火災及び救助事案が発生した場合、並びに火災気象通報、大雨洪水警報が発令された場合に、登録者に早期に情報が配信され、災害への迅速な対応を目指すことを目的としたものです。 (令和4年4月1日現在)

- (1)登録数 3,731件
- (2)登録者 消防職員 消防団員 防災関係職員 聴覚障害者 関係機関 ほか
- (3)経緯・平成14年10月:消防職員・団員等を対象に、災害情報等のメール配信を開始する。
 - ・平成16年 2月:聴覚障がい者を対象に、災害情報等のメール配信を開始する。
 - ・平成22年 1月:システムを更新し、地図情報の送信が可能となる。
 - ・平成29年 2月:システムを更新し、メールアドレスの登録を自動化する。

6 消防情報支援システム

消防情報支援システムは、指令管制システムと連動し出動した火災・救急・救助等の各事案の報告書や統計を作成するものです。また防火対象物・危険物施設の台帳管理や統計を作成し消防団等の事務を一元化に管理するシステムです。

消防情報支援システム

防火対象物管理システム

防火対象物の敷地・棟の台帳管理及び消防用設備等の設置状況管理、国への報告 資料の自動作成及び各種統計資料の作成、各種届出・申請及び立入検査・指示事項 等の履歴管理を行う。

危険物施設管理システム

危険物施設の台帳管理及び保安監督者の選任・解任の履歴管理、国への報告資料の自動作成及び各種統計資料の作成、各種届出・申請、手数料納入の必要のある申請についての計算及び立入検査・指示事項の履歴管理等を行う。

災害事案管理システム

災害事案(火災・救助・警戒・その他災害・風水害)の活動状況を指令管制システムと連動し、国への報告資料の自動作成及び各種統計資料等の作成を行う。

救急事案管理システム

救急事案の活動状況を指令管制システムと連動し救急件数単位・傷病者単位の管理、医療機関の管理、国への報告資料の自動作成及び各種統計資料等の作成を行う。

講習会管理システム

消防局で行った防火管理者講習会・救急講習の受講者管理を行う。

消防団員管理システム

消防分団ごとに団員の人事管理、出動状況管理、各種統計資料の作成を行う。

メール・掲示板管理システム

消防局内、各署所に設置した端末パソコンで、各署所の消防隊編成・気象情報・ 事務連絡・お知らせ等のメール及び週間・月間予定等の書き込み掲示を行う。

7 消防有線系統図

		······	宮崎市消防局
交 換 局 名	回線数]	【管制室】
宮 崎 交 換 局	8		消防・救急
柳瀬交換局	2	1	指揮 1 台
住 吉 交 換 局	2	1	指 令 4 台
佐 土 原 交 換 局	2	9	
西佐土原交換局	2	着	消防情報支援システム
高 岡 交 換 局	2	」 信 │	
綾 交 換 局	2	回	時 党 学 字 耂
浦之名交換局	2	線	聴 覚 障 害 者 専用ファックス
山 下 交 換 局	2]]] ,	専用 ノ チ ツ ク ヘ
国 富 交 換 局	2] [/	
国 京 換 局 八 大 清 武 班 身 局 局 市 事 点 力 本 花	2] []	高速道路専用電話
大 淀 交 換 局	4] [[]	同处坦姆等用电帕
清 武 交 換 局	2]	
田野交換局	2] [][気象ファックス
青島交換局	2	1 ///	大学 アプラクハ
内 海 交 換 局	2	1 ////	
木 花 交 換 局	2	1	ワンタッチ
本 郷 交 換 局	2	1 ////	ダイヤル
生 目 交 換 局	2	1	装置
NTTドコモ交換局	2	1 ///1	
ソフトバンク交 換 局	2	1 ////	デジタル式
a u 交 換 局	2	1	構内交換機
Eモバイル交換局	2	1	
NTT衛星回線	2	1	災害情報伝達
ソフトハ、ンクテレコム回線	2	1 1///	ファックス
K D D I 回線	2		
QT ネット 回線	2	1 ////	
NTTコミュニケーションス・回線	2	1	
楽天モバイル 回線	2(10/1予定)]	
meta Maria de Caración		٦///	
聴覚障がい者等用フ		₩//	聴覚障がい者等用緊急通報
22 - 0119	1 回線	<i> </i>	メール119

北 消 防 東 分 署 北 部 出 張 所 西 部 出 張 所 防 住吉救急出張所 消防 南 所 中部出張 所 青 島 出 張 所 部 出 張 所 南 町 玉 富 場 綾 町 関 上 水 道 局 九 州 力 電 機 ガ 崎 ス 関

市危機管理部

令

口 線

> ワンタッチ発信 救急告示病院 協力病院 宮大Drカー/Drヘリ 県病院ドクターカー

災害状況案内 (テレドーム) 0180-999-099 (1024回線)

総合支所·各町役場

西日本高速道路株式会社

宮崎地方気象台 (ファックス)

総	務	課	32-4901
			32-4902
	(F /	4 X)	27-8675
警	防	課	32-4903
	(災対	付用)	27-5529
予	防	課	32-4904
			32-4905
			32-4908
指	令	課	32-4906
			27-1118
	,		27-1119
	(F	4 X)	24-3453

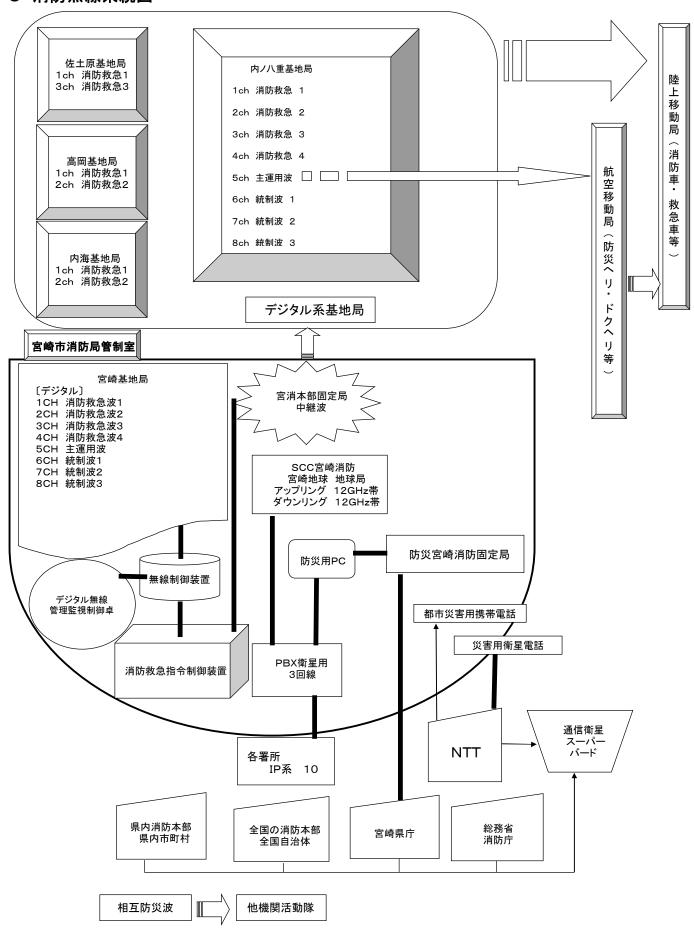
北消防署	32-4909
	32 - 4907
(FAX)	23-5878
予防査察係	32-4667
東分署	23-4111
(FAX)	23-4127
防災センター	22-6468
	22-6676
(FAX)	22-6495
北部出張所	73-2117
(FAX)	73-2128
西部出張所	75-4664
(FAX)	75-4669
住吉救急出張列	f36-3119
(FAX)	36-3120

Net119

古城士沙叶口

南消防署 53-0033 54 - 1700(FAX) 53-0017 中部出張所 50-3148 (FAX) 50-3152 青島出張所 65-2397 (FAX) 65-2398 南部出張所 85-1183 (FAX) 85-1213 応急手当研修センター 62-4119 (FAX) 62-4120

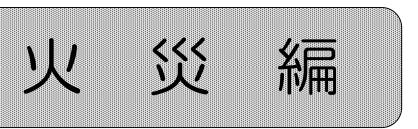
8 消防無線系統図



* 矢印線は、無線系

9 消防通信システムネットワーク

指令台	系		デジタル	電子	交換	み 器 系	
回線 • 回路名称	容量	実装	回線 • 回路	名 称	容 量	生 実 装	
119番受付回線(デジタル)	24	20	一 般 内	線		20	
119番受付回線(アナログ)	10	4	更 離	内 線	256	46	
指 令 回 線	40	30	多機能	250	45		
局線	16	3		線		24	
PBX 内 線	16	5	消防救	急 無	線	设 備	
自 動 案 内 回 線	50	50	洕	肖防救急》	皮 1		
自動順次指令回線	12	12	洕	肖防救急》	皮 2		
無 線 回 線	12	9	洕	肖防救急》	皮 3		
放 送 回 線	1	1	洕	肖防救急》	皮 4		
録 音 回 線	16	16		主運用沒	皮		
ワンタッチ呼出回路	500	500		統制波	1		
モ ニ タ 回 路	5	5		統制波	2		
他 台 連 絡 回 路	5	5		統制波	3		
サービススイッチ回路	5	5	署活	動系アナ	ログ波		
無線指令回路	1	1	;	相互防災	波		
予 告 音 回 路	5	5	無 線 機	名	称	実 装	
ローカルエリアネットワーク回路	1	1	基地	(20W)	3		
ヒューズ警報回路	1	1	B 70	局	(5W)	1	
警 報 回 路	12	12	移動局デジタル	(車載)	(5W)	77	
指 令 電 送 回 路	10	10	(相互防災波(150MHz帯)使用	可能車両)	(011)	(3)	
指令台扱者回路	4		多動局デジタル		(1W)	120	
指 揮 台 扱 者 回 路	1	1	3 動 局 デ ジ タ ル ((全機相互防災波(150MH		(5W)	12	
GPS 時刻制御回路	1	1	多動局アナログ (相互防災波専用15		(5W)	17	
非常設備扱者回路(アナログ)	10	4	無線中継車内2	基含む		11	
非常設備扱者回路(デジタル)	10	10	署 活 動 系 (アナログ400M	無線 [Hz 帯)	(1W)	98	
6 0 インチ多目的表示盤	2	2	2 団移動局デジタル (車載) (5W) 17				
46インチ支援情報表示盤	1	1	団移動局デジタル(団携帯) (1W) 80				
			無線中継車 (車載)	(10W)	1	
			無線中継車 (車載)	(5 W)	1	



火災の概況

宮崎市消防局管内(1市2町)の令和3年中の火災件数は110件で、宮崎市97件、国富町12件、綾町1件でした。前年と比べると15件減少し、約3.3日に1件の割合で火災が発生したことになります。

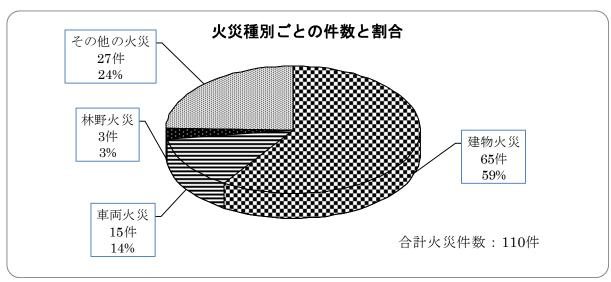
また、令和4年1月1日現在の人口を基に算出した出火率(人口1万人当たりの出火件数)は 2.6で、前年から0.4減少しています。

令和3年の住宅用火災警報器の奏功事例は、6件ありました。

1 火災種別ごとの発生状況

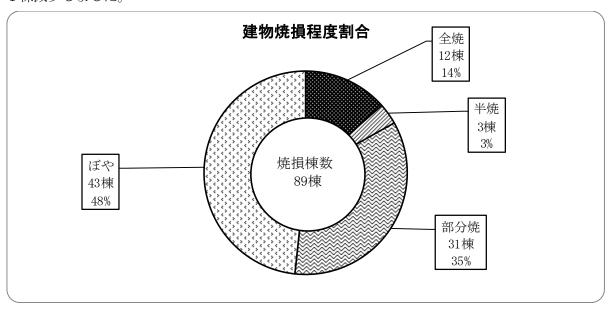
火災種別で見ると、建物火災 65件で全火災件数の 59%を占め、車両火災が 15件 (14%)、林野火災が 3件 (3%) その他の火災が 27件 (24%) となっています。

建物火災のうち、住宅火災(共同住宅・併用住宅を含む)は、38件で前年と比べると3件増加し、建物火災の58%を占めています。



2 焼損面積・焼損棟数

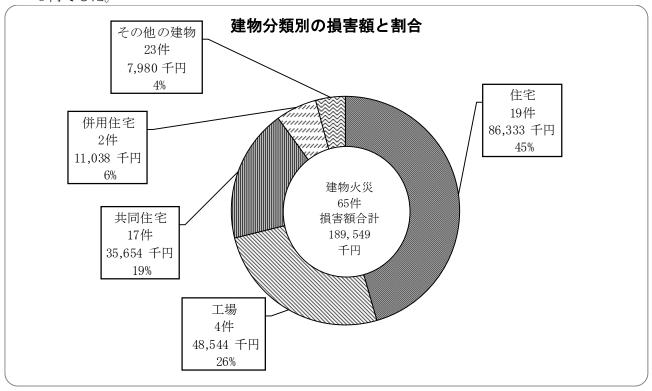
焼損面積は、建物の床面積が2,614㎡、表面積が109㎡、林野が19a焼損しました。 焼損棟数は、89棟(全焼12棟、半焼3棟、部分焼31棟、ぼや43棟)で、前年に比べて 1棟減少しました。



3 火災による損害額

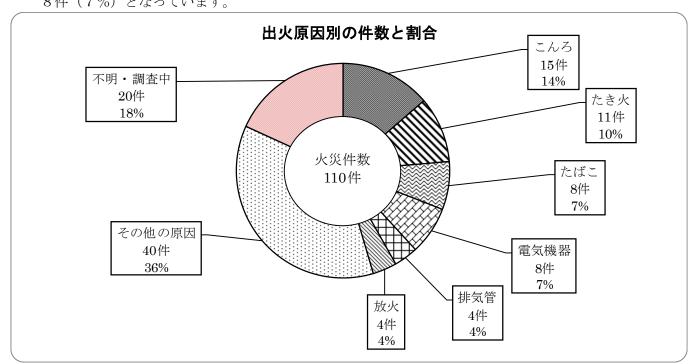
令和3年の火災による損害額は、201,215千円で、前年に比べ21,380千円減少しました。

火災種別ごとの損害額は、建物火災が189, 549千円で全体の94. 2%を占め、次いでその他の火災が7, 019千円(3.5%)、車両火災が4, 647千円(2.3%)、林野火災が0円でした。



4 火災の出火原因

令和3年に発生した110件の火災を出火原因別にみると、「こんろ」が最も多く15件(14%)、次に「たき火」が11件(10%)となっており、続いて「たばこ」及び「電気機器」がともに、8件(7%)となっています。



5 死傷者の発生状況

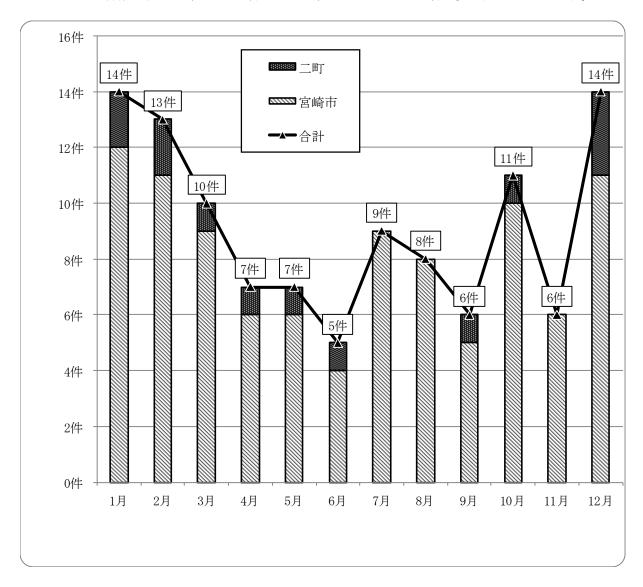
令和3年中に発生した火災による死者は、合計3人で前年と同数でした。また、火災による負傷者は、合計24人で前年より3人増加しました。

令和3年 死者発生状況

月 日	場所	性 別	火災種別
8月21日		男	その他
9月12日	宮崎市	男	建物
12月6日		男	建物

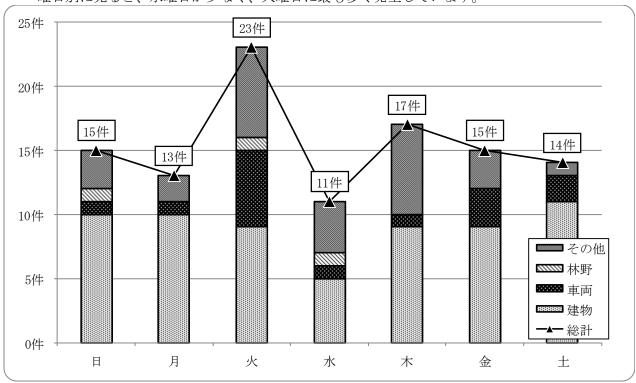
6 月別火災発生状況

月別に火災件数を見ると、6月が最も少なく、1月と12月が最も多く発生しています。



7 曜日別火災発生状況

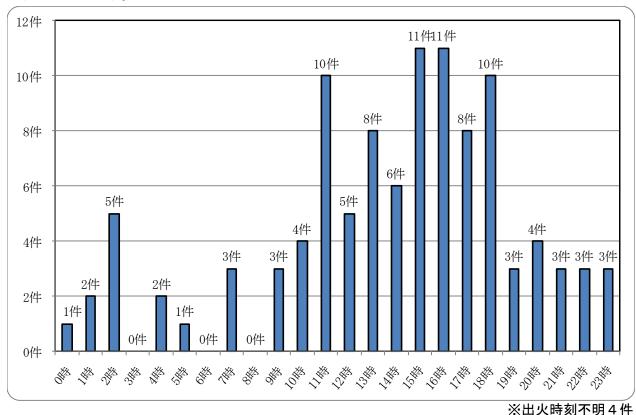
曜日別に見ると、水曜日が少なく、火曜日に最も多く発生しています。



※出火曜日不明2件

8 時間別火災発生状況

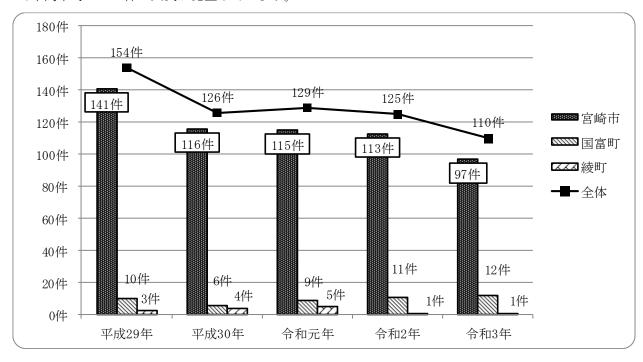
時間別に火災発生件数を見ると、19時から10時は少なく11時から18時の間に火災が多く 発生しています。



過去の火災発生状況の推移

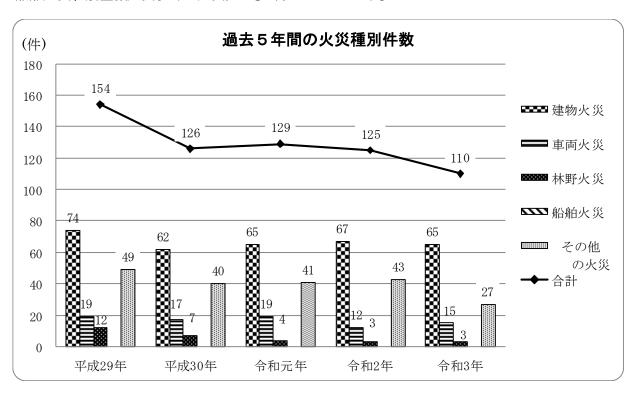
1 市町別火災件数推移

過去5年間の火災件数は、平成29年から順に、154件、126件、129件、125件、110件で年間平均129件の火災が発生しています。



2 火災種別の発生件数推移

過去5年間、特に建物火災が多く発生し、次にその他の火災(建物火災、林野火災、車両火災、 船舶火災、航空機火災以外の火災)が多く発生しています。

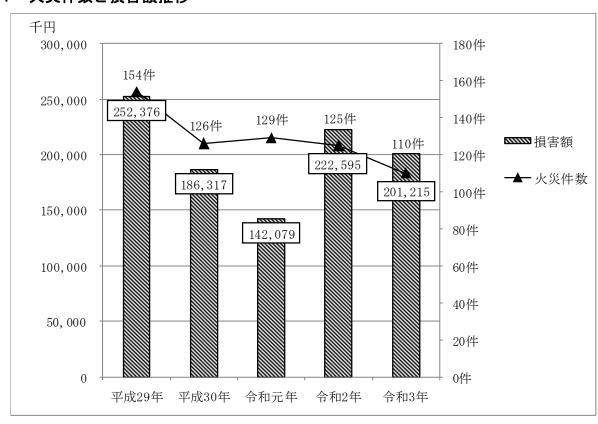


3 過去5年間の出火原因の推移

令和3年は、「こんろ」が最も多くなっています。

順位	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
1	火入れ たき火	たき火 13 件	こんろ 11 件	たき火 17 件	こんろ 15 件
2	7. 件	こんろ 10 件	たき火 10 件	こんろ 13 件	たき火 11 件
3	たばこ 13 件	たばこ 8 件	電灯・電話等の配 線 9件	たばこ 電灯・電話等の配	たばこ 電気機器
4	こんろ 10 件	放火	火入れ 8 件	線 7 件	8件
5	放火の疑い 7件	排気管 5 件	配線器具 7 件	ストーブ 6 件	排気管 放火 4 件

4 火災件数と損害額推移



5 住宅火災について

令和3年中に発生した建物火災のうち、住宅火災(併用住宅、共同住宅含む)は38件発生し、 死者が2人でした。

住宅用火災警報器の設置状況については、「設置あり作動有り」が15件、「設置あり作動無し」が8件、「設置無し」が11件でした。その他の4件については、自動火災報知設備が設置されていました。

※「設置あり作動無し」は、住宅用火災警報器の設置場所以外で発生した火災を含みます。

(1) 住宅で発生した火災の件数

住宅用 火災警報器	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
設置あり 作動有り	9件	6件	5件	5件	15 件
設置あり 作動無し	9件	11 件	9件	4件	8件
設置無し	23 件	15 件	15 件	16 件	11 件

(2) 住宅用火災警報器の奏功事例の推移

住宅用火災警報器の奏功事例とは、住宅用火災警報器が作動したことにより、火災にまで至らなかった事例や早期発見で損害を最小限に抑えることができた事例です。

年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年		平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
件数	10 件	10 件	9件	10 件	4件	1件	4件	1件	1件	6件

※火災に至らなかった事例も含めた火災警報器の奏功事例件数となっています。

火災件数・損害等の前年比較

	<u>.</u>		単		令和3年			令和2年		増減	増減率(%)
	<u>X</u>	分	位	宮崎市	二町	計	宮崎市	二町	計	計	計
火	災件	毕 数	件	97	13	110	113	12	125	△ 15	△ 12.0
火	建	物	件	57	8	65	63	4	67	△ 2	△ 2.9
災	林	野	件	2	1	3	3	-	3	-	_
	車	両	件	14	1	15	11	1	12	3	25. 0
種	船	舟白	件	_	-	-	-	-	-	-	-
別	その	の他	件	24	3	27	36	7	43	△ 16	△ 37.2
焼	損	東数	棟	79	10	89	82	8	90	Δ 1	△ 1.1
焼	損床	面積	t m²	1, 972	642	2, 614	2, 361	436	2, 797	△ 183	△ 6.5
焼	損 表	面積	t m²	86	26	112	157	26	183	△ 71	△ 38.8
焼 (損 林 野	面 積 野)		17	2	19	7	-	7	12	171. 4
死		者	·	3	-	3	3	-	3	-	_
負	傷	者	·	20	4	24	21	-	21	3	14. 2
ŋ	災 世	帯数	世帯	63	5	68	66	4	70	△ 2	△ 2.9
ŋ	災	人員	人	131	5	136	124	8	132	4	3. 0
損	害	額	[千円	187, 914	13, 301	201, 215	216, 783	5, 812	222, 595	△ 21, 380	△ 9.6
火	建	物	千円	176, 282	13, 267	189, 549	212, 870	5, 722	218, 592	△ 29, 043	△ 13.3
災	林	野	千円	-	-	-	70	-	70	△ 70	△ 100.0
	車	両	千円	4, 613	34	4, 647	1, 297	3	1, 300	3, 347	257. 5
種	船	舟白	千円	-	-	-	_	-	-	-	-
別	その	の他	千円	7,019	_	7, 019	2, 546	87	2, 633	4, 386	166. 6

^{*}増減及び増減率については、総計の比較のみとする。 増減率については、前年(今年)の数値が-の場合は、増減の実数を記入する。

年別・月別件数・損害額の推移

区分	平月	成29年	平原	戈30年	令利	和元年	令和	口2年	令	和3年
月	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)						
計	154	252, 376	126	186, 317	129	142, 079	125	222, 595	110	201, 215
1月	13	29, 063	16	15, 562	22	12, 532	7	64, 485	14	41, 868
2月	29	39, 055	16	15, 338	10	11, 288	10	8, 383	13	10, 011
3月	11	28, 115	11	1, 350	11	23, 722	12	34, 598	10	9, 454
4月	6	185	19	40, 693	16	6, 008	12	4, 747	7	813
5月	10	14, 338	4	74	11	1, 214	15	12, 343	7	16, 329
6月	8	22, 561	5	2, 422	6	405	3	9, 166	5	59
7月	9	9, 614	6	1, 661	10	33, 673	9	7, 254	9	43, 442
8月	16	27, 386	5	16, 839	7	25, 940	16	58, 567	8	4, 211
9月	15	29, 344	9	48, 294	4	7, 169	6	813	6	9, 856
10月	5	643	11	1,620	10	4, 313	12	2, 706	11	48, 986
11月	13	38, 778	11	2, 309	12	9, 751	8	282	6	2, 332
12月	19	13, 294	13	40, 155	10	6, 064	15	19, 251	14	13, 854

区分	宮山	奇 市	$\vec{\Box}$	町	Ħ	†
覚知別	件数	割合(%)	件 数	割合(%)	件 数	割合(%)
合 計	97	100	13	100	110	100
火災報知専用電話 (固定電話)	10	10	2	15	12	11
火災報知専用電話 (携帯電話)	60	62	5	39	65	59
加 入 電 話 (固定電話)	_	_	1	8	1	1
加 入 電 話 (携帯電話)	1	1	-	_	1	1
警察 電話	7	7	_	_	7	6
火 災 報 知 機	_	_	_	_	_	_
駆付け 通報	_	_	_	_	_	_
事後 聞 知	18	19	5	38	23	21
そ の 他	1	1	_	_	1	1

<u>宮崎市消</u>	<u> 防団分団地区</u>	別火災作	上数			(.	単位:件)
分団地	1区別	年別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
青		島	6	3	1	4	2
木		花	8	2	6	4	8
赤		江	24	10	8	7	8
大		淀	6	11	10	8	10
生		目	6	6	9	7	3
中		央	12	15	13	25	16
	檍		9	16	9	8	8
大		宮	13	6	6	5	6
ال	(瓜生	野)	2	(3)	(8)	(2)	(1)
北	(倉	岡)	2	5 (2)	9 (1)	3 (1)	2 (1)
住		吉	7	13	5	7	2
田		野	9	6	10	9	7
佐	土	原	14	13	14	11	12
高		岡	10	3	11	4	3
清		武	13	7	4	11	10
合		計	141	116	115	113	97

出火原因別損害額状況

山人际囚则顶口吸入风						令和3年
区分	火	災件	数	損害	額(千	円)
原因別	宮崎市	二町	計	宮崎市	二町	計
こ ん ろ	14	1	15	20, 216	2	20, 218
放火	4	-	4	949	-	949
放火の疑い	_	_	_	-	_	_
たばこ	7	1	8	9, 880	_	9, 880
電灯・電話等の配線	1	1	2	86	46	132
ス ト ー ブ	2	_	2	22, 436	_	22, 436
火 あ そ び	2	_	2	387	_	387
焼 却 炉	1	_	1	152	_	152
配 線 器 具	2	_	2	134	_	134
電 気 機 器	6	2	8	2, 939	38	2, 977
火 入 れ	2	_	2	50	_	50
溶 接 機 · 溶 断 機	2	_	2	929	_	929
風 呂 か ま ど	2	_	2	16, 605	_	16, 605
たき火	9	2	11	646	_	646
排 気 管	4	_	4	5, 111	_	5, 111
取 灰	_	_	_	_	_	_
か ま ど	_	_	_	_	_	_
灯 火	1	_	1	51	_	51
炉	1	_	1	40	_	40
電 気 装 置	1	-	1	108	-	108
マッチ・ライター	2	-	2	2, 153	-	2, 153
内 燃 機 関	_	-	_	_	-	_
ボ イ ラ ー	_	-	_	_	-	_
煙 突・ 煙 道	_	-	_	_	-	_
衝 突 の 火 花	2	-	2	2, 500	_	2, 500
こたっつ	_	-	_	-	-	_
そ の 他	15	3	18	17, 573	6, 284	23, 857
不明·調查中	17	3	20	84, 969	6, 931	91, 900
合 計	97	13	110	187, 914	13, 301	201, 215

損害額1,00万円以上の火災

令和3年中に発生した火災で、損害額が1,000万円以上の火災は5件で、前年と比べて1件減少しました。

令和3年

										ТТНОТ
No.	建物用途別	市町別	焼損	焼損 床面積	焼損 表面積		損 害	額	(千円)	
110.	Z M/HZM	114 1 /2 1	棟数	(m²)	(m²)	建物	収容物	車両	その他	合 計
1	工場	宮崎市	3棟	427	4	20, 892	21, 036	330	_	42, 258
2	住宅	宮崎市	7棟	153	7	18, 399	2, 026	2,003	_	22, 428
3	共同住宅	宮崎市	1棟	23	-	13, 839	1, 300	-	_	15, 139
4	住宅	宮崎市	3棟	117	-	12, 613	404	-	-	13, 017
5	住宅	宮崎市	7棟	178	_	9, 532	657	_	_	10, 189

過去10年間の死傷者発生状況

(単位:人)

年 別	平 成	平 成	平 成	平 成	平 成	平 成	平 成	令 和	令 和	令 和	
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	平均
区分	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
死 者	5	2	6	3	2	6	2	4	ಌ	3	3.6
負傷者	20	14	11	14	19	26	14	15	21	24	17.8

年別死者発生状況

年別	月日	市町別	性別	火災種別	住警器設置 有無
	1月16日	宮崎市	女	建物	無し
	2月14日	宮崎市	女	その他	-
平成	9月12日	宮崎市	女	建物	無し
平 成 2 9 年	11月21日	宮崎市	女	建物	有り
	11月28日	宮崎市	男	建物	不明
	11月28日	宮崎市	女	建物	不明
平 成 3 0	1月13日	宮崎市	男	建物	無し
3 0 年	4月23日	国富町	女	建物	無し
	1月11日	宮崎市	男	建物	有り
令 和	1月11日	宮崎市	女	建物	有り
令和元年	1月11日	宮崎市	女	建物	有り
	1月27日	綾町	男	その他	-
	3月26日	宮崎市	男	建物	不明
令 和 2 年	3月26日	宮崎市	男	建物	不明
年	4月27日	宮崎市	女	建物	無し
	8月21日	宮崎市	男	その他	-
令 和 3 年	9月12日	宮崎市	男	建物	有り
牛	12月6日	宮崎市	男	建物	有り

火災件数の推移

昭和23年4月、宮崎市消防本部を設置以来現在までの火災件数の推移です。

昭和26年に瓜生野、木花、青島、倉岡の4ヶ村が合併、昭和32年に住吉村が昭和38年に生目村が合併しました。

また昭和48年に宮崎市、清武町、田野町、佐土原町、高岡町、国富町、綾町の1市6町を含む広域消防業務が発足し、昭和49年から6町の件数が加わりました。

平成18年1月1日宮崎市と佐土原町、高岡町、田野町が合併し、管轄が1市3町となりました。

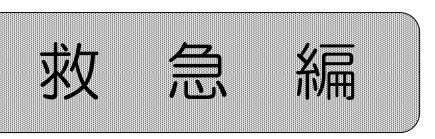
平成22年3月23日に宮崎市と清武町が合併し、管轄が1市2町となりました。

なお、最下欄の係数は、昭和49年の合計火災件数を100とした場合の比較数値です。

	年	昭和																					
市		23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
宮崎	市	15	21	21	45	44	66	51	55	69	69	69	60	66	68	81	105	82	74	57	74	72	76
累	計	15	36	57	102	146	212	263	318	387	456	525	585	651	719	800	905	987	1,061	1, 118	1, 192	1, 264	1, 340
年		昭和															平成						
市町別		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7
宮崎	市	69	113	135	176	179	154	135	152	125	136	119	116	124	118	142	129	133	116	104	115	116	129
累	計	69	182	317	493	672	826	961	1, 113	1, 238	1, 374	1, 493	1,609	1, 733	1,851	1, 993	2, 122	2, 255	2, 371	2, 475	2, 590	2, 706	2, 835
清武	町	1	6	5	9	10	8	7	10	8	11	7	6	9	7	11	7	6	10	7	10	9	11
累	計	1	7	12	21	31	39	46	56	64	75	82	88	97	104	115	122	128	138	145	155	164	175
田野	町	5	6	-	5	6	5	7	5	7	5	1	4	9	5	12	9	9	6	6	6	3	8
累	計	5	11	11	16	22	27	34	39	46	51	52	56	65	70	82	91	100	106	112	118	121	129
佐土原	町	9	14	23	26	27	19	20	17	17	19	19	13	12	13	20	11	10	5	11	8	11	18
累	計	9	23	46	72	99	118	138	155	172	191	210	223	235	248	268	279	289	294	305	313	324	342
高岡	町	-	7	6	8	10	8	7	8	4	6	6	3	7	12	12	10	9	2	8	11	6	11
累	計	-	7	13	21	31	39	46	54	58	64	70	73	80	92	104	114	123	125	133	144	150	161
国富	町	5	9	10	8	15	8	7	9	10	11	15	14	13	14	16	17	22	11	7	11	3	16
累	計	5	14	24	32	47	55	62	71	81	92	107	121	134	148	164	181	203	214	221	232	235	251
綾	町	_	3	4	3	5	1	2	3	4	3	1	7	4	1	3	4	5	3	3	5	4	4
累	計	_	3	7	10	15	16	18	21	25	28	29	36	40	41	44	48	53	56	59	64	68	72
計		89	158	183	235	252	203	185	204	175	191	168	163	178	170	216	187	194	153	146	166	152	197
累	計	89	247	430	665	917	1, 120	1, 305	1, 509	1,684	1, 875	2, 043	2, 206	2, 384	2, 554	2,770	2, 957	3, 151	3, 304	3, 450	3, 616	3, 768	3, 965
係	数	100	178	206	264	283	228	208	229	197	215	189	183	200	191	243	210	218	172	164	187	171	221

45	46	47	48
85	100	88	98
1, 425	1, 525	1, 613	1, 711

																							令和		
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
104	118	102	111	100	131	126	108	114	153	169	167	154	131	150	145	125	143	135	130	118	141	116	115	113	97
2, 939	3, 057	3, 159	3, 270	3, 370	3, 501	3, 627	3, 735	3, 849	4,002	4, 171	4, 338	4, 492	4, 623	4, 773	4, 918	5, 043	5, 186	5, 321	5, 451	5, 569	5, 710	5, 826	5, 941	6, 054	6, 151
11	8	13	5	6	8	7	8	12	11	17	11	9	6	4	_	-	-	-	-	-	_	_	_	-	_
186	194	207	212	218	226	233	241	253	264	281	292	301	307	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311	311
4	10	4	3	8	8	6	10	5	10	-	-	_	-	_	_	_	-	-	-	-	-	_	_	-	-
133	143	147	150	158	166	172	182	187	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197
11	13	13	11	12	11	12	8	9	23	-	_	_	-	_	_	_	-	-	-	-	-	_	_	-	-
353	366	379	390	402	413	425	433	442	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465	465
6	5	9	9	15	12	9	8	6	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
167	172	181	190	205	217	226	234	240	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248
17	10	10	11	14	8	19	9	12	14	18	16	11	13	14	12	9	13	18	11	9	10	6	9	11	12
268	278	288	299	313	321	340	349	361	375	393	409	420	433	447	459	468	481	499	510	519	529	535	544	555	567
11	3	3	8	5	1	3	4	4	4	7	9	6	4	2	5	1	3	3	5	1	3	4	5	1	1
83	86	89	97	102	103	106	110	114	118	125	134	140	144	146	151	152	155	158	163	164	167	171	176	177	178
164	167	154	158	160	179	182	155	162	223	211	203	180	154	170	162	135	159	156	146	128	154	126	129	125	110
4, 129	4, 296	4, 450	4, 608	4, 768	4, 947	5, 129	5, 284	5, 446	5, 669	5, 880	6, 083	6, 263	6, 417	6, 587	6, 749	6, 884	7, 043	7, 199	7, 345	7, 473	7, 627	7, 753	7, 882	8, 007	8, 117
184	188	173	178	180	201	204	174	182	251	237	228	202	173	191	182	152	179	175	164	144	173	142	145	140	124



救 急 統 計

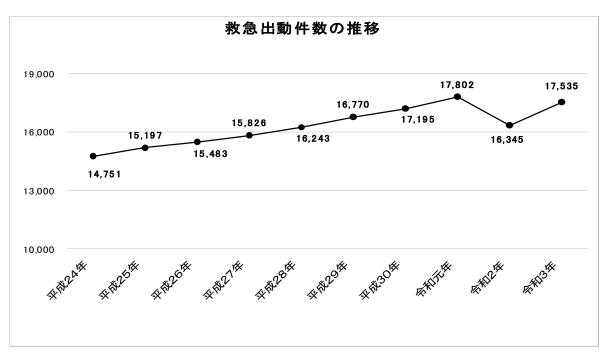
1 救急活動概況

宮崎市における救急業務は、昭和38年の消防法改正に伴い、昭和39年から救急車の運用を開始しました。令和4年4月1日現在、10隊の救急隊(令和4年4月1日から北消防署は2隊運用)が第一線で活躍しています。

平成24年4月18日から基地病院を宮崎大学医学部附属病院として宮崎県ドクターヘリコプターが運航をしています。平成26年4月から宮崎大学医学部附属病院と県立宮崎病院のドクターカーが運用を開始しました。本市の救急医療を取り巻く環境は大きく変わってきています。

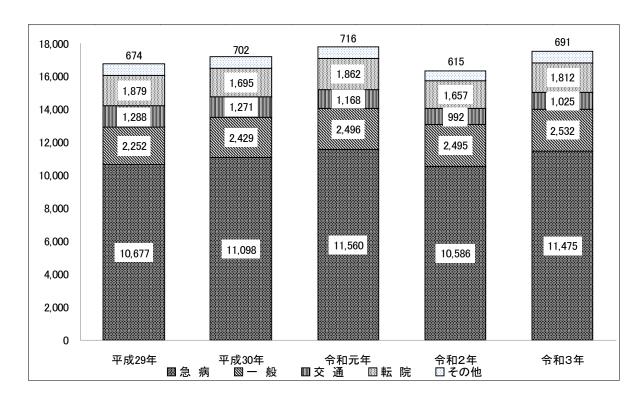
令和3年中の救急活動状況は、出動件数が17,535件(前年比1,190件増)となりました。1日平均の出動件数は48件で、30分に1回の割合で救急隊が出動しました。また、搬送人員は15,245人(前年比891人増)で、住民28人に1人の割合で救急車を利用したことになります。

項			目		令和3年	令和2年	前年比
出	動	件	数		17,535	16,345	+1, 190
搬	送	人	員		15,245	14,354	+891
月亚	出	動	件	数	1,461.3	1,362.1	+99. 2
平 均	搬	送	人	員	1,270.4	1,196.2	+74.2
日平	出	動	件	数	48.0	44.8	+3.2
均	搬	送	人	員	41.8	39.3	+2.5
救急	急車利	刊用≅			住民28.0人に1人の割合	住民29.8人に1人の割合	



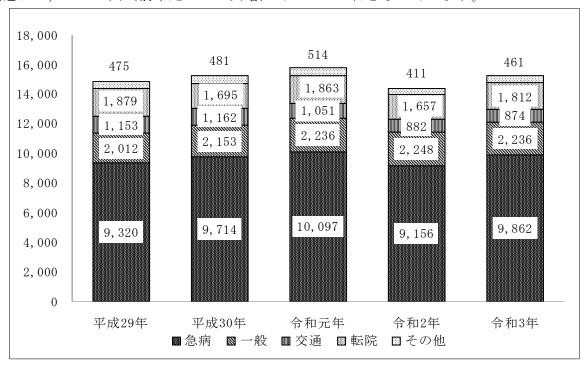
2 事故種別出動状況

出動件数を事故種別に比較してみると、最も多いのが急病の11,475件(前年比889件増)で全体の65.4%、次いで一般負傷が2,532件(前年比37件増)で14.4%、転院搬送が1,812件(前年比155件増)で10.3%となっています。



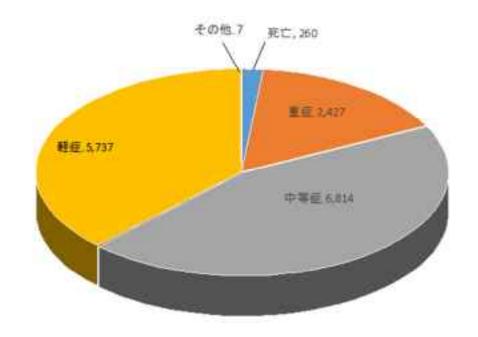
3 事故種別搬送人員状況

搬送状況について事故種別で比較すると、急病が 9,862人(前年比 706人増)で全体の 64.7%、次いで、一般負傷が 2,236人(前年比 12人減)で 14.7%、転院搬送が 1,812人(前年比 155人増)で 11.9%となっています。



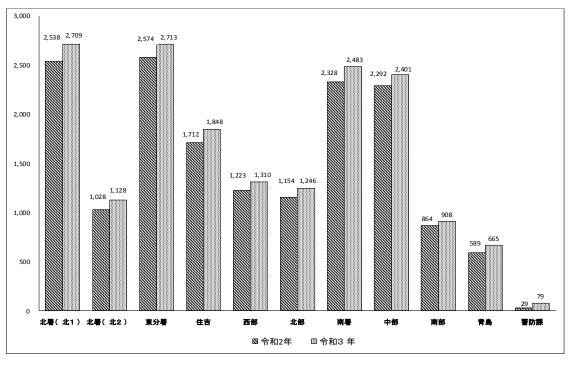
4 傷病程度別搬送人員状況

搬送人員は15, 245人で、傷病程度別状況をみると、入院が必要となる重症と中等症を合わせると9, 241人で全体の60. 6%を占めています。また、入院加療を必要としない軽症者は5, 737人で37. 6%でした。



5 救急隊別出動状況

隊別の出動件数は、東分署が2,713件(1日平均7.4件)で最も多く、次いで北署(北1)、南署、中部の順となっており、市街地救急隊の出動が多い傾向にあります。

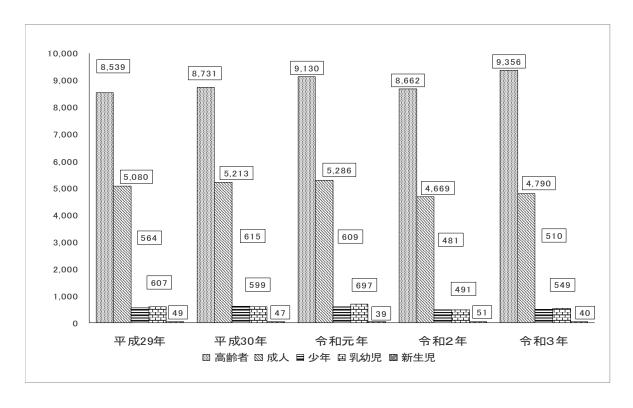


(注:予備救急車の出動件数は表示していません。)

※ 北署(北2) 救急隊については、令和元年12月から運用開始(日勤)。

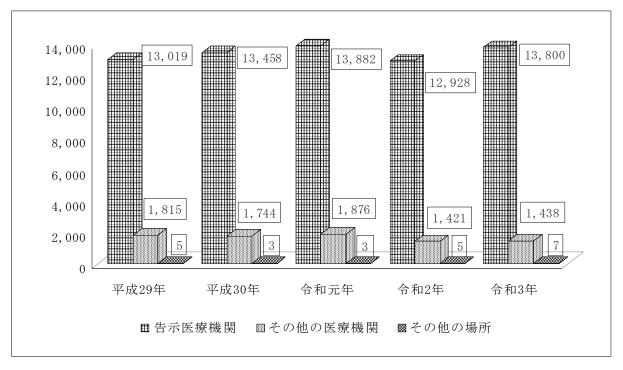
6 年齡区分別搬送人員状況

搬送人員15,245人を年齢区分別にみると、高齢者(65歳以上)が9,356人(前年比694人増)で全体の61.4%、成人(18~65歳未満)が4,790人(前年比121人増)で31.4%、次いで乳幼児(生後28日~7歳未満)、少年(7歳~18歳未満)、新生児(生後28日未満)の順となっており、高齢者の搬送割合が増加傾向にあります。



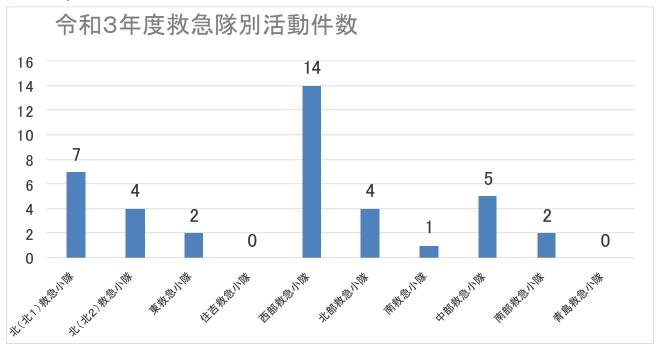
7 搬送病院別搬送人員状況

搬送人員15,245人のうち、90.5%にあたる13,800人(前年比872人増)を救急告示医療機関に搬送しました。



8 宮崎市消防局管内における宮崎県ドクターヘリコプターの連携活動実績

平成24年4月18日から宮崎大学医学部附属病院を基地病院として宮崎県ドクターへ リコプターが運航を開始しました。令和3年度中のドクターへリコプターと救急隊の連携活動実績件数は39件で、そのうち宮崎市消防局管内での要請件数が34件、キャンセルが4件でした。



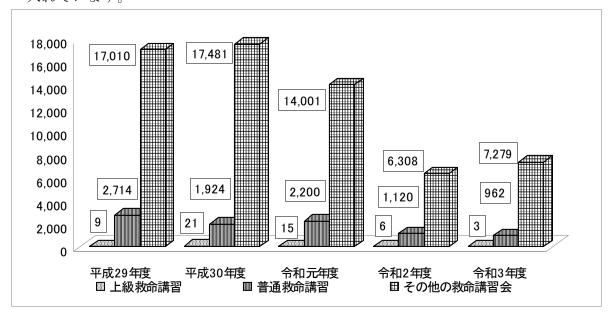
(注:連携活動実績件数には、管外等からドクターへリコプターで搬送された搬送者を、 救急隊が陸路で病院まで搬送する件数も含むため、要請件数とは異なります。)

9 応急手当普及啓発活動状況

令和3年度は、普通救命講習($I \sim III$)に962人、上級救命講習に3人、その他の救命講習に7,279人、合計8,244人が受講しました。

また、応急手当指導員を13人、応急手当普及員を59人養成しました。

※平成17年4月1日からAED (自動体外式除細動器) 使用法をすべての講習に取り入れています。



10 救急統計(資料編)

(1) 市町別出動・搬送人員状況

令和3年

	事故種別												その)他
市·町別	尹以(重小)	計	火災事故	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般事故	加害事故	自損行為	急病事故	転院搬送	その他
111。由1万门													送	le.
宮崎市	出場件数	16,571	65	1	14	975	132	99	2,381	55	202	10,829	1,753	65
	搬送人員	14,369	17	1	1	829	128	96	2,093	40	139	9,272	1,753	0
日本品	出場件数	731	4	0	1	32	13	3	115	3	8	498	50	4
国富町	搬送人員	664	1	0	0	29	13	3	108	3	4	453	50	0
ジ キ田エ	出場件数	224	1	0	2	14	4	6	36	0	5	148	8	0
綾町	搬送人員	205	1	0	0	11	4	5	35	0	4	137	8	0
经 基字 A	出場件数	9	2	0	0	4	1	0	0	0	0	0	1	1
管轄外	搬送人員	7	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	1	0
公公⇒1 .	出場件数	17,535	72	1	17	1,025	150	108	2,532	58	215	11,475	1,812	70
総計	搬送人員	15,245	19	1	1	874	146	104	2,236	43	147	9,862	1,812	0

(2) 月別出動·搬送人員状況

令和3年

_	事故種別												その	1
月	护仪性別	計	火災事故	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害事故	自損行為	急病事故	転院搬送	その他
1月	出場件数	1,388	10	0	0	68	9	0	194	4	12	929	160	2
1月	搬送人員	1,196	1	0	0	61	9	0	169	3	10	783	160	0
2月	出場件数	1,298	5	1	2	68	11	7	181	2	20	870	125	6
2万	搬送人員	1,111	2	1	0	60	10	6	160	1	13	733	125	0
3月	出場件数	1,363	6	0	2	79	6	5	180	4	19	898	156	8
ЭД	搬送人員	1,185	1	0	0	69	6	5	156	3	13	776	156	0
4月	出場件数	1,420	4	0	3	105	16	8	209	4	20	886	160	5
4万	搬送人員	1,247	0	0	1	90	16	8	188	3	13	768	160	0
5月	出場件数	1,393	7	0	3	80	13	1	202	7	21	909	142	8
3Д	搬送人員	1,223	2	0	0	71	13	1	182	4	12	796	142	0
6月	出場件数	1,367	3	0	1	81	11	21	205	9	17	881	132	6
07	搬送人員	1,175	0	0	0	63	11	19	184	8	11	747	132	0
7月	出場件数	1,643	7	0	1	97	13	15	227	5	20	1,090	164	4
17	搬送人員	1,428	0	0	0	84	13	15	200	4	14	934	164	0
8月	出場件数	1,541	4	0	1	69	9	5	212	2	17	1,068	151	3
ОЛ	搬送人員	1,345	2	0	0	60	9	5	182	1	8	927	151	0
9月	出場件数	1,370	5	0	1	77	16	4	178	4	22	914	142	7
37,	搬送人員	1,182	3	0	0	61	15	4	151	4	19	783	142	0
10月	出場件数	1,554	11	0	1	95	12	20	235	5	16	1000	152	7
10/1	搬送人員	1,353	5	0	0	84	11	19	208	4	10	860	152	0
11月	出場件数	1,492	3	0	0	88	17	12	230	6	16	946	167	7
11/1	搬送人員	1,300	1	0	0	66	16	12	201	6	12	819	167	0
12月	出場件数	1,706	7	0	2	118	17	10	279	6	15	1084	161	7
14/1	搬送人員	1,500	2	0	0	105	17	10	255	2	12	936	161	0
計	出場件数	17,535	72	1	17	1,025	150	108	2,532	58	215	11,475	1,812	70
ΗΊ	搬送人員	15,245	19	1	1	874	146	104	2,236	43	147	9,862	1,812	0

(3) 時間別出動 ・搬送人員状況

令和3年

	事												その)他
時間	故種別		火災事故	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般事故	加害事故	自損行為	急病事故	転院搬送	その他
0 0	出場件数	879	4	0	1	21	0	0	89	9	14	688	50	3
0~2	搬送人員	708	2	0	0	13	0	0	76	5	7	555	50	0
9-1	出場件数	697	6	0	0	18	0	0	74	8	19	543	24	5
2~4	搬送人員	575	7	0	0	16	0	0	59	6	14	449	24	0
4~6	出場件数	685	5	0	0	21	0	0	78	4	10	553	13	1
4,~6	搬送人員	553	0	0	0	16	0	0	63	3	8	450	13	0
6~8	出場件数	1,183	1	0	0	97	7	0	180	1	10	859	21	7
0.00	搬送人員	1,035	0	0	0	83	7	0	164	1	7	752	21	0
8~10	出場件数	2,013	3	0	1	130	35	6	341	2	21	1,267	200	7
8 -10	搬送人員	1,841	0	0	0	106	35	6	325	1	13	1,155	200	0
10~12	出場件数	2,125	7	0	5	125	31	28	299	1	21	1,227	377	4
10 -12	搬送人員	1,920	0	0	0	113	30	28	269	1	12	1,090	377	0
12~14	出場件数	1,953	8	0	2	113	22	19	248	2	17	1,163	344	15
12 14	搬送人員	1,709	2	0	0	97	21	17	226	1	8	993	344	0
14~16	出場件数	1,798	9	1	2	122	27	23	276	4	13	1,017	300	4
14 10	搬送人員	1,616	0	1	0	111	27	22	240	4	9	902	300	0
16~18	出場件数	1,849	7	0	2	149	19	12	328	9	31	1,044	237	11
10 10	搬送人員	1,615	2	0	0	122	18	12	288	8	25	903	237	0
18~20	出場件数	1,850	13	0	1	142	6	14	295	5	26	1,219	121	8
10 20	搬送人員	1,582	3	0	1	124	5	14	251	3	17	1,043	121	0
20~22	出場件数	1,400	5	0	2	49	3	5	179	6	17	1,042	88	4
20 22	搬送人員	1,177	2	0	0	42	3	4	153	4	14	867	88	0
22~24	出場件数	1,103	4	0	1	38	0	1	145	7	16	853	37	1
22 24	搬送人員	914	1	0	0	31	0	1	122	6	13	703	37	0
計	出場件数	17,535	72	1	17	1,025	150	108	2,532	58	215	11,475	1,812	70
日日	搬送人員	15,245	19	1	1	874	146	104	2,236	43	147	9,862	1,812	0

(4) 救急隊別出動件数

令和3年

														1 JH O J	
隊別	事故種別	火災事故	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害事故	自損行為	急病事故	その他	計	令和2年中	比較
1	警防課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	52	79	29	50
	北消防署(北1)	13	1	2	177	10	7	387	26	35	1,729	322	2,709	2,538	171
	北消防署(北2)	3	0	0	73	16	7	178	2	7	648	194	1,128	1,028	100
	住吉救急出張所	12	0	3	123	16	11	232	4	23	1,212	212	1,848	1,712	136
北署 管内	東分署	9	0	3	154	13	8	389	5	25	1,769	338	2,713	2,574	139
	北部出張所	0	0	0	48	18	14	216	2	10	877	61	1,246	1,154	92
	西部出張所	1	0	1	60	27	8	186	3	20	917	87	1,310	1,223	87
	小計	38	1	9	635	100	55	1,588	42	120	7,152	1,214	10,954	10,229	725
	南消防署	21	0	4	153	17	19	348	4	39	1,667	211	2,483	2,328	155
	中部出張所	12	0	3	126	13	15	324	6	39	1,564	299	2,401	2,292	109
南署 管内	青島出張所	1	0	0	46	12	13	125	2	7	442	17	665	589	76
	南部出張所	0	0	1	65	8	5	142	4	10	606	67	908	864	44
	小計	34	0	8	390	50	52	939	16	95	4,279	594	6,457	6,073	384
予付	備救急隊	0	0	0	0	0	1	5	0	0	17	22	45	14	31
	計	72	1	17	1,025	150	108	2,532	58	215	11,475	1,882	17,535	16,345	1,190

(5) 覚知別出動件数

令和3年

											1 J H O -	
事故種別	火災事故	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般事故	加害事故	自損行為	急病事故	その他	計
119番	64	1	12	959	141	104	2,493	50	193	11,325	1,768	17,110
加入電話	0	0	1	14	2	2	13	0	0	72	98	202
警察電話	7	0	4	40	1	0	16	8	22	44	3	145
かけつけ	0	0	0	1	5	2	9	0	0	22	0	39
その他	1	0	0	11	1	0	1	0	0	12	13	39
計	72	1	17	1,025	150	108	2,532	58	215	11,475	1,882	17,535

(6)曜日別出動件数

令和3年

	1	-						
曜日事故種別	月	火	水	木	金	土	日	∄ †
火災事故	6	17	4	15	9	12	9	72
自然災害	0	0	0	0	0	0	1	1
水難事故	0	1	7	1	5	2	1	17
交通事故	159	150	136	165	148	156	111	1,025
労働災害	28	24	15	19	25	32	7	150
運動競技	11	8	9	7	12	25	36	108
一般負傷	381	326	325	341	378	348	433	2,532
加害事故	7	6	10	11	1	9	14	58
自損行為	31	36	35	33	23	27	30	215
急病事故	1,712	1,600	1,529	1,625	1,663	1,642	1,704	11,475
転院搬送	308	279	278	248	326	233	140	1,812
その他	10	11	11	8	12	6	12	70
計	2,653	2,458	2,359	2,473	2,602	2,492	2,498	17,535

(7) 現場到着所要時間別出動件数

令和3年

時間事故種別	3分未満	3分以上5 分未満	5分以上 10分未満	10分以上 20分未満	20分以上	計	現場到 着最短 所(分)	現場到 着最長 所(分)	現場到 着平時 所(分)
急病事故	27	167	5,478	5,507	296	11,475	0	45	10.2
交通事故	8	16	539	411	51	1,025	0	40	10.1
一般負傷	8	34	1,240	1,181	69	2,532	0	45	10.1
その他	28	142	1,460	805	68	2,503	0	77	9.0
計	71	359	8,717	7,904	484	17,535	0	77	10.0

(8)傷病程度別搬送人員

令和3年

	火災事故	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般事故	加害事故	自損行為	急 病 事 故	その他	計
死 亡	0	0	0	5	2	0	18	1	18	213	3	260
重 症	5	0	0	70	32	3	302	1	28	1,390	596	2,427
中等症	8	1	1	275	63	38	920	9	71	4,300	1,128	6,814
軽 症	6	0	0	522	49	63	996	32	30	3,958	81	5,737
その他	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	4	7
計	19	1	1	874	146	104	2,236	43	147	9,862	1,812	15,245

(9)年齡別搬送人員

令和3年

	火災事故	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般事故	加害事故	自損行為	急病事故	その他	#
新生児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	36	40
乳幼児	0	0	0	15	0	1	109	1	0	394	29	549
少 年	2	0	0	82	1	74	84	4	9	235	19	510
成 人	9	0	1	508	111	29	352	28	115	3,003	634	4,790
高齢者	8	1	0	269	34	0	1,691	10	23	6,226	1,094	9,356
計	19	1	1	874	146	104	2,236	43	147	9,862	1,812	15,245

(10) 収容所要時間別搬送人員

令和3年

	10分 未満	10分 以上 20分	20分 以上 30分	30分以 上60分	60分 以上 120分	120分 以上	計		収 最 問	収容最 長時間	収容平 均時間
	三	未満	未満	未満	未満	٠ ١		うち管轄 外	(分)	(分)	(分)
急病事故	0	71	1,409	7,388	981	13	9,862	33	10	216	42.4
交通事故	0	3	110	649	110	2	874	4	14	160	44.2
一般負傷	0	9	270	1,695	257	5	2,236	15	12	136	43.8
その他	0	213	909	1,040	106	5	2,273	28	10	175	32.7
計	0	296	2,698	10,772	1,454	25	15,245	80	10	216	41.3

(11)医療機関別搬送人員

令和3年

医療機	事故幾関別	種別	火災事故	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害事故	自損行為	急病事故	その他	計
	国	立	6	0	1	78	22	6	79	1	24	499	251	967
救急告示	公	立	9	1	0	303	38	29	687	24	92	2,123	436	3,742
告	公	的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不 A	€1.6 6	病院	0	0	0	316	67	46	1,085	10	23	5,727	1,066	8,340
A	私的	診療所	0	0	0	45	11	13	169	2	0	488	23	751
	計	(A)	15	1	1	742	138	94	2,020	37	139	8,837	1,776	13,800
	玉	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その	公	立	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
他	公	的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	私的	病院	1	0	0	8	2	3	44	1	4	335	26	424
\bigcup	12HJ	診療所	3	0	0	123	6	7	170	5	4	688	6	1,012
	計(B)		4	0	0	131	8	10	216	6	8	1,023	32	1,438
計	玉	立	6	0	1	78	22	6	79	1	24	499	251	967
$\overline{}$	公	立	9	1	0	303	38	29	689	24	92	2,123	436	3,744
C	公	的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
 A	私的	病院	1	0	0	324	69	49	1,129	11	27	6,062	1,092	8,764
+	1211	診療所	3	0	0	168	17	20	339	7	4	1,176	29	1,763
В	計	(C)	19	1	1	873	146	104	2,236	43	147	9,860	1,808	15,238
所ぞの	接付	骨院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
つ他 Dの	その	その他		0	0	1	0	0	0	0	0	2	4	7
一場	計	(D)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	4	7
É		-D)	19	1	1	874	146	104	2,236	43	147	9,862	1,812	15,245

(12) 診療科目別搬送人員

令和3年

											11	介口ろ	<u> </u>
事故種別	火災	自然	水難	交通	労働	運動	一般	加害	自損	急病	その	他	≣ +
診療科目	事 故	災害	事 故	事 故	災害	競 技	事 故	事 故	行為	事 故	転院搬 送	そ の 他	百日
外科·整形外科	0	0	0	186	21	21	510	5	6	640	202	0	1,591
内科	3	0	0	15	2	9	111	2	11	3,581	258	0	3,992
脳内•外科	0	0	0	66	18	19	350	5	1	1,271	176	0	1,906
小児科	1	0	0	8	0	2	36	1	0	374	28	0	450
産婦人科	0	0	0	1	0	0	0	0	0	52	258	0	311
その他の科目	15	1	1	598	105	53	1,229	30	129	3,944	890	0	6,995
計	19	1	1	874	146	104	2,236	43	147	9,862	1,812	0	15,245

(13-1) 応急処置状況

◇救急隊員が搬送者に行った応急処置

令和3年

	事 故 種 別	急病事故	交通事故	一般負傷	その他	合計
応	急処置対象者	9,861	874	2,236	2,269	15,240
	止 血	25	29	103	27	184
	固 定	110	412	410	136	1,068
	人工呼吸	23	0	2	5	30
	心 臓 マッサージ	39	1	3	4	47
	心肺蘇生	248	6	24	21	299
	酸素吸入	1,693	57	114	602	2,466
	気 道 確 保	345	11	31	34	421
	(* 1) (* 2)	0	0	0	0	0
	(* 3)	115	2	5	8	130 22
	(* 4)	11	1	10	0	
応	保温	205	23	70	80	378
Æ,	被覆	50	153	432	87	722
急	在宅療法継続	63	0	4	0	67
処	ショックパンツ	0	0	0	0	0
置	除細動	35	1	0	0	36
内	静脈路確保	257	16	21	23	317
	(うちCPA前)	116	10	5	8	139
容	(うちCPA後) 血 圧 測 定	9,333	6 855	2,134	2,060	178 14,382
	聴影器	3,622	392	580	457	5,051
	血中酸素飽和度の測定	9,577	860	2,192	2,190	14,819
	心電図		623	1,646		
		8,652			1,532	12,453
	β刺激薬投与	0	0	0	0	0
	血糖測定	328	7	13	5	353
	エピペン投与	1	0	0	0	1
	ブドウ糖投与	33	0	1	0	34
	薬剤投与	110	6	13	14	143
	その他の応急処置	8,736	778	1,997	1,894	13,405
	合計	43,485	4,230	9,790	9,171	66,676

気道確保欄の(*1)は経鼻エアウエイを使用して気道確保を行った件数

(*2)は喉頭鏡、鉗子等を使用して異物除去を行った件数

(*3) は救急救命士がラリンゲアルマスク等を使用して気道確保を行った件数

(*4) は救急救命士が気管挿管処置を実施して気道確保を行った件数

(13-2) 応急処置状況

◇救急隊員が負傷者(不搬送)に現場で行った応急処置

令和3年

事	故種別	急病事故	交通事故	一般負傷	その他	合計
現場	易応急処置対象者	1,353	187	255	105	1,900
	止 血	3	1	8	1	13
	固 定	2	9	6	1	18
	人工呼吸	0	0	0	0	0
	心 臓 マッサージ	0	0	0	0	0
	心 肺 蘇 生	0	0	0	0	0
	酸素吸入	0	0	0	0	0
	気 道 確 保	0	0	1	0	1
	(* 1) (* 2)	0	0	0	0	0
	(* 3)	0	0	0	0	0
	(* 4)	0	0	0	0	0
応	保 温	4	1	2	0	7
急	被覆	7	26	51	11	95
	在宅療法継続	2	0	1	0	3
処	ショックパンツ	0	0	0	0	0
置	除細動	0	0	0	0	0
内	静脈路確保	0	0	0	0	0
	(うちCPA前) (うちCPA後)	0	0	0	0	0
容	血圧測定	1,139	175	208	71	1,593
	聴診器	204	35	35	14	288
	血中酸素飽和度の測定	1,191	181	241	74	1,687
	心電図	607	67	60	32	766
	β刺激薬投与	0	0	0	0	0
	血糖測定	11	0	1	0	12
	エピペン投与	0	0	0	0	0
	ブドウ糖投与	0	0	0	0	0
	薬 剤 投 与	0	0	0	0	0
	その他の応急処置	1,092	140	194	65	1,491
	合計	4,262	635	808	269	5,974

気道確保欄の(*1)は経鼻エアウエイを使用して気道確保を行った件数

(*2)は喉頭鏡、鉗子等を使用して異物除去を行った件数

(*3) は救急救命士がラリンゲアルマスク等を使用して気道確保を行った件数

(*4) は救急救命士が気管挿管処置を実施して気道確保を行った件数

数 助 編

救助統計

1 救助活動状況

令和3年中における救助出動件数は63件でした。

事故種別ごとの出動件数は「火災事故」が8件(12.7%)、「火災事故以外の救助事故」が55件となっています。事故種別のうち、「火災事故以外の救助事故」を見ると、出動件数が最も多いのは「交通事故」及び「その他の事故」が同件数の21件で、それぞれ全体の33.3%を占めています。

活動件数については、「交通事故」が13件と最も多く、全体の31.7%を占めており、次いで「その他の事故」が11件となっています。

		和3年	中	令	和2年	中	自	前年比輔	交
年別件数事故種別	出動件数	活動件数	救助人員	出動件数	活動件数	救助人員	出動件数	活動件数	救助人員
合 計	63	41	37	78	49	48	▲ 15	▲ 8	▲ 11
火災事故	8	8	4	6	6	2	2	2	2
交 通 事 故	21	13	14	29	11	15	▲ 8	2	1
水難事故	10	7	6	13	11	10	A 3	▲ 4	▲ 4
水害等自然災害									
機械等による事故	2	2	2	4			^ 2	2	2
建物等による事故	1			4	3	3	A 3	A 3	▲3
ガス及び酸欠事故									
破裂事故									
その他の事故	21	11	11	22	18	18	1	^ 7	^ 7

[※]その他の事故とは、上記事故種別に含まれない山岳救助や屋内・屋外での挟まれ事故等をいう。

2 月別救助出動件数

月別の出動件数は、10月が最も多く9件となっています。

令和3年 事故種別 火災 交通 水難 機械 ガス 破裂 自然 建物 その他 計 月 別 事故 事故 事故 災害 事故 酸欠 事故 事故 月 2 1 1 1 4 2 月 1 1 6 3 月 2 5 1 1 1 7 4 月 2 4 1 月 3 1 2 6 5 2 月 6 1 1 7 2 月 1 1 8 月 4 1 3 月 2 5 9 1 1 1 1 0 4 2 9 月 1 7 1 1 月 2 1 4 1 2 月 2 2 6 1 1

3 過去10年間の救助出動件数

8

21

10

計

合

平成24年から平成26年まで救助出動件数は増加しています。それから令和2年までは増減を繰り返していますが、令和元年からは減少傾向にあり、令和3年については前年に比べ19.2%減少しています。

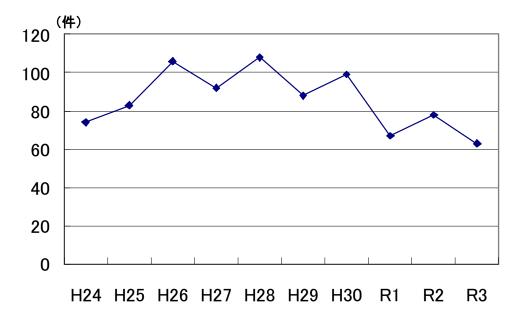
2

1

21

63

年別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
件数	74	83	106	92	108	88	99	67	78	63



4 過去5年間の救助人員

過去5年間の平均は、活動件数54.6件、救助人員は52.6人となっています。

	救助	活動件数	救 助 人 員		
年 別	件数	(70)		対前年増減率 (%)	
平成29年	6 5件	▲ 1. 5	63人	3. 3	
平成30年	73件	12.3	7 2人	14.3	
令和 元年	45件	▲ 3 8. 4	4 3 人	▲ 40.3	
令和 2年	49件	8. 9	48人	11.6	
令和 3年	41件	▲ 16.3	37人	▲ 22. 9	
年間平均	5 -	4.6件	5	2.6人	

5 事故発生場所別救助人員

事故発生場所別救助人員については、『屋外』の「その他道路」が14人(37.8%)と最も多く、次いで『屋外』の「その他屋外」「山岳」がそれぞれ6人(16.2%)となっています。

令和3年

\												
		J)	く	交	水	風	機	建	ガ	破	そ	
`			K	通	難	水	械	物	ス	裂	\mathcal{O}	
	事故種別	Ę	F	事	事	害	に	等	及	事	他	合
		草	文	故	故	等	よ	に	び	故	\mathcal{O}	
		建	建			自	る	ょ	酸		事	
		物	物			然	事	る	欠		故	計
	区分		以			災	故	事	事			
			外			害		故	故			
屋	住 居	4										4
内	その他の屋内											
	道 高速自動車国道											
屋	路 その他の道路			13							1	14
	水 内 水 面				3						1	4
外	面 外 水 面				3							3
	日 田										6	6
	その他の屋外			1			2				3	6
	地											
	その他											
	計	4		14	6		2				11	37

6 地区別救助出動件数

宮崎市地区分割区分(消防団分団別地図)に基づく地区別の救助出動件数については、木花地区が9件(14.3%)で最も多く、次いで大淀・赤江地区がそれぞれ8件(12.7%)となっています。

令和3年

			13 11 10 1
地区別	出動件数	地区別	出動件数
中央	7件	大淀	8件
大宮	2件	赤江	8件
檍	6件	生目	1件
住吉	2件	木花	9件
北(瓜生野)	0件	青島	4件
北(倉岡)	2件	清武	2件
高岡	0件	田野	3件
国富	4件	佐土原	2件
綾	3件	管轄外(※)	0 件
		合 計	63件

[※]管轄外は応援協定に基づく出動等。

7 管区別の救助事故発生件数

管区別では、北署管区内で28件(44.4%)発生しており、南署管区内で35件(55.6%)発生しています。

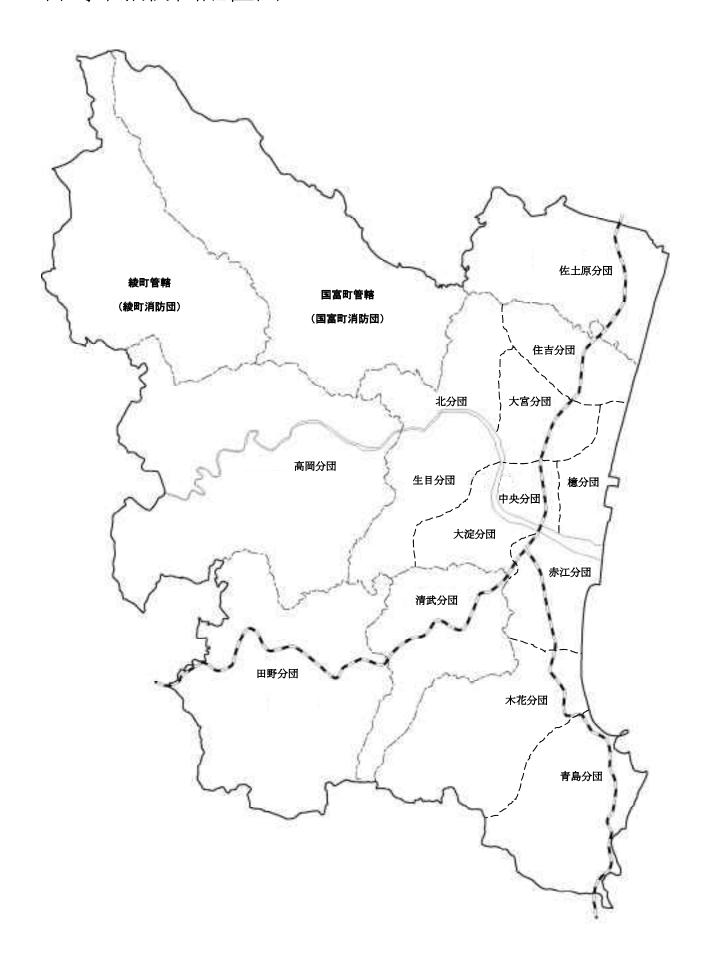
令和3年

北署管区内	管区別 件数 人員	北管区	東管区	北部管区	西部管区	住吉管区	小 計			
管区	出動件数	7	7	2	9	3	28件			
內	活動件数	7	4	2	5	0	18件			
	救助人員	4	5	2	5	0	16人			
南署管区内	管区別 件数 人員	南管区	中部管区	南部管区	青島管区	小 計	その他 (※)			
管区	出動件数	1 5	6	7	7	35件	0			
内	活動件数	9	3	6	5	23件	0			
	救助人員	8	3	6	4	21人	0			
	出動件数	6 3件								
総計	活動件数			4 1	件					
μı	救助人員		3 7人							

[※]その他は応援協定に基づく出動等。

消防団編

宮崎市消防団配置図



消防団の沿革

宮崎市の消防団は、明治以前より六ヵ町村に町村名で呼ぶ町火消しが存在していた。明治6年廃藩置 県に呼応して青壮年による消防組が生まれ、各組とも独自の組織となって消防に従事したのが今日の組 織ある消防の始まりとも言うべきである。

明治23年2月新道(今の宮崎市旭一丁目あたり)の消防組を、当時宮崎県庁内にあった宮崎警察署の備付消防組として新道消防組が発足し、それに前後して次々と7部の消防組が創設された。

明治27年2月勅令により消防組規則が制定され、当時の部制を以て宮崎町消防組が組織された。

その後、周辺町村の合併などにより組織体制の改編を繰り返し、令和4年4月1日時点で1団16分団150部、消防団員条例定数2,754人(実団員数2,538人)の組織体制となっています。

明治27年 2月	勅令により消防組規則が制定され、当時の部制を以て宮崎町消防組が組織
	された。
	初代組頭に宮内伝次郎氏が任命された。
明治32年 3月	第2代組頭に渡辺辰五郎氏が就任。
明治35年 1月	第3代組頭に長谷川市之助氏が就任。
明治39年 1月	第4代組頭に赤井鋭太郎氏が就任。
明治44年 3月	第5代組頭に荒川畩市氏が就任。
大正 5年 3月	第6代組頭に吉岡弁蔵氏が就任。
大正 7年 1月	宮崎警察署が移転し、新道消防組の警察署備付が解かれた。新たに8部の消
	防組が編成された。
大正 8年 1月	第7代組頭に荒川宗市氏が就任。
大正10年 1月	第9部が設置された。
大正10年 5月	第8代組頭に高島嘉一郎氏が就任。
大正10年	2月に第1部へ、5月に第3部へガソリンポンプを、10月に第8部へ蒸気
	ポンプを購入し機械化の一歩を踏み出す。
大正11年 2月	第10部が設置された。各部には消防員50人から60人が所属していた。
大正13年 4月	宮崎町、大淀町及び大宮村の廃置分合を行い、市制を施行した。当時は、
	面積 45.15km ² 、人口 42,920 人であった。
	北部消防組、中央消防組、南部消防組の3消防組29部で宮崎市消防組の創
	設を見る。 宮崎市消防組頭は、収入役の高島嘉一郎氏が兼務。
大正15年 1月	宮崎市内的組織は、収入反の高局器一郎氏が兼務。 宮崎市と4町村連合消防出初式が行われた。
昭和 2年 5月	宮崎市初のポンプ自動車を第4部(末広町、大工町、松橋)に配備する。
昭和 3年 3月	第9代組頭に川野雄三氏が就任。
昭和 7年 1月	おりへ起頭にバヨな正式が成日。 市消防組がはじめて上水道利用による放水試験を行った。
昭和 7年 4月	横村の編入合併で消防組が改組され、4 消防組34 部となる。
昭和 7年 8月	市消防組が改組され、4消防組23部となる。
昭和 7年10月	宮崎市常備消防部が設置され、部長以下19人と消防車2台を配備した。
昭和12年 4月	常備消防部が、南詰め所と北詰め所へ運転手と消防手を1人ずつ常時勤務さ
H 1 - 27	せることにした。
昭和14年 4月	宮崎県が警防団令施行細則を制定。宮崎市消防組を宮崎市警防団と改称。
	これにより組頭を団長、副組頭を副団長、部頭を部長、小頭を班長、消防手
	を団員と改めた。
	ha // #kpt-FT 등)는 kp 등록 중 U mz +#- 근 로 그 있는/ / 로

初代警防団長に組頭の川野雄三氏が就任。

昭和18年 4月	赤江町の編入合併により分団制を採用。中央、大淀、大宮、檍、赤江の5分団を編成。警防団長、副団長、各分団の分団長を最高幹部とし、総団員1,650
昭和20年 3月	人となる。 戦時警防の守りを固めるため、宮崎市警防団本部が設置され、団長、本部付 副団長、本部付部長が各1人ずつ、班長、連絡員が各2人ずつ配置された。
昭和20年 5月	警防団員 金丸伊織氏が防空壕建設資材を運搬中、爆撃機の直撃を受け殉 職。
昭和20年 6月	警防団員 児玉伊織氏が空襲により殉職。
昭和22年10月	宮崎県消防協会が発足した。
昭和23年 3月	7日 消防組織法が施行された。
昭和23年 4月	市常備消防部内に宮崎市消防本部が設置された。
昭和23年 6月	市常備消防部が宮崎市消防署に昇格した。
昭和23年 8月	10日 消防団令の公布により、宮崎市警防団を宮崎市消防団に改称した。
-H14 2 0 1 0/1	1 本部 5 分団 33 部団員数 1,704 人となる。
	第2代団長に川野芳満氏が就任。
昭和23年 9月	27日 消防組織法の施行に伴い、宮崎市消防団条例が制定され新制度の消防
FE11 2 0 0 / 1	団が発足した。
昭和24年 7月	第3代団長に恒吉忠蔵氏が就任。
昭和26年 4月	瓜生野、木花、青島、倉岡の4ヵ村の編入合併で消防団を改組し、分団制を
	編成した。
	副団長を2人増し、9分団 57部 団員数1,612人となる。
昭和26年12月	非常招集を受け、出場中の消防団車がロータリーで横転し、消防団員 長友
	周一郎氏が殉職、12人が重軽傷を負った。
昭和27年 3月	(財) 日本消防協会長より表彰旗を授与。
昭和27年11月	第4代団長に津村信男氏が就任。
昭和32年 4月	副団長を2人減員し3人に変更。
昭和32年10月	住吉村の編入合併で、10 分団 63 部 1,779 人となる。
四個34十10万	
昭和33年2月	第5代団長に川野満雄氏が就任。
昭和33年 2月	第5代団長に川野満雄氏が就任。
昭和33年 2月 昭和38年 4月 昭和43年 4月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団 72部1,401人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。
昭和33年 2月 昭和38年 4月 昭和43年 4月 昭和43年 8月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団 72 部 1,401 人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。
昭和33年 2月 昭和38年 4月 昭和43年 4月 昭和44年 8月 昭和44年 4月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団72部1,401人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。 第7代団長に長倉功氏が就任。副団長を3人から4人に変更。
昭和33年 2月 昭和38年 4月 昭和43年 4月 昭和43年 8月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団 72 部 1,401 人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。
昭和33年 2月 昭和38年 4月 昭和43年 4月 昭和43年 8月 昭和44年 4月 昭和46年 1月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団72部1,401人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。 第7代団長に長倉功氏が就任。副団長を3人から4人に変更。 住吉分団第3部の消防団車庫を新築。今年度より全額市費での建設となる。
昭和33年 2月 昭和38年 4月 昭和43年 4月 昭和43年 8月 昭和44年 4月 昭和46年 1月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団72部1,401人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。 第7代団長に長倉功氏が就任。副団長を3人から4人に変更。 住吉分団第3部の消防団車庫を新築。今年度より全額市費での建設となる。 第13回宮崎県消防操法大会ポンプ自動車の部に、大淀分団第3部が出場し
昭和33年2月昭和38年4月昭和43年4月昭和44年4月昭和46年1月昭和47年9月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団72部1,401人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。 第7代団長に長倉功氏が就任。副団長を3人から4人に変更。 住吉分団第3部の消防団車庫を新築。今年度より全額市費での建設となる。 第13回宮崎県消防操法大会ポンプ自動車の部に、大淀分団第3部が出場し 優勝した。
昭和33年 2月 昭和38年 4月 昭和43年 4月 昭和43年 8月 昭和44年 4月 昭和46年 1月 昭和47年 9月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団72部1,401人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。 第7代団長に長倉功氏が就任。副団長を3人から4人に変更。 住吉分団第3部の消防団車庫を新築。今年度より全額市費での建設となる。 第13回宮崎県消防操法大会ポンプ自動車の部に、大淀分団第3部が出場し 優勝した。 赤江分団を9部に再編成11分団73部となる。定員の改正無し。
昭和33年 2月 昭和38年 4月 昭和43年 4月 昭和43年 8月 昭和44年 4月 昭和46年 1月 昭和47年 9月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団72部1,401人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。 第7代団長に長倉功氏が就任。副団長を3人から4人に変更。 住吉分団第3部の消防団車庫を新築。今年度より全額市費での建設となる。 第13回宮崎県消防操法大会ポンプ自動車の部に、大淀分団第3部が出場し 優勝した。 赤江分団を9部に再編成11分団73部となる。定員の改正無し。 火災時などの災害時の現場確認のため、分団長以上(16人)に受令器を貸与
昭和33年 2月 昭和38年 4月 昭和43年 4月 昭和43年 8月 昭和44年 4月 昭和46年 1月 昭和47年 9月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団 72部1,401人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。 第7代団長に長倉功氏が就任。副団長を3人から4人に変更。 住吉分団第3部の消防団車庫を新築。今年度より全額市費での建設となる。 第13回宮崎県消防操法大会ポンプ自動車の部に、大淀分団第3部が出場し 優勝した。 赤江分団を9部に再編成11分団73部となる。定員の改正無し。 火災時などの災害時の現場確認のため、分団長以上(16人)に受令器を貸与 した。
昭和33年 2月 昭和38年 4月 昭和43年 4月 昭和44年 4月 昭和46年 1月 昭和47年 9月 昭和53年 4月 昭和53年 7月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団 72部1,401人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。 第7代団長に長倉功氏が就任。副団長を3人から4人に変更。 住吉分団第3部の消防団車庫を新築。今年度より全額市費での建設となる。 第13回宮崎県消防操法大会ポンプ自動車の部に、大淀分団第3部が出場し 優勝した。 赤江分団を9部に再編成11分団73部となる。定員の改正無し。 火災時などの災害時の現場確認のため、分団長以上(16人)に受令器を貸与 した。 宮崎市消防団旗を新調。 宮崎国体秋季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎国体秋季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。
昭和33年 2月 昭和38年 4月 昭和43年 4月 昭和43年 8月 昭和44年 4月 昭和47年 9月 昭和53年 4月 昭和53年 7月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団72部1,401人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。 第7代団長に長倉功氏が就任。副団長を3人から4人に変更。 住吉分団第3部の消防団車庫を新築。今年度より全額市費での建設となる。 第13回宮崎県消防操法大会ポンプ自動車の部に、大淀分団第3部が出場し 優勝した。 赤江分団を9部に再編成11分団73部となる。定員の改正無し。 火災時などの災害時の現場確認のため、分団長以上(16人)に受令器を貸与 した。 宮崎市消防団旗を新調。 宮崎国体夏季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎国体秋季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎国体秋季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。
昭和33年 2月 昭和38年 4月 昭和43年 4月 昭和43年 8月 昭和44年 4月 昭和46年 1月 昭和47年 9月 昭和53年 7月 昭和53年 7月 昭和53年 7月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団72部1,401人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。 第7代団長に長倉功氏が就任。副団長を3人から4人に変更。 住吉分団第3部の消防団車庫を新築。今年度より全額市費での建設となる。 第13回宮崎県消防操法大会ポンプ自動車の部に、大淀分団第3部が出場し 優勝した。 赤江分団を9部に再編成11分団73部となる。定員の改正無し。 火災時などの災害時の現場確認のため、分団長以上(16人)に受令器を貸与 した。 宮崎市消防団旗を新調。 宮崎国体夏季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎国体及季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎国体秋季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎市消防団が日本消防協会長表彰 竿頭綬を受賞した。
昭和33年 2月 昭和38年 4月 昭和43年 4月 昭和43年 8月 昭和44年 4月 昭和47年 9月 昭和53年 4月 昭和53年 7月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団72部1,401人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。 第7代団長に長倉功氏が就任。副団長を3人から4人に変更。 住吉分団第3部の消防団車庫を新築。今年度より全額市費での建設となる。 第13回宮崎県消防操法大会ポンプ自動車の部に、大淀分団第3部が出場し優勝した。 赤江分団を9部に再編成11分団73部となる。定員の改正無し。 火災時などの災害時の現場確認のため、分団長以上(16人)に受令器を貸与した。 宮崎市消防団旗を新調。 宮崎国体夏季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎国体秋季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎国体秋季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎国体秋季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎国体秋季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。
昭和33年 2月 昭和38年 4月 昭和43年 4月 昭和43年 8月 昭和44年 4月 昭和46年 1月 昭和47年 9月 昭和53年 7月 昭和53年 7月 昭和53年 7月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団72部1,401人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。 第7代団長に長倉功氏が就任。副団長を3人から4人に変更。 住吉分団第3部の消防団車庫を新築。今年度より全額市費での建設となる。 第13回宮崎県消防操法大会ポンプ自動車の部に、大淀分団第3部が出場し 優勝した。 赤江分団を9部に再編成11分団73部となる。定員の改正無し。 火災時などの災害時の現場確認のため、分団長以上(16人)に受令器を貸与 した。 宮崎市消防団旗を新調。 宮崎国体夏季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎国体及季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎国体秋季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎市消防団が日本消防協会長表彰 竿頭綬を受賞した。
昭和33年 昭和38年 昭和43年 昭和43年 昭和43年 昭和44年 昭和46年 1月 昭和53年 7月8月 昭和46年 9月 昭和53年 7月昭和53年 昭和54年 10月 昭和56年 1月9月 9	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団72部1,401人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。 第7代団長に長倉功氏が就任。副団長を3人から4人に変更。 住吉分団第3部の消防団車庫を新築。今年度より全額市費での建設となる。 第13回宮崎県消防操法大会ポンプ自動車の部に、大淀分団第3部が出場し 優勝した。 赤江分団を9部に再編成11分団73部となる。定員の改正無し。 火災時などの災害時の現場確認のため、分団長以上(16人)に受令器を貸与 した。 宮崎市消防団旗を新調。 宮崎国体及季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎国体秋季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎国体秋季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎市消防団が日本消防協会長表彰 竿頭綬を受賞した。 大淀分団員で結成したラッパ隊35人が、7日に行われた宮崎市消防出初式 で初めて吹奏した。 第8代団長に小八重成夫氏が就任。
昭和33年 2月 昭和38年 4月 昭和43年 4月 昭和43年 8月 昭和44年 1月 昭和47年 9月 昭和53年 7月 昭和53年 7月 昭和53年 7月 昭和54年10月 昭和56年 3月 昭和56年 6月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団72部1,401人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。 第7代団長に長倉功氏が就任。副団長を3人から4人に変更。 住吉分団第3部の消防団車庫を新築。今年度より全額市費での建設となる。 第13回宮崎県消防操法大会ポンプ自動車の部に、大淀分団第3部が出場し 優勝した。 赤江分団を9部に再編成11分団73部となる。定員の改正無し。 火災時などの災害時の現場確認のため、分団長以上(16人)に受令器を貸与 した。 宮崎市消防団旗を新調。 宮崎国体夏季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎国体秋季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎市消防団が日本消防協会長表彰 竿頭綬を受賞した。 大淀分団員で結成したラッパ隊35人が、7日に行われた宮崎市消防出初式 で初めて吹奏した。
昭和33年 2月 昭和38年 4月 昭和43年 4月 昭和43年 8月 昭和44年 1月 昭和47年 9月 昭和53年 7月 昭和53年 7月 昭和53年 7月 昭和54年10月 昭和56年 1月 昭和56年 1月 昭和56年 8月	第5代団長に川野満雄氏が就任。 生目村の編入合併で、11分団72部1,401人となる。 第5代団長川野満雄氏の退団により、消防団長事務取扱に消防長池田聖氏が 就任。 第6代団長に池田聖氏が就任。消防長と兼務。 第7代団長に長倉功氏が就任。副団長を3人から4人に変更。 住吉分団第3部の消防団車庫を新築。今年度より全額市費での建設となる。 第13回宮崎県消防操法大会ポンプ自動車の部に、大淀分団第3部が出場し 優勝した。 赤江分団を9部に再編成11分団73部となる。定員の改正無し。 火災時などの災害時の現場確認のため、分団長以上(16人)に受令器を貸与 した。 宮崎市消防団旗を新調。 宮崎国体及季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎国体秋季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎国体秋季大会が開催され会場及び宿舎周辺の警備を実施。 宮崎市消防団が日本消防協会長表彰 竿頭綬を受賞した。 大淀分団員で結成したラッパ隊35人が、7日に行われた宮崎市消防出初式 で初めて吹奏した。 第8代団長に小八重成夫氏が就任。 第9代団長に髙吉富夫氏が就任。

→ 5 - 4	
平成 5年 3月	消防団専用の無線基地が竣工し運用を開始した。
平成 5年 4月	消防団員条例定数を 1,401 人から 1,600 人に増員した。
	女性消防団員の条例定数を 30 人から 85 人に増員し採用した。
平成 5年 9月	女性消防団を本部付分団に改称し1分団 6 部に改編。これにより 12 分団 80
	部となる。
	大淀分団に第8部を配置、12分団81部となる。
平成 6年 3月	消防庁長官表彰を授与。
平成 7年 4月	赤江分団に第 10 部を配置、12 分団 82 部となる。
平成 7年10月	全国女性消防団員活性化宮崎大会を開催。全国から 2,000 余人の参加があっ
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	\mathcal{L}_{\circ}
平成 8年 2月	日本消防協会最高栄誉賞の特別表彰「まとい」を受賞
平成 9年 4月	青島分団を改編し第4部と第7部を統合した。これにより12分団81部とな
1/4% 0 1/1	5。
平成10年 4月	ふ。 赤江分団に第 11 部を配置、12 分団 82 部となる。
平成10年 4月 平成10年10月	
十成10年10月	
亚子 1 1 左 - 0 日	分団 85 部となる。
平成11年 2月	第10代団長に日髙正利氏が就任。
平成11年11月	「第1回消防と音楽のつどい」を開催した。
平成12年 4月	太平洋・島サミット開催に伴う、特別警戒の実施。
平成12年 7月	九州・沖縄サミット宮崎外相会合が開催され特別警備を実施。期間中、延べ
	339 人の団員が警備にあった。
平成13年 3月	赤江分団第8部に電動巻き上げ式のホース乾燥塔を設置した。
平成13年 4月	第 11 代団長に猪野藤光氏が就任。
平成13年 7月	消防団員の処遇改善を図るため、消防団車庫にシャワー室を設定した。
平成14年 3月	第1回、平常時における地域活動表彰を本部付分団が受賞した。
平成15年 3月	青島分団及び檍分団に初めてCD-1型消防車を配備した。
平成16年 4月	第12代団長に鬼束茂基氏が就任。
平成17年 9月	台風 14 号到来。(床上浸水 1, 976 棟、床下浸水 403 棟)
平成17年11月	台風 14 号の功績により国土交通大臣表彰を受賞した。
平成18年 1月	佐土原町、田野町、高岡町の編入合併により、「新宮崎市」誕生。
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	合併協議により、当分の間、連合消防団(宮崎市消防団、宮崎市佐土原消防
	団、宮崎市田野消防団、宮崎市高岡消防団)とすることで、4 団 28 分団 132
	部 2,350 名となる。
平成18年 1月	第13代宮崎市消防団長に尾中代傳氏が就任。
1/1/2/10 — 1/1	初代宮崎市佐土原消防団長に池田英治氏が就任。
	初代宮崎市田野消防団長に日髙儀久氏が就任。
	初代宮崎市高岡消防団長に古田後男氏が就任。
平成18年 2月	台風14号の功績により消防庁長官表彰を受賞した。
平成18年 4月	平成18年1月の合併により、支部編成も「宮崎市支部」から宮崎市に清武
T. N. 1 0 F 0 F	町を加え、「宮崎支部」となる。
平成18年 9月	台風 14 号の功績により防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞した。
平成19年 4月	第2代宮崎市高岡消防団長に鴨河貞夫氏が就任。
平成19年 6月	全国初の機能別消防団員「水上バイク隊」創設(15人)。
平成21年 4月	連合消防団を廃止し、新たに宮崎市消防団として 1 団 22 分団 132 部 2, 350
	名となる。
平成22年 3月	清武町の編入合併により、連合消防団(宮崎市消防団、宮崎市清武消防団)
	となる。
	初代宮崎市清武消防団長に坂元正和氏が就任。
平成23年 4月	連合消防団から一団制消防団に移行。
	新たな宮崎市消防団組織は1団17分団152部2,710人となる。
平成25年 3月	(財) 日本消防協会会長より表彰旗を授与。
ı	

平成25年 4月	合併特例の期間を終え、1分団長、1副分団長体制となる。
平成26年 3月	尾中代傳氏が日本消防協会会長より特別功労章を授与。
平成26年 4月	第 14 代宮崎市消防団長に髙橋昌久氏が就任。
平成27年 3月	宮崎市消防団と宮崎市消防局が消防庁長官表彰(竿頭綬)を受賞した。
平成28年 3月	瓜生野分団第4部、田野分団第14部を廃止(隣接部へ統合)。
	1 団 17 分団 150 部となる。
平成30年 4月	瓜生野分団と倉岡分団を統合し、北分団を新設。
	1 団 16 分団 150 部となる。
平成30年 5月	宮崎県消防協会会長に髙橋昌久団長が就任。
平成30年12月	学生の消防団員が相当数増加したとして、総務大臣より感謝状を授与。
平成31年 3月	宮崎市消防団が日本消防協会会長表彰(竿頭綬)を受賞した。
平成31年 4月	機能別団員として、大規模災害団員を創設(定数 112 名)。
	高岡分団の定数を 198 名、清武分団の定数を 322 名、女性分団の定数を 80
	名に変更。
	1 団 16 分団 150 部 2,754 名となる。
令和 2年 3月	消防団員が相当数増加したとして、総務大臣より感謝状を授与。
	宮崎市消防団が宮崎県知事表彰(優良消防団)を受賞した。
令和 3年 3月	髙橋昌久氏が日本消防協会会長より特別功労賞を授与。
令和 3年 6月	日本消防協会理事に髙橋昌久団長が就任。



消すぞうくん 入団日: 平成17年4月1日



ケスミーちゃん 入団日: 平成30年4月1日

消防団の組織体制

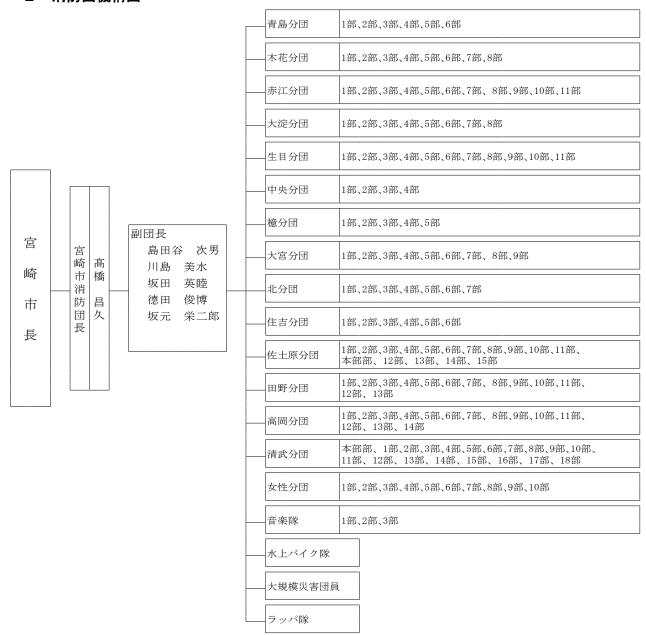
1 消防団の概要

消防団は、郷土愛護の精神を基調としており、地域に密着した防災活動機関です。

消防団員は、日常は各自の職業に従事しながら、火災時には、消火活動や鎮火した後の警戒などを、風水害時には河川の氾濫や土砂崩れの監視などを行います。また、平常時は行方不明者の捜索や地域の行事・祭りなどの警戒といった地域に密着した地域防災のリーダーとして活動しています。

宮崎市消防団は、明治のはじめから規則等の改正や周辺町村の編入合併による組織体制の 改編や、変化する社会情勢に柔軟に対応するために組織の強化を図り、平成31年4月1日 より、1団16分団150部、2,754人(条例定数)の組織体制となっています。

2 消防団機構図



消防団員の身分等

宮崎市の消防団員は、日常は各人の生業に携わりながら、災害時や訓練の際にその都度招集されて消防活動に従事する非常勤の団員です。地方公務員法上特別職の地方公務員とされ、消防団員の身分関係は消防組織法と宮崎市の条例で定められています。

〇消防団に関係する宮崎市の条例

- ・宮崎市消防団の設置等に関する条例
- ・宮崎市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例
- · 宮崎市消防団員等公務災害補償条例
- ・宮崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 など

1 消防団員の報酬

消防団員には、各消防団、階級に応じて下記の報酬が支払われます。令和3年度は、2,733人に104,151千円が支払われました。

年報酬支払状況

単位:千円

年 度	R3	R2	R1
支払対象者数	2,733	2,798	2,708
支 払 総 額	104,151	85,010	86,026

年報酬額(令和3年度)

単位:円

階 級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
金 額	130,000	90,000	80,000	64,000	55,000	36,000	30,000

[※]機能別団員にあっては、5,000円。

2 消防団員の費用弁償(出動手当)

消防団員には、水火災その他の災害の警戒、鎮圧等に出動したときや、訓練その他の消防業務に従事したときは、1回につき3,700円が費用弁償として支給されています。令和3年度は、団員が延べ13,159回出動し、48,688千円が支払われました。

消防団員の出動状況及び費用弁償支払状況(令和3年度)

	合計	火災	風水害等	訓練	講習	団行事その他
出動回数(回)	13,159	3,465	1,541	1,475	363	6,315
支払総額(千円)	48,688	12,821	5,702	5,458	1,343	23,366

[※]令和4年4月1日から、消防団員の報酬は、年額報酬と出動報酬に改められました。

3 消防団員の公務災害補償制度

この制度は、消防団員等が公務上の災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、あわせて被災団員及びその遺族の福祉に関して必要な福祉事業を行い、被災団員及びその遺族の生活安定と福祉の向上に寄与することを目的とします。

(1) 損害補償の種類

①療養補償 ②休業補償 ③傷病補償年金 ④障害補償 ⑤介護補償 ⑥遺族補償 ⑦葬祭補償

(2) 福祉事業の種類(21種類、主なものを掲載)

①外科後処置 ②補装具 ③アフターケア ④休業援護金 ⑤奨学援護金 ⑥障害特別支給金

公務災害発生状況

単位:件

年	度	R3	R2	R1
合	計	1	3	2
災害活	動	0	0	1
訓練	中	0	1	0
そ の	他	1	2	1

4 退職報償金支給制度

この制度は、消防団員の処遇改善を図るため、昭和30年代から顕在化してきた団員の減少という情勢をふまえ、その確保対策として永年その職にたずさわってきたことの労苦に報いるため、昭和39年度に創設されました。

退職報償金は5年以上勤務して退職した消防団員(死亡による退職者には、その遺族)に対し、階級及び勤務年数に応じ200千円から979千円が支給されます。

令和3年度は、89人に対し35,778千円が支給されました。

退職報償金支払状況

単位:千円

年 度	R3	R2	R1	
支払対象者数	89	81	94	
支 払 総 額	35,778	33,290	37,135	

5 家族功労金支給制度

この制度は、永年消防団員の活動に協力援助し消防に対する功労があると認められる親族に対して、 感謝状にあわせて賞金(家族功労金)を贈る制度で、平成7年度から行っています。

家族功労金は10年以上勤務し退職した消防団員の親族に対し、協力援助年数に応じて40千円から150千円が授与されます。

令和3年度は、65人に対し5,620千円が授与されました。

家族功労金支払状況

単位:千円

年 度	R3	R2	R1
支払対象者数	65	62	70
支 払 総 額	5,620	5,430	6,060

6 消防団員の共済・年金制度

宮崎市消防団員は、公益財団法人 日本消防協会が運営・支援する共済・年金制度に加入しています。 消防局の消防団事務担当者が加入・契約や支払請求の事務手続きを行っています。

(1) 福祉共済制度

消防団員が死亡し、又は障害を受けた場合に、その家族の生活を守るための共済制度を確立するこ とを目的として実施し、弔慰金、重度障害見舞金、障害見舞金、入院見舞金を支払います。当市消防 団では、全員が加入し掛金は自己負担です。

- 掛金 3,000円
- 見舞金等の支給額
 - ・ 弔慰金、重度障害見舞金 (公務によるもの) 2,300万円
 - ・遺族援護金、生活援護金(公務外によるもの)
- 100万円
- ・入院見舞金(7日以上入院した場合)…… 1日につき 1,500円
- 運営 公益財団法人 日本消防協会

(2) 火災共済制度

消防団員の福利厚生をはかるため、共同互助の精神に基づいて、不慮の災害による損害を補償する とともに、生活の文化的、経済的改善を図ることを目的としています。当市消防団では、全世帯が加 入し掛金は自己負担です。

- 掛金等(当市消防団の現状)
 - ・B型 全団員が出資金2口・200円。掛金10口・1,000円で契約しています。
- 〇 共済金
 - ・B型 150万円
- 運営の主体 全日本消防人共済会((公財)日本消防協会支援)

(3) 消防個人年金

消防団活動を通じて「社会公共のために尽くした人が、報われるように」という趣旨のもとに、団 員を生涯処遇しようという考えで創設されたもので、団員の老後の生活安定と福祉の向上に資するた めの制度です。

- 掛金等
 - ・月払は10口1万円(年間12万円)から千円単位で、半年払は10口1万円(年間2万円)か ら千円単位で加入できます。
 - ・納付は口座振替とし、年1回、加入者の指定する口座から自動振替えします。
- 年金開始年齢
 - 満65歳です。
- 年金の種類
 - ・年金 10年確定年金、15年確定年金又は10年保証期間付終身年金
 - ・一時金 脱退一時金又は遺族一時金
 - 特別年金
 - 遺族年金
- 運営 公益財団法人 日本消防協会

分団別消防団員数及び消防自動車

	区 分	合 計	団本部	青島	木 花	赤江	大淀	生目	中央	檍	大 宮	北	住吉
	条例定数	2, 754	7	129	150	185	154	211	75	102	174	160	122
	合 計	2, 538	6	118	142	176	148	210	65	100	166	137	115
	団 長	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実	副団長	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	分団長	16	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
団	副分団長	16	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
員	部 長	150	_	6	8	11	8	11	4	5	9	7	6
	班 長	427	_	18	24	33	24	33	12	15	27	21	18
	団 員	1, 923	_	92	108	130	114	164	47	78	128	107	89
	合 計	144	0	7	8	11	8	11	4	5	9	7	6
消	ポンプ車	16	-	2	-	-	3	2	2	3	1	-	_
消防自動車	積 載 車	118	-	4	8	11	5	9	2	2	8	7	6
車	タンク車	6	_	1	-	-	-	-	-	_	-	_	_
	その他	4	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

入団・退団状況

区分	宮崎市消防団	
令和3年4月1日	日 団員数	2, 607
令和3年度	退団者数	142
令和3年度途中	7入団者数	39
令和4年度	入団員数	33
令和4年度	再入団者	1
令和4年4月1日	日 団員数	2, 538

					令和4	年4月1	日現在
佐土原	田野	圄	清武	女性 分団	音楽隊	水上 バイク隊	大規模 災害団員
274	240	198	322	80	45	14	112
252	230	163	281	72	42	13	102
	-	-	-	_	_	_	-
-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	1	1	1	1	-	-
1	1	1	1	1	1	_	_
16	13	14	19	10	3	_	_
48	39	42	57	10	6	_	_
186	176	105	203	50	31	13	102
20	14	15	19	-	_		_
1	1	-	1	-	-		_
12	12	14	18	-	_		_
3	1	1	-	-	_		_
4	-	-	-	-	-		_

※ ポンプ車…消防ポンプ自動車

積 載 車…小型ポンプ積載消防自動車

タンク車…水槽付き消防ポンプ自動車

その他…水槽車、バイク

消防団員の階級別年齢構成

令和4年4月1日現在

111197 H-1 26 4	7 FH 11X/7-	דו יושו ני				111111111	<u>月 口坑江</u>
区分	合計	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上
合 計	2,538	5	246	739	973	406	169
団長	1	_	-	-	-	-	1
副団長	5	-	-	-	-	3	2
分 団 長	16	_	_	_	5	11	-
(女性)	1	_	-	-	_	1	-
副分団長	16	-	-	1	11	4	-
(女性)	1	-	-	-	-	1	-
部長	150	-	6	64	57	19	4
(女性)	11	-	1	1	3	4	2
班長	427	-	43	158	178	41	7
(女性)	14	_	2	2	4	4	2
団員	1,923	5	197	516	722	328	155
(女性)	81	-	15	12	31	12	11
(女 性) 班 長 (女 性) 団 員	11 427 14 1,923	- - -	43 2 197	1 158 2 516	3 178 4 722	41 41 4 328	15

[※]下段は女性団員で内数

消防団員の分団別年齢構成

令和4年4月1日現在

	//J	דן יוואו ו ניו	71 7 0				1- 1- 1	ハ・ロシに正
区分	合計	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上	平均年齢
合 計	2,538	5	246	739	973	406	169	42.6
団本部	6	_	-	-	-	3	3	59.5
青島	118	-	17	38	23	28	12	43.0
木花	142	-	18	46	54	23	1	40.5
赤江	176	_	15	30	64	44	23	46.4
大淀	148	1	9	27	55	40	16	45.9
生目	210	_	16	76	98	20	_	40.1
中央	65	-	7	10	26	19	3	43.9
檍	100	_	4	22	42	22	10	45.8
大宮	166	1	7	41	63	43	11	44.6
北	137	-	12	44	52	25	4	42.2
住吉	115	_	10	45	43	17	_	40.4
佐土原	252	1	31	91	107	22	_	39.1
田野	230	_	26	100	101	3	_	38.0
高岡	163	-	16	39	83	25	_	41.7
清武	281	2	36	111	110	22	_	38.6
女性	72	_	11	7	21	19	14	47.0
音楽隊	42	_	10	10	18	2	2	39.4
水上バイク隊	13	_	1	2	5	3	2	48.3
大規模災害団員	102	_	-	-	8	26	68	62.8

消防団員の階級別勤続年数構成

82 1 5
1
1 5
5
_
-
_
_
1
-
2
_
73
_

[※]下段は女性団員で内数

消防団員の分団別勤続年数構成

令和4年4月1日現在

区分	合計	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	平均 勤続年数
合 計	2,538	516	495	505	452	328	160	82	12.8
団本部	6	-	-	-	-	-	-	6	34.3
青島	118	32	20	21	22	8	8	7	12.5
木花	142	25	33	24	31	18	9	2	12.5
赤江	176	32	35	33	27	26	14	9	14.0
大淀	148	41	19	33	22	16	9	8	12.6
生目	210	30	55	43	45	26	10	1	12.2
中央	65	17	16	12	7	9	2	2	11.2
檍	100	14	17	21	10	17	9	12	16.1
大宮	166	29	37	41	24	15	11	9	12.9
北	137	23	34	36	19	11	10	4	12.4
住吉	115	17	24	24	20	18	8	4	13.7
佐土原	252	41	50	56	56	37	6	6	12.6
田野	230	21	38	72	41	40	17	1	14.1
高岡	163	20	38	16	29	33	20	7	15.2
清武	281	34	55	53	70	39	26	4	14.0
女性	72	27	12	16	14	2	1	_	8.4
音楽隊	42	8	9	4	8	13	-	-	13.2
水上バイク隊	13	3	3	_	7	_	_	_	10.1
大規模災害団員	102	102	-	-	-	_	_	_	2.6

消防団員の職業構成

令和4年4月1日現在

合計	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸 通信業	卸売 小売業 飲食店	専門学校生
	522	9	27	4	437	159	89	90	215	6
2,538	金融 保険業	不動産業	サービス 業	国家公務員	地方公務員	特殊法人等 公務員に準 ずる職員	分類不能の 産業	その他	日本郵政 グループ	大学生
	31	12	349	0	100	163	11	278	15	21

消防団員の就業形態

令和4年4月1日現在

			自営業者		その他			
合計	被用者	被用者 のある 業主	被用者 のない 業主	家族 従業者	役員	家庭 内職者	その他	
2,538	1,457	135	206	465	73	11	191	

広域消防団の現勢

令和4年4月1日現在

区		分			合 計	国富町	綾町
条 例	定	数			549	339	210
		合	計		538	338	200
実	団			쳄	2	1	1
	副	5	Ð	長	4	2	2
	分	Ī	Ð	長	7	4	3(指導員)
団	副	分	寸	長	-	_	-
_	部			長	29	20	9
員	班			長	31	21	10
	寸			員	468	290	178
		合	計		37	25	12
消	ポ	ン	プ	車	3	_	3
防	積	載	戈	車	26	20	6
נעו	タ	ン	ク	車	1	_	1
自	小	型タ	ンク	車	-	_	-
	小	型 7	ポン	プ	3	3	-
動	可	拼	及	車	-	_	-
車	広		艮	車	3	2	1
	救」	助 資	機材	車	1		1

ポンプ車…消防ポンプ自動車

積載車…小型ポンプ積載消防自動車

タンク車…水槽付き消防ポンプ自動車

小型タンク車…小型ポンプ付水槽車

小型ポンプ…小型動力ポンプ

可 搬 車…可搬ポンプ積載車

消防年報

(令和4年度版)

編集・発行 令和4年7月

宮崎市消防局総務課

〒880-0023 宮崎市和知川原一丁目64番地2

TEL (0985) 3 2 - 4 9 0 1

 $URL \quad http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/life/fire_department/emergency/$



お出かけは マスク戸締り 火の用心

(2022年度 全国統一防火標語)